

『吾妻鏡』の批判的研究

——「〇―御」なる用語の検覈を通して——

野口武司

一

稿者は、本誌前号において、『吾妻鏡』の諸記事に随見される『ある特定の人物ないしはその人物の行為・行動に敬意を表わし、あるいは親情を添えて、さらにあるいは、ある事柄・事蹟に畏敬の念を抱懐して「タマフ」〔給「御」の両字〕と表現したり、人物名の下に「殿」や「主」の文字を付記したりする事例』のあり方に著眼し、その実態を精査して、これに検討を加えることにより、同書の成立や性格の一斑を闡明するための一助とすべき聊かの鄙見を披瀝してみた。併し乍らそこでは、「御」字でも、たとえば、「入―御」、「出―御」などのように、熟語の一部としての、「御」字とその上部に冠する文字との間にハイフンを挿入して訓まれるべき、あるいは、そう訓まれるのが妥当・穩当とみられる用語（以下、これを「〇―御」用語」と仮称する。）の事例数が頗る多く、また、その種類も多岐に亘っていて、それらを収束するには余りにも煩瑣な操作を必要とすることから、これを一応、研究対象の外に措き、後日の勘考に俟つこととした。仍ってここでは、改めてそうした「〇―御」用語を俎上に載せて検覈し、考驗することとし、而して斯かる作業を通して導き出される処の知見と、前稿において試みられた提言とを併せて同書の成立や性格の一端を究明するための資

としたい。

二

まず始めに、以下に試みる陳述の便宜を考慮して、『吾妻鏡』にみる「〇〇御」用語について、その使用事例のすべてを含む一条の文章を必要最小限において掲載するとともに、その事例通番号、〇〇御」用語の被使用対象主格者（以下、これを〇〇御」用語対象主格者」と略称する。）、用語種類、所見年・月・日条を分かり易く纏めて示した表一」と、件の〇〇御」用語対象主格者の内訳・実態をば氏族・姓名別、事柄・内容別に分類整理して、それらに各々如何ほどずつの事例数が存するかを一目瞭然たらしめた「氏族・姓名別、事柄・内容別〇〇御」用語対象主格者」並びにその用語の被使用事例数一覧」と、その多種多様な〇〇御」用語の被使用事例が氏族別・内容別に各々如何ほどずつ存するかといった事柄についての集計結果を一括して示した表二」と、〇〇御」用語対象主格者の系譜的位置関係を明確ならしめるべく、そうした者についての系譜とを併せて掲記しておくこととする。

同書にみる「〇〇御」用語の全被使用事例（〇〇御」用語の被使用事例部分には、傍線を施し、二行割注部分には、年・月・日条を示し、〇印付月は閏月を示す。後掲表等においても同様。）

- 1、高倉宮去十五日密々入御三井寺…………… 治承 4・5・19条
- 2、爰武衛発軍兵之後。出御縁。令想合戦事給…………… 〃 4・8・17条
- 3、及晩。御台所渡御于走湯山文陽房覚淵之坊。邦通。昌長等候御共…………… 〃 4・8・19条
- 4、武衛可有渡御于上総介広常許之由被仰合。北条殿以下各申可然之由…………… 〃 4・9・1条
- 5・6、景益申云。無左右有入御于広常許之条不可然。如長狭六郎之謀者。猶満衝歎。先遣御使為御迎可参上之由。可被仰云々。仍自路次。更被廻御駕渡御于景益之宅…………… 〃 4・9・4条

- 7、着^レ御于相模国。畠山次郎重忠為^レ先陣。千葉介常胤候^レ御後。凡扈從軍士不^レ知^レ幾千万。…………… 4・10・6条
- 8、御台所入^レ御鎌倉。景義奉^レ迎之。…………… 4・10・11条
- 9、武衛始入^レ御鎌倉御亭。此間為^レ景義奉行^レ所^レ令^レ修理也。…………… 4・10・15条
- 10、及^レ晚着^レ御黄瀬河。以^レ来廿四日。被^レ定^レ箭合之期。…………… 4・10・18条
- 11、入^レ御松田御亭。此所。中村庄司奉^レ仰。日来所^レ加^レ修理也。…………… 4・10・25条
- 12、武衛赴^レ鎌倉。給。以^レ便路。入^レ御小栗十郎重成小栗御厨八田館云々。…………… 4・11・8条
- 13、以^レ武藏国丸子庄。賜^レ葛西三郎清重。今夜御^レ止^レ宿彼宅。清重令^レ妻女備^レ御膳。但不^レ申^レ其^レ實。為^レ入^レ御結構。自^レ他所^レ招^レ青女^レ之由言上云々。…………… 4・11・10条
- 14・15、去十月有^レ事始。令^レ營^レ作于大倉郷也。時尅。自^レ上総権介広常之宅。入^レ御新亭。御水干。御騎馬。(註略)和田小太郎義盛候^レ最前。(中略)畠山次郎重忠候^レ最末。入^レ御于寢殿之後。御共輩参^レ侍所。(註略)二行对座。義盛候^レ其中央。着到云々。凡出仕之者三百十一人云々。…………… 4・12・12条
- 16、今日御行始之儀。入^レ御藤九郎盛長甘繩之家。…………… 4・12・20条
- 17・18、御出儀御騎馬也。着^レ御于礼殿。専光房良暹予候^レ此所。先神馬一疋引^レ立宝前。(中略)次法華經供養。御聽聞。事終還御之後。千葉介常胤献^レ境飯。…………… 5・1・1条
- 19、工藤庄司景光生^レ取平井紀六。是去年八月早河合戰之時。害^レ北条三郎主^レ之者也。而武衛入^レ御鎌倉之後。紀六逐電。不^レ知行方之間。仰^レ駿河伊豆相模等之輩。被^レ搜求^レ之處。於^レ相模国簀毛辺。景光獲^レ之。…………… 5・1・6条
- 20、於^レ院殿上^レ有^レ議定。仰^レ武田太郎信義。可^レ被^レ下^レ武衛追討序御下文^レ之由被^レ定。(中略)至于子々孫々。对^レ御子孫。不^レ可^レ引^レ弓之趣。書^レ起請文。令^レ献覽之間。有^レ御对面。此間。猶依^レ有^レ御用心。召^レ義澄。(中略)景時。令^レ候

于御座左右云々。武田自取腰刀与行平。入御之後退出。返取之云々。…………… 5・3・7条

21、翌朝(日胤)聞高倉宮入御于三井寺之由上。詔武衛御願書於日惠。奔參宮御方。遂同月廿六日於光明山鳥居。為平氏被討取訖。…………… 5・5・8条

22・23、武衛為納涼逍遙。渡御三浦。彼司馬一族等兼日有結構之儀。殊申案内云々。(中略)義澄構盃酒院飯。殊

尽美。酒宴之際。上下沈醉。催其興之處。岡崎四郎義実所望武衛御水干。則賜之。(中略)広常頗嫉之。申云。此美服

者。如広常可拝領者也。被賞義実様老者之条存外云々。義実嗔云。広常雖思有功之由。難比義実最初之忠。更不可有对揚之存念云々。其間互及過言。忽欲企鬪爭。(中略)爰義連奔來。叱義実云。依入御。義澄勵經

宮。此時争可好濫吹乎。若老狂之所致歟。広常之躰又不叶物儀。有所存者。可期後日。…………… 5・6・19条

24・25、鶴岳若宮宝殿上棟。社頭東方構仮屋。武衛著御。々家人等候其南北。(中略)申尅事終。武衛令退出給。爰未見之

男一人。相交供奉人。(中略)武衛覽之。聊御思慮令立留給。未被出御詞之前。下河辺庄可行平虜件男訖。還御之後。召出庭中。…………… 養和 1・7・20条

26、武衛御行始。渡御于藤九郎盛長甘繩之家。佐々木四郎高綱懸御調度。在御駕之傍。…………… 寿永 1・1・3条

27、武衛渡御景廉車大路家。令訪病痾給。自今曉。心神復本之由申之。…………… 1・6・8条

28、御台所依御産氣。渡御比企谷殿。被用御輿。是兼日被點其所云々。…………… 1・7・12条

29、及晚。御台所有御産氣色。武衛渡御。諸人群集。…………… 1・8・11条

30、御台所并若公自御産所入御營中。佐々木太郎定綱。(中略)同四郎高綱等。奉昇若公御輿。…………… 1・10・17条

31、武衛寄事於御遊興。渡御義久燈摺家。召出牧三郎宗親被具御共。…………… 1・11・12条

- 32、去夜着_二御北条_一。…………… 3・3・20条
- 33、未尅。新造公文所吉書始也。(中略)其後行_二垵飯_一。武衛出御。千葉介經營。公私有_二引出物_一。…………… 元曆 1・10・6条
- 34、於_二鶴岡八幡宮_一有_二神樂_一。武衛參給。御神樂以後。入_二御別当坊_一。依_レ奉_レ請也。…………… 1・11・6条
- 35・36、南御堂事始也。武衛。(註略)渡_二御其所_一。御堂地南山麓構_二飯屋_一。御台所同入御。為_レ覽_二今日儀_一也。…………… 文治 1・2・19条
- 37・38・39・40、賢所神璽令_レ着_二今津辺_一御。仍頭中将通資朝臣參_二其所_一。入_レ夜。藤中納言(經房)。(中略)蔵人左衛門權佐親雅等。參_二向桂河_一。大秋之後。經_二朱雀大路并六条_一。自_二大宮_一入_二御待賢門_一。渡_二御官朝所_一。…………… 1・4・24条
- 41、建礼門院渡_二御于吉田辺_一(律師美憲坊)。又若宮(今上兄)。御_二坐船津_一之間。侍從信清令_二參向_一奉_レ迎_レ之。奉_レ入_二七条坊門亭_一云々。…………… 1・4・28条
- 42、二品相_二伴左典廐_一。渡_二御南御堂地_一。巡_二見造宮之躰_一。令_レ談_二合堂舎在所等_一給云々。…………… 1・5・21条
- 43、用明天皇二年(四月九日帝崩御)。七月日。上宮太子(于_レ時十六歲)。誅_二大臣守屋_一。…………… 1・6・21条
- 44、下河辺庄司行平。(中略)今日參_二宮中_一。獻_二盃酒_一。二品出御。武州。北条殿已下群參。…………… 1・8・24条
- 45、二品參給之處。宝殿左右扉破訖。為_レ解_二謝_一之。被_レ奉_二納御願書一通_一之上。(中略)被_レ行_二御神樂_一之後還_二御云々_一。…………… 1・8・27条
- 46、今日。南御堂。(註略)被_レ遂_二供養_一。(中略)還_二御之後_一。召_二義盛。景時_一。明日可有_二御上洛_一。聚_二軍士等_一令_レ着_二到_一之。…………… 1・10・24条
- 47、二品着_二御駿河國黃瀬河駅_一。被_レ触_二仰御家人等_一云。為_レ聞_二定京都事_一。暫可_レ逗_二留于此所_一。…………… 1・11・1条
- 48、還_二御鎌倉_一之處。左典廐被_レ申云。只今都人伝言云。義経反逆間可_レ被_レ下_二追討宣旨_一否事。被_レ仰_二合左右内府并帥納言(經房

- 「等」之処。右府意見首尾殊被_レ尽_レ理。皆是豈關東引級之詞也。…………… 1・11・10 条
- 49、及_レ暮雪。二品并御台所御_二參_一甘繩神明宮_一。以_二御還向便路_一。入_二御藤九郎盛長家_一云々。…………… 2・1・2 条
- 50、去年叙_二二品_一給之後。未_レ及_二御直衣始沙汰_一。(中略)今日被_レ刷_二其儀_一。則詣_二鶴岳八幡宮_一給。(中略)御奉幣事終。還御之後有_二堦飯_一。…………… 2・1・3 条
- 51、左典廐及室家依_レ可_レ被_二帰洛_一。出_二門于足立馬允遠元家_一。先_レ之。二品并御台所渡_二御於其所_一。令_レ奉_レ待給。是御餞別儀也。…………… 2・1・28 条
- 52、今日。丹後内侍於_二甘繩家_一病惱。二品為_下令_レ訪_二其躰_一給_上。潛渡_二御彼所_一。朝光。胤頼外無_下候_二于御供_一之者_上云々。…………… 2・6・10 条
- 53、二品并御台所渡_二御比企尼家_一。此所樹陰為_二納涼之地_一。…………… 2・6・16 条
- 54、迎_二孟蘭盆_一。於_二勝長寿院_一。被_レ行_二万灯会_一。仍_二二品并御台所渡御_一。是奉_二為_二親以下尊靈得脱_一也云々。…………… 2・7・15 条
- 55、二品御_二參_一詣鶴岡宮_一。而老僧一人徘_二徊鳥居辺_一。恠_レ之。以_二景季_一令_レ問_二名字_一給之処。佐藤兵衛尉憲清法師也。今号_二西行_一。仍奉幣以後。心静遂_二謁見_一。可_レ談_二和歌事_一之由被_二仰遣_一。(中略)二品為_レ召_二彼人_一。早速還御。則招_二引宮中_一。及_二御芳談_一。…………… 2・8・15 条
- 56、若公御_二參鶴岡八幡宮_一。被_レ用_二御輿_一。小山五郎宗政。(中略)同兵衛尉景定等供奉。還御於馬場本仮屋。…………… 2・11・12 条
- 57、千葉介常胤自_二下総国_一參上。今日献_二盃酒_一。二品出_二御西侍上_一。(中略)盛長已下宿老多以候_二其座_一。…………… 2・12・1 条
- 58、二品并若公御行始也。入_二御于八田右衛門尉知家南御門宅_一。千葉小太郎役_二御劔_一。…………… 3・1・12 条

- 59、新田四郎忠常病惱太辛苦。已欲_レ及_二死門_一。仍_二品渡_一御彼宅_一。令_レ訪_レ之給云々。…………… 3・1・18条
- 60、_二品渡_一御_三三浦介義澄_一亭_一。有_二御酒宴_一。…………… 3・2・25条
- 61、_二品追_一遙海浜_一給。(中略)於_二由比浦_一。小笠懸之後。入_二御岡崎四郎宅_一。御酒宴之間。秋家尽_二舞曲_一云々。…………… 3・7・23条
- 62、比企尼家南庭白菊開敷。於_レ外未_レ有_二此事_一。仍今日迎_二重陽_一。_二品并御台所渡_一御彼所_一。義澄。遠元以下宿老之類候_二御共_一。御酒宴及_二終日_一。…………… 3・9・9条
- 63・64、_二品令_レ出_二由比浦_一給。有_二牛追物_一。重朝。(中略)清重等為_二射手_一。還御之次。入_二御岡崎四郎宅_一。献_二盃酒_一。此間召_二出故余_一義忠子息小童_一入_二見參_一。義忠弃_二命於石橋戰場_一。勲功異_二于他_一之間。殊憐愍給云々。…………… 3・10・2条
- 65、上総介義兼北方頓病。頗危急。為_二令_レ訪給_一之。御台所渡_二御彼宿所_一。是為_二御姉妹_一之故也。…………… 3・12・16条
- 66、上総介義兼献_二坩飯_一。相_二副馬五疋_一。_二品出_一御南面_一。総州自持_二參銀作釵_一。…………… 4・1・6条
- 67、心経会也。導師若宮供僧義慶房。請僧五口。_二品出御_一。事訖賜_二御布施_一。…………… 4・1・8条
- 68、_二品御_一參_二鶴岳宮_一。還御之後。被_レ始_二所御精進_一。…………… 4・1・16条
- 69、御台所并若公御_二參_二鶴岳宮_一。有_二御神樂_一。其後若公為_二御迎_一。參_二固瀬河辺_一給。自_二所_一依_レ可有_二還御_一也。…………… 4・1・26条
- 70、鶴岳宮被_レ始_二行臨時祭_一。_二品御出_一。小山七郎朝光持_二御釵_一。着_二御廻廊_一之後。有_二流鏑馬_一。…………… 4・2・28条
- 71、梶原平三於_二御所_一經營頗尽_レ美。献_二盃酒坩飯_一。_二品出_一御侍上_一。諸人群集。…………… 4・3・21条
- 72・73・74・75、若公(万寿公。七歳)。始令_レ着_二御甲_一之給。於_二南面_一有_二其儀_一。時尅。_二品出御_一。江間殿參進。上_二御簾_一給。次若公出御。武蔵守義信(乳母夫)。比企四郎能員(乳母兄)。奉_レ扶_二持_一之。小時小山兵衛尉朝政持_二參御甲直垂_一。(註略)

改_レ以前御裝束_一。(中略)今度。足立右馬允遠元奉_レ抱_レ之。甲巳下解脫。(中略)次於_二西侍_一有_二盃酌_一。二品出_二御于釣殿西面_一。(註略)武州所_二經營_一也。(中略)入御之後。武州奉_二酒肴并生衣_一領。同小袖五領於御台所。賀_二申若公御吉事_一之故也。

76、景能此間於_二鶴岳馬場邊_一構_二小屋_一。是為_レ警_二固宮寺_一也。今日有_二移徙之儀_一。而其庭上多栽_レ樹。各紅葉盛而如_レ錦。太催_レ興之由。依_レ令_レ申之。二品入_二御彼所_一。……………

77、78、及_二丑尅_一。住吉小大夫昌泰參申云。今夜異星見。為_二彗星_一歟云々。二品則自_二御寢所_一。出_二御于庭上_一覽_レ之。三浦十郎義連。小山七郎朝光在_二御前_一。梶原源太景季。八田太郎朝重候_二御後_一。帶_レ劔夜中出御之儀。常如_レ此。是皆近臣也。

……………

79、鶴岡八幡宮之傍。此間被_レ建_二塔婆_一。今日上_二九輪_一。二品監臨給。主計允行政奉_二行之_一。還御之後。被_レ整_二去十一日_一院宣御請文_一云々。……………

80、北条殿三男(十五歲)。於_二御所_一被_レ加_二首服_一。秉燭之程。於_二西侍_一有_二此儀_一。(中略)二品出御。先三獻。江間殿令_レ取_二御酌_一給。……………

81、今日。二品渡_二御中納言法橋旅亭_一。有_二御對面_一。頗及_二御雜談_一云々。……………

82、朝光取_二差繩端_一。投_二景能前_一。景能乍_レ居請_二取之_一。令_レ取_二郎從_一。二品入御之後。景能招_二朝光_一。賀云。吾老耄之上。(中略)不_二行步進退_一。今雖_レ拜_二領御馬_一。難_レ下_二庭上_一之處。被_レ投_二繩_一。思_二其芳志_一。直千金云々。……………

83、鶴岡放生會也。已剋。二品御出。供奉輩被_レ用_二去月九日人數_一。(中略)及_二黄昏_一。還御云々。……………

84、二品為_レ征_二伐奥州泰衡_一發向給。(中略)御進發儀。先陣畠山次郎重忠也。(中略)自_二鎌倉出御_一御供輩。……………

- 85・86、二品着_レ御于下野国古多橋駅。先御_二奉_一幣宇都宮。有_二御立願_一。今度無為令_二征伐_一者。生虜一人可_レ奉_二于神職_一云々。
則令_レ奉_二御上箭_一給。其後入_二御御宿_一。于_レ時小山下野大掾政光入道獻_二駄餉_一。…………… 5・7・25条
- 87、二品着_二御于陸奥国伊達郡阿津賀志山辺国見駅_一。而及_二半更_一雷鳴。御旅館有_二霹靂_一。上下成_二恐怖之思_一云々。
…………… 5・8・7条
- 88、申剋。着_二御于泰衡平泉館_一。主者已逐電。家者又化_レ烟。数町之縁辺。寂寞而無_レ人。…………… 5・8・22条
- 89、着_二御于志波郡_一。而泰衡親昵俊衡法師。驚_二此事_一。燒_二失当郡内比爪館_一。逐電赴_二奥方_一云々。…………… 5・9・4条
- 90、今日。令_レ立_二陣岡_一給。(中略)自_レ是厨河柵者。依_レ為_二廿五里行程_一。未_レ属_二黄昏_一。着_二御件館_一云々。
…………… 5・9・11条
- 91、亦為_二佐々木次郎奉行_一。令_レ掃_二除御所中_一。還御近々之由。平五等依_レ申之也。…………… 5・10・11条
- 92、申剋。御_二帰_一着鎌倉。入_二御宮中_一之後。未_レ被_二温座_一。召_二因幡前司_一。被_レ遣_二御消息於帥中納言并右武衛等_一。
…………… 5・10・24条
- 93・94、葛西三郎清重依_レ被_レ仰_二付奥州所務事_一。還御之時不_レ令_二供奉_一。所_レ留_二彼国_一也。仍今日条々有_下被_レ仰_二遣_一事_上。(中略)
次大田冠者師衡失_二乘馬_一。(註略)之間。頻訴_二申之_一。可_レ令_二尋進_一之旨。於_二奥州_一被_レ仰_二清重_一。還御之處。已尋進之間。
尤神妙之由云々。…………… 5・11・8条
- 95、二品為_レ歷_二覽鷹場_一。出_二大庭辺_一給。(中略)其後入_二御洪谷庄司許_一。先有_二御酒宴_一。重国經營_レ美云々。
…………… 5・11・17条
- 96・97、還_二御鎌倉_一。重国進_二御引出物_一。御馬一疋。驚羽。桑脇息一脚等也。秉燭之程。入_二御宮中_一。後仰_二千葉四郎胤信_一。
召_二篠山丹三_一。可_レ候_二恪勤_一之由被_二仰合_一。是昨日所為。御感之餘也。…………… 5・11・18条

- 98、二品御_二參鶴岳八幡宮_一。御奉幣訖。還御之後。被_レ行_二炕飯_一云々。…………… ” 6・1・1条
- 99、今日有_二御行始之儀_一。入_二御于比企藤四郎能員宅_一。越後守。(中略)小山七郎。(註略)以下候_二御共_一。…………… ” 6・1・3条
- 100、二位家渡_二御小山兵衛尉朝政之家_一。御酒宴間。白拍子等群參施_レ芸。…………… 建久 1・6・14条
- 101、入_二御酒勾宿_一。…………… ” 1・10・4条
- 102、及_レ晚着_二御于美濃国墨俣_一。爰高田四郎重家。乍_レ蒙_二配流_一。宣旨。猶住_二本所_一。剩有_二謀反企_一之由依_二聞食及_一之。…………… ” 1・10・28条
- 103、着_二御野路宿_一。前右馬助朝房自_二当国之三上社_一。献_二炕飯酒肴等_一。不_下令_二領納_一之給_上云々。…………… ” 1・11・5条
- 104・105・106、法皇。(註略)出_二御常御所_一。南面広廂縁敷_レ畳。依_二戸部引導_一。參_二其座_一給。勅語移_レ尅。及_二理世御沙汰_一歟。(中略)主上。(註略)出_二御昼御座_一(撰政殿候_二御座北_一給)。依_レ召御_二參簀子_一。(註略)小時入御。次於_二鬼間_一。殿下御対面。子一尅令_レ帰_二六波羅_一給。…………… ” 1・11・9条
- 107、馬場御所雖_レ儲_二御駄餉_一。依_レ無_レ便。入_二御于任覚坊_一。今夜御逗留。御_二通_一夜宝前_一也。…………… ” 1・11・11条
- 108、御_二參_一内裏_一。(註略)於_二弓場殿_一令_レ奏_レ慶給。(中略)參_二進昼御座前_一給。主上出御。中宮御方雖_レ有_二御用意_一不_二參給_一。…………… ” 1・12・1条
- 109、五更令_レ出_二酒勾宿_一給。西尅著_二御鎌倉_一云々。…………… ” 1・12・29条
- 110・111、千葉介常胤献_二炕飯_一。其儀殊刷。是御昇進故云々。午剋。前右大将家出_二御南面_一。前少将時家朝臣上_二御簾_一。先有_二進物_一。(中略)庭儀畢垂_二御簾_一。更出_二御于西面母屋_一。被_レ上_二御簾_一。盃酒及_二歌舞_一云々。…………… ” 2・1・1条
- 112、幕下為_二所御精進_一。出_二御于由比浦_一。着_二水于_一。駕_二鶴毛馬_一給。小早河次郎惟平持_二御劔_一。…………… ” 2・1・28条

- 113、雪降。積_レ地五寸。幕下為_レ覽_二雪渡_一御鶴岡別当坊_一。佐貫四郎候_二御笠役_一。前少將時家供奉。…………… 2・2・17条
- 114、幕下御參宮。(中略)晚景事訖。還御之後供奉人等未_二退出_一。各候_二侍所_一。其中有_二広田次郎邦房者_一。語_二傍輩_一云。明日鎌倉大火災出来。若宮幕府殆不_レ可_レ免_二其難_一云々。…………… 2・3・3条
- 115、丑剋小町大路辺失火。(中略)此間幕府同災。(中略)凡邦房之言如_レ指_レ掌歟。寅剋。入_二御藤九郎盛長甘繩宅_一。依_二炎上事_一也。…………… 2・3・4条
- 116、若宮火災事。幕下殊歎息給。仍參_二鶴岳_一。纒拜_二礎石_一。御涕泣歟。則渡_二御別当坊_一。被_レ仰_二合新宮間事_一云々。…………… 2・3・6条
- 117、被_レ建_二幕府南門_一。武藏守沙汰也。成尋法橋奉_二行之_一。幕下渡御。令_レ覽_二造宮次第_一給。…………… 2・6・7条
- 118、安達新三郎自_二京都_一參着。大理御吉事。去月廿五日也。左幕下渡_二御彼一条室町御亭_一云々。…………… 2・7・11条
- 119、寢殿対屋御廐等造畢之間。今日御移徙之儀也。及_二亥剋_一。自_二藤九郎盛長甘繩家_一。入_二御新御亭_一。…………… 2・7・28条
- 120、御移徙之後有_二御行初之儀_一。申剋。渡_二御八田右衛門尉家_一。(註略)近々間御歩儀也。…………… 2・8・6条
- 121、三浦介已下宿老輩候_二侍所_一行_二坩飯_一。此間出_二御母屋_一。武者所宗親。越後介高成等候_二陪膳_一。…………… 2・12・1条
- 122・123、去十七日。法住寺殿有_二御移徙之儀_一。(中略)殷富門院同入御。少納言頼房。勘解由次官清長候_二水火役_一。又女房_二一位局_一。(註略)參上。入御之後供_二五菓_一。右大将被_レ進_レ之。…………… 2・12・24条
- 124、幕下入_二御于三浦介義澄宅_一。此間依_レ令_二新造_一。所_レ申_二案内_一也。終日御興遊。…………… 2・12・7条
- 125、渡_二御于新造御堂地_一。犯土之間。運_二土石_一疋夫等之中。有_二左眼盲之男_一。幕下覽恠之。…………… 3・1・21条
- 126、未剋。京都飛脚參着。去十三日寅剋。太上法皇於_二六条殿_一崩御。々不予大腹水云々。…………… 3・3・16条
- 127・128、第二七日御仏事被_レ修之。導師安樂房。彼崩御事。今日具披_二露于関東_一云々。遷化之刻。女房_二二位局落飾_一。(中略)崩御当日

- 時刻御入棺。澄憲僧正。静賢法印為「役人」。
- 129、若公令「上洛」給。(中略)自「常陸平四郎由井宅」進發給。去夜幕下潛渡「御于其所」。奉「御劔」給云々。
- 130、幕下渡「御新造御堂之地」。畠山次郎。(中略)下河辺四郎等引「梁棟」。
- 131・132、鶴岡別当法眼自「京都」被「下着」。直參「幕下」被「謁申」。法皇崩御之後事粗語申。去四月二日。主上還「御本殿」。(註略)被「解陣開闕事」。廿日加茂祭。依「諒闇」停止之云々。
- 133、去十六日。若公渡「御于弥勒寺法印隆曉仁和寺坊」。一条殿(能保卿)。被「奉」具之。於「彼坊」有「御贈物」。參河律師隆遍取之。
- 134、御台所渡「御于名越御館」(号「浜御所」)。被「點」御産所也云々。
- 135、幕下渡「御名越殿」。三浦介令「儲」經營云々。
- 136・137、景良等問「名字」之处。介除書未「到之間」。三浦次郎之由名謁畢。則帰參。幕下。(註略)予出「御西廊」。義澄捧「持除書」。膝行而進之。千万人中。義澄心「此役」。面目絶妙也。(中略)將軍事。本自雖「被懸」御意。于「今不令」達之給。而法皇崩御之後。朝政初度。殊有「沙汰」被「任之間」。故以及「勅使」云々。
- 138、令「補」將軍「給之後」。今日政所始。則渡御。(中略)大夫屬入道善信。(中略)前右京進仲業等候「其座」。
- 139、將軍家渡「御御産所」。召「父母兼備射手等」。有「草鹿勝負」云々。
- 140、二階堂地始被「掘」池。(中略)將軍家監臨給。及「御帰之時」。入「御于行政之家」。
- 141、將軍家渡「御」二階堂。召「阿波阿闍梨静空弟子僧静玄」。堂前池立石事。被「仰合」云々。

- 142、御台所并新誕若公自一名越浜御所入御幕府。北条五郎時連。(中略)梶原兵衛尉景茂等供奉云々。…………… 3・10・19条
- 143・144、新誕若公御行始也。入御藤九郎盛長甘繩家。被用御輿。(中略)終日御坐。供奉人等中有獻盃。盛長獻御釵。又御共男女同有贈物。(中略)亥刻還御云々。…………… 3・11・5条
- 145、將軍家自奉懷新誕若公出御。此嬰兒鍾愛殊甚。各一意而可令守護將來之由。被盡懇勸御詞。…………… 3・12・5条
- 146・147、將軍家御參鶴岳八幡宮。還御之後有二皖飯。千葉介常胤沙汰之。源氏并江間殿及御家人等候庭上。時刻。將軍家出御。上総介義兼起座。參進上御簾。…………… 4・1・1条
- 148・149、將軍家自上野国還御。此間。於式部大夫入道上西新田館御遊覽。自其所直還御云々。…………… 4・4・28条
- 150、藍沢御狩。事終入御富士野御旅館。当南面立五間仮屋。御家人同連詹。…………… 4・5・15条
- 151、景光十一歲以來。以狩獵為業。而已七旬余。莫未獲弓手物。而今心神惘然太迷惑。是則為山神駕之条無疑歟。運命縮畢。後日諸人可思合云々。各又成奇異思之処。晚鐘之程。景光発病云々。仰云。此事尤恠異也。止狩可有還御歟云々。…………… 4・5・27条
- 152、辰刻。被召出曾我五郎於御前庭上。將軍家出御。揚幕二ヶ間。可然人々十余輩候其砌。…………… 4・5・29条
- 153、將軍家出小坪辺給。長江大多和輩構仮屋於瀉奉入。獻盃酒皖飯。(中略)每事荷感。乘興尽秋日娛遊。及黄昏還御云々。…………… 4・7・10条
- 154、江間殿嫡男童形。(中略)今日參入。敵閤備箭祭餅。被申子細之間。將軍家出御于西侍之上。々総介。伊豆守以下數輩列候。…………… 4・9・11条
- 155、家督若公渡御江間殿新造花亭。被獻御馬御釵等云々。…………… 4・10・1条

- 156・157、永福寺薬師堂供養也。將軍家渡_二御寺内_一。於_二南門外_一整_二行列_一。千葉小太郎胤持_二御劔_一。(中略)御出之後。及_二午
 刻_一。導師前權僧正真円相_二卒伴僧_一參堂。事訖被_レ引_二御布施_一。(中略)還御之後。卷絹百。染絹百。宿衣一領。八木百石。送文。
 (註略)等被_レ遣_二僧正旅館_一。……………
 158、將軍前右大將家御_二參鶴岳八幡宮_一。還御之後有_二坑飯_一。……………
 159、御所心經会也。(中略)先於_二上台所_一羞_レ饌。次開題。此間將軍家出御。有_二聽聞_一。事訖被_レ施_二御布施_一。
 ………………
 160、將軍家入_二御藤九郎盛長甘繩家_一。……………
 161、將軍家渡_二御三浦介義澄家_一。……………
 162、入_レ夜。江間殿嫡男(童名金剛。年十三)。元服。於_二幕府_一有_二其儀_一。(中略)時尅。北条殿相_二具童形_一參給。則將軍家出御。有
_二御加冠之儀_一。……………
 163、御台所入_二御江間殿亭_一。……………
 164、御_二參大倉觀音堂_一。御還路渡_二御江間殿亭_一云々。……………
 165、將軍家渡_二御于若宮別当坊_一。是別当法眼自_二京都_一招下垂髮。尤堪_二鄂律舞曲_一。可_レ覽_二其芸_一之由。被_二申請_一之故也。
 ………………
 166、將軍家參_二相模国日向山_一給。是行基菩薩建立薬師如来靈場也。(中略)御礼仏之後。及_二半更_一還御。……………
 167・168、將軍家渡_二御三浦_一。令_レ相_二伴右武衛_一給。是於_二三崎津_一。可_レ被_レ建_二御山庄_一之故也。(中略)秉燭之程。御台所并若君。
 姫君等渡御。小山五郎宗政。(中略)江兵衛能範等供奉云々。三浦介義澄經營。醇酒催_レ興。珍膳加_レ美。
 ………………
 " 5・⑧・1条

- 169、將軍家参_二甘繩宮_一。(註略)以_二還向之時_一。入_二御藤九郎盛長家_一云々。……………5・⑧・22条
- 170、將軍家渡_二御于三浦三崎別業_一。被_レ召_二若宮垂髮等_一。繖_二廻雪袖_一云々。其後小笠懸勝負云々。……………5・9・6条
- 171、將軍家入_二御小山左衛門尉朝政之家_一。朝政兄弟以下一族群参。数輩柝候云々。……………5・10・9条
- 172、將軍家入_二御藤九郎盛長甘繩家_一。彼奉行上野国中寺社。一向可_二管領_一之由。於_二当座_一蒙_レ仰之。……………5・12・1条
- 173、上総前司義兼献_二烷飯_一。(中略)事終將軍家更出_二御于西侍障子之上_一。盃酒及_二数巡_一。私催_二群遊_一云々。……………6・1・1条
- 174、將軍家入_二御藤九郎盛長甘繩家_一。三浦介義澄以下令_二供奉_一云々。……………6・1・4条
- 175、將軍家御_二参鶴岳八幡宮_一。結城七郎朝光持_二御劔_一。(中略)還御之後。於_二宮中_一被_レ行_二心經会_一。鶴岳供僧等参_二勤之_一。被_レ引_二御馬_一云々。……………6・1・13条
- 176、將軍家渡_二御三浦三崎津_一。有_二船中遊興等_一云々。義澄一族等儲_二駄餉_一云々。……………6・1・25条
- 177、自_二三浦_一令_二還御_一給云々。……………6・1・27条
- 178、鶴岳八幡宮御神樂也。將軍家御参宮。梶原源太左衛門尉景季持_二御劔_一。着_二御幣殿_一。随兵等在_二廻廊之外_一。於_二宝前_一被_レ供_二養法華經_一。……………6・2・11条
- 179、將軍家出_二江州鏡駅_一。前_二羈路鞍馬_一給。(中略)秉燭之程。入_二御六波羅御亭_一。見物車殆不_レ得_二旋_一云々。……………6・3・4条
- 180、將軍家為_二令_一逢_二東大寺供養_一給上。着_二御于南都東南院_一。自_二石清水_一。直令_二下向_一給云々。……………6・3・10条
- 181・182・183、勿刻。参_二天王寺_一給。(中略)日中着_二御渡部_一。自_二此所_一御乘車。御台所御車連軒。有_二女房出車等_一。(中略)午刻御参着。先入_二御念仏所_一。(註略)次御礼仏。長吏法親王予於_二灌頂堂_一。令_レ奉_レ待御。將軍則有_二御謁拜_一。次令_レ拜_二見当寺重宝

- 等給。次法親王還御。將軍又歸旅店給。…………… 6・5・20条
- 184、令着御于美濃国青波賀駅。相模守惟義献駄餉。相州美乃国守護也。…………… 6・6・28条
- 185、申尅。將軍家着御鎌倉云々。…………… 6・7・8条
- 186、御台所渡御比企右衛門尉能員之家。是依稻毛女房他界御整服也。…………… 6・7・9条
- 187、早日渡御浜御所。御遊興終日。有御笠懸等。又聞食管絃妙曲。北条殿經營云々。…………… 6・7・29条
- 188、齒御勞事。聊御平愈之間。自御舟歷海浦。渡御三崎。有御遊覽等。…………… 6・8・26条
- 189、若公自三浦令歸給。介義澄献御引出物。以其次。入御和田左衛門尉義盛宅云々。…………… 6・10・27条
- 190、將軍家入御藤九郎盛長甘繩家。今夜御止宿云々。…………… 6・12・22条
- 191、今日姫君御仏事。於墳墓堂被修之。尼御台所渡御。導師宰相阿闍梨尊暁云々。…………… 正治 1・7・6条
- 192・193、有讒佞之族。依妾女事。景盛貽怨恨之由訴申之。仍召聚小笠原弥太郎。(中略)細野四郎已下軍士等於石御壺。可誅景盛之由有沙汰。(中略)鎌倉中壯士等争鋒競集。依之尼御台所俄以渡御于盛長宅。以行光為御使。被申羽林云。幕下薨御之後。不歷幾程。姫君又早世。悲歎非一之處。今被好鬪戰。是乱世之源也。就中景盛有其寄。先人殊令憐愍給。令聞罪科給者。我早可尋成敗。不事問。被加誅戮者。定令招後悔給歟。若猶可被追罰者。我先可中其箭云々。…………… 1・8・19条
- 194、尼御台所御逗留于盛長入道宅。召景盛。被仰云。(中略)汝不存野心之由。可献起請文於羽林。然者即任御旨捧之。尼御台所還御。令献彼伏於羽林給。…………… 1・8・20条
- 195・196、中將家渡御永福寺。可有御鞠之處。依雨被止訖。入御和田左衛門尉第。依召出壯士等被決相撲云々。…………… 1・9・23条

- 197、中將家渡_二御比企右衛門尉能員宅_一。於_二南庭_一有_二御鞠_一。北条五郎時連。(中略)大輔房源性等候_レ之。…… 1・11・18条
- 198、早旦。於_二能員宅_一。有_二御鞠_一。人数同_二昨日_一。但若宮三位房。并僧義印等參_二加之_一。午刻還御。能員故獻_二御引出物_一。…… 1・11・19条
- 199、中將家令_レ出_二大庭野_一給。(中略)工藤小次郎行光亦以_二一箭射_二翼_一。共以堪_レ感。還御及_レ晚。今日垵飯者。畠山次郎重忠所役也。…… 2・1・18条
- 200、今日出_二御々所侍_一。仰_二波多野三郎盛通_一。被_レ生_二虜勝木七郎則宗_一。依_レ為_二景時余党_一也。是多年奉_レ呢_二近羽林_一之侍也。…… 2・2・2条
- 201、羽林為_二狩獵_一。渡_二御伊豆国藍沢原_一。北条五郎時連。(中略)狩野七郎已下射手六十人。有_二殊仰_一御共。…… 2・2・8条
- 202、羽林歷_二覽永福寺已下近辺勝地_一給。晚鐘之程還御。於_二永福寺_一。有_二郢曲_一之。…… 2・2・29条
- 203、勝長寿院一切經会。結_二構舞樂_一。羽林出御。…… 2・6・15条
- 204、大官令亭後山麓。構_二新造屋_一。有_二山水_一。有_二立石_一。納涼逍遙之地也。(中略)羽林渡_二御其所_一。先有_二勸盃管絃儀_一。…… 2・6・16条
- 205、羽林還御。大官令獻_二御馬已下御引出物_一。御供人々皆有_二賜物_一。…… 2・6・17条
- 206、羽林入_二御比企新判官能員家_一云々。…… 2・8・1条
- 207、羽林令_レ歷_二覽小壺海辺_一給。小坂太郎。長江四郎等儲_二御駄餉_一。有_二例笠懸_一。(中略)秉燭之間。還_二御鎌倉_一。…… 2・9・2条
- 208・209、羽林入_二御浜御所_一。遠州獻_二盃酒_一。義盛。朝政。義村以下御家人多以候_二其座_一。工藤小次郎行光候_二陪膳_一。(中略)行光

- 者僅所_レ持此三輩也云々。羽林被_レ仰云。行光所_レ申。其理已至極也。匪_レ達_二弓馬_一。言語又詳也。早可_レ傾_二三坏_一者。即直被_レ下_二御盃_一。(中略)具_二彼郎等_一退出。入_レ夜羽林還御。……………
- 210、御的始也。煨飯以前有_二此儀_一。(中略)金吾出御。右近大夫將監親広上_二御簾_一。……………
- 211、御所心經会。導師尊暁阿闍梨。左金吾出御如_レ例。事訖。導師給_二御馬御衣等_一。……………
- 212、行幸還御以前推_二參仙洞_一。閉_二四門_一。申_下可_レ追_二討關東_一之宣旨_上。然而依_レ無_二勅許_一。長茂逐電。……………
- 213、広元朝臣始相_二具行景_一。參_二御所_一。行景。(註略)先候_二侍所_一。次依_レ召廻_二石壺_一。(中略)頃之左金吾出御。(註略)其後有_二勸盃之儀_一。給_二御盃於行景_一。…………… 建仁 1・9・9条
- 214、今日被_レ遂_二行鶴岳放生会_一。式日依_二八足門迴廊顛倒_一所_二延引_一也。左金吾出御。(註略)山城左衛門尉行村役_二御劔_一。……………
- 215、又有_二御鞠_一。人数同前。而隼人佑康清入道宅。去年始殖_二懸樹_一。太有_二其興_一。不_レ被_二御覽_一者。頗無念之由令_レ申。仍卒_二此人数_一。則渡_二御彼庭_一。……………
- 216、金吾欲_レ有_二出御_一之處。尼御台所以_二行光_一被_レ申云。故仁田入道上西者。源氏遺老。武家要須也。而去十四日卒去。未_レ及_二廿日_一。御興遊。定貽_二人之謗_一。不_レ可_レ然云々。……………
- 217、相模国積良辺有_二古柳_一。名木之由。就_二令_レ聞給_一。為_レ移_二植于鞠御壺_一。渡_二御彼所_一。……………
- 218、左金吾還_二御鎌倉_一。件柳被_レ引_レ之。即被_レ殖_二石御壺内_一。行景奉_二行之_一。但非_二良木_一之由申_レ之云々。……………
- 219、御所御鞠。人数如_レ例。此御会連日儀也。其後入_二御于比企判官能員之宅_一。庭樹花盛之間。兼啓_二案内_一之故也。……………

- 220・221、今日御鞠。及終日。(中略)其後尼御台所入御左金吾御所。召舞女微妙。覽其芸。是依令感恋父之志給上。也。芸能頗拔群之間。為尋彼父存亡。被遣使者於奧州云々。飛脚帰參程者。可候尼御台所御亭之由被仰。仍還御之時為御共。…………… 2・3・15条
- 222、左金吾渡御掃部頭親能入道龜谷家。於彼持仏堂庭樹下有御鞠。…………… 2・4・13条
- 223、尼御台所入御左金吾御所。是御鞠會雖為連日事。依未覽行景已下上足也。…………… 2・6・25条
- 224・225、秉燭程。將軍家又出御于石御壺。屏中門内召行景。以小鞠令爭勝負給。(中略)老岐判官知康起座打落件鞠之間。將軍家入御。行景臨退出之期。知康云。君令落者。公私互可為耻辱。仍知康打落之云々。…………… 2・9・15条
- 226、將軍家漸令還鎌倉給。而今日渡御新田四郎忠常宅。終日有小笠懸。忠常獻懸物十物百。…………… 2・9・29条
- 227、將軍家自駿河國還御。…………… 2・10・3条
- 228、將軍家。(註略)俄渡御于隼人入道宅。庭樹紅葉依添艷色也。晴天之後有御鞠。…………… 2・10・8条
- 229・230、將軍家為覽鷹場。令出山内庄給。入夜還御之處。知康候御共。而於龜谷辺。乘馬驚騷。沛艾之間。忽以落入旧井。然而存命。依之人御御所之後。賜小袖二十領於知康。…………… 2・12・19条
- 231、午尅。將軍家御參鶴岳宮。和田兵衛尉常盛役御釵。於迴廊。御遥拝後還御。…………… 3・1・1条
- 232、將軍家自隼人入道宅。還御於御所。有御的始。…………… 3・1・3条
- 233、將軍家又入御善隼人入道宅。有御鞠。北条五郎已下人數如例。…………… 3・1・20条
- 234、鶴岳宮塔地曳始之。去建久三年炎上之後。無其沙汰。今日被興旧跡。將軍家出御。遠州。大官令等扈從。大夫屬入道為惣奉行也。…………… 3・2・11条

- 235、將軍家渡_二御隼人入道宅_一。北条五郎。(中略)義印等參。有_二御鞠_一。…………… 3・3・4条
- 236・237・238、永福寺一切經会。將軍家為_レ覽_レ舞御出。烟霞眺望。櫻花艷色。有_レ興有感。還御之時。入_二御行政山庄_一。晚鐘之程還御。…………… 3・3・15条
- 239、將軍家。(註略)渡_二御隼人入道宅_一。有_二御鞠_一。人数。北条五郎。(中略)源性等也。伯耆少将候_二見證_一。…………… 3・3・26条
- 240、將軍家渡_二御鶴岡別当坊_一。伯耆少将。右近大夫将監親広等扈從。有_二御鞠_一。…………… 3・5・18条
- 241、將軍家着_二御伊豆奧狩倉_一。而号_二伊東崎_一之山中有_二大洞_一。不知_二其源遠_一。將軍恠_レ之。…………… 3・6・1条
- 242、將軍家渡_二御于駿河国富士狩倉_一。彼山麓又有_二大谷_一(号_二之人穴_一)。為_レ令_レ究_レ見其所_一。被_レ入_二新田四郎忠常主從六人_一。忠常賜_二御劔_一。…………… 3・6・3条
- 243、將軍家自_二駿河国_一還_二御鎌倉_一。…………… 3・6・10条
- 244・245、遠州下馬拜_二見之_一。頗落淚。更乘馬之後。止_レ駕暫有_二思案等之氣_一。遂廻_レ轡渡_二御于大膳大夫広元朝臣亭_一。々主奉_レ相逢之_一。遠州被_二仰合_一云。近年能員振_レ威蔑_二如諸人_一条。世之所_レ知也。(中略)午尅。大官令退出。遠州於_二此御亭_一。令_レ供_二養葉師如来像_一(註略)給。葉上律師為_二導師_一。尼御台所為_二御結縁_一。可有_二入御_一云々。遠州以_二工藤五郎_一為_レ使。被_レ仰_二遣能員之許_一云。依_二宿願_一。有_二仏像供養之儀_一。御來臨。可_レ被_二聽聞_一歟。…………… 3・9・2条
- 246、吹_二拳千幡君_一。被_レ奉_レ立_二將軍之間_一。有_二沙汰_一。若君今日自_二尼御台所_一。渡_二御遠州御亭_一。被_レ用_二御輿_一。…………… 3・9・10条
- 247・248、今日。將軍家(年十二)御元服也。戌時。於_二遠州名越亭_一有_二其儀_一。(中略)時尅出御。理髮遠州。加冠前武藏守義信。次渡_二御休所_一後進_二御前物_一。江間親広為_二陪膳_一。…………… 3・10・8条

- 249、今日將軍家政所始也。(中略)遠州持參吉書於御前給。無出御之儀。於簾中故以覽之。遠州歸着本所之後。有皖飯盃酒之儀。…………… 3・10・9条
- 250・251、將軍家入御前大膳大夫広元朝臣之家。尼御台所同渡御。…………… 3・11・9条
- 252、御所心經会。導師真智房法橋。請僧六口。將軍家出御南面。事訖被牽御馬。…………… 元久 1・1・8条
- 253、有御弓始。將軍家出御。被上御簾。射手六人。各五度。射終之後。於西廊預祿。…………… 1・1・10条
- 254、將軍家渡御江間四郎亭。…………… 1・2・25条
- 255、於幕府。被始天台止觀談議。尼御台所為御聽聞。渡御將軍御方云々。…………… 1・3・15条
- 256・257・258・259・260、將軍家去夜白地入御相州御亭。即欲有還御处。亭主奉抑留給。今夜依為月蝕。不意亦御逗留。亭主殊入興給。其間。行光候座。申云。京極大閣御時。白河院御幸于宇治。擬有還御。余興不尽之間。猶被申御逗留。而明日有還御者。自宇治洛陽当于北。可有方忌之憚云々。殿下御遺恨甚之処。行家朝臣引喜撰法師詠歌。今宇治非都南。為巽之由申之。因茲。其日被止還御云々。今夕月蝕。尤天之所令然也云々。…………… 1・9・15条
- 261、將軍家入御前大膳大夫広元朝臣家云々。…………… 1・12・17条
- 262、為尼御台所御願被函繪七觀音像。去比自南都到着。今日於彼御方被遂供養。(中略)將軍家為御結縁渡御云々。…………… 1・12・18条
- 263、將軍家渡御尼御台所御方。有御引出物等云々。…………… 2・1・4条
- 264、將軍家渡御壽福寺方丈。并若宮別当坊。或談法文。或令斷蹴鞠給云々。…………… 2・3・1条
- 265、牧御方廻奸謀。以朝雅為關東將軍。可奉謀当將軍家(于時御坐遠州亭)。仍尼御台所遣長沼五郎宗政。(中略)

- 天野六郎政景等。被奉迎羽林。即入御相州亭之間。遠州所被召聚之勇士。悉以參入彼所。奉守護將軍家。
- 266、故左金吾將軍若公〔号善哉公〕。依尼御台所御計。鶴岳別当宰相阿闍梨尊暁門弟也。西尅。渡御彼本坊。
- 267、御所心經会。將軍家出御已下如例。導師三位法橋定暁。
- 268、今日。將軍家御誦書始。相模權守仲業。〔註略〕為御侍誦。時尅持參御注孝經於寢殿南面。將軍家。〔註略〕出御。事訖。權守賜御馬。
- 269、270、左金吾將軍若君〔善哉公〕。自若宮別当坊。渡御于尼御台所御亭。有御着袴之儀。將軍家入御彼御方。相州御息等被候陪膳。
- 271、左金吾將軍御息若君〔善哉公〕。依尼御台所之仰。為將軍家御猶子。始入御宮中。御乳母夫三浦平六兵衛尉義村獻御賜物等。
- 272、重胤參相州。蒙御氣色事。愁歎難休之由申。相州被仰云。〔中略〕獻詠歌者。定快然歎云々。仍於当座染筆。被令詠一首。相州感之。相伴參御所給。〔中略〕干時將軍家折節出御南面。相州被披置彼歌於御前。重胤愁緒之余及述懷。事之躰不便之由。被申之。將軍家御詠吟及兩反。即召御前。
- 273、申尅。自二所還御。
- 274、鶴岳宮放生会。〔中略〕及申尅。御出之間。舞樂等入夜。取松明有其儀。未事終還御。
- 275、276、藤内左衛門尉季康自京都歸參。去月日。上皇南山臨幸。新宮三ヶ日。本宮七日御逗留也。今月五日還御。而御奉幣之後。院入御々所。不經幾程。坊門殿宿所失火。御先達僧止之坊為灰燼。
- 承元 2・7・22条

- 277、將軍家入_二御馬場棧敷_一。於_二其所_一有_二御送拜之儀_一。美作藏人朝親。橘判官代隆邦等為_二御使_一捧_二御幣_一。參_二宮寺_一。..... 2・8・16条
- 278、御所心經会如_レ例。導師法橋隆宣。將軍家出_レ御。其後。(中略)有_二御的始_一。左衛門尉義盛奉_二行之_一。..... 3・1・6条
- 279、御_二參神嵩并岩殿觀音堂_一。御還向之間。渡_二御女房駿河局比企谷家_一。山水納涼之地也云々。..... 3・5・15条
- 280、民部大夫行光。永福寺之傍建_二立_一伽藍。今日遂_二供養_一。以_二明王院僧正公胤_一為_二導師_一。尼御台所渡_レ御。相州。(中略)大夫屬入道已下。為_二聽聞_一參。堂上堂下如_レ市。..... 3・10・10条
- 281、將軍家御行始。入_二御広_一元朝臣亭。義清持_二御釵_一云々。..... 4・1・26条
- 282、京都飛脚參着。去四日。坊門院(院御姉)。於_二一条室町故皇太后宮御所_一崩_レ御。仍南山御幸延引之由申_レ之。..... 4・4・19条
- 283、伊賀守朝光為_二使節_一上洛。依_二坊門院崩御事_一也。..... 4・4・22条
- 284、將軍家渡_二御広_一元朝臣家。相州。武州等被_レ參。及_二和歌以下御興宴_一云々。亭主以_二三代集_一為_二贈物_一云々。..... 4・5・6条
- 285、將軍家渡_二御三浦三崎_一。於_二船中_一有_二管絃等_一。每事催_レ興。又覽_二小笠懸_一。常盛。胤長。幸氏以下為_二其射手_一云々。..... 4・5・21条
- 286、將軍家為_レ覽_二馬場之儀_一。密々渡_二御棧敷_一。(註略)尼御台所并御台所同令_レ出_二棧敷_一御。..... 4・8・16条
- 287、將軍家御行始。入_二御相州御亭_一。前大膳大夫已下扈從濟々焉。朝光役_二御釵_一。..... 5・1・15条
- 288、文治五年八月。右大將家人_二御奥州_一之次。可_レ止_二狼藉_一之由。被_レ下_二御教書_一訖。..... 建曆 1・4・2条
- 289・290、未明。將軍家渡_二御永福寺_一。相模太郎殿候_二御共_一給。其外範高。(中略)康俊等也。上下為_二步儀_一。是於_二此所_一。昨朝

聞郭公初声一之由。依有申之輩一也。至林頭一。数尅雖令待一之給一。無其声一之間。空以還御。

1. 4. 29条

291、伊賀守朝光。永福寺之傍。建立一梵宇一。今日遂供養一。導師葉上房律師。讚衆八人。相州并室家。匠作等渡御。

1. 10. 22条

292、御禊之間。又還御之時。御輿未入建礼門一此門顛倒。魏文帝当臨幸之日一。離宮南門壞云々。……………

1. 11. 4条

293・294、去建久九年。重成法師新造之一。遂供養之日。為結縁之。故將軍家渡御。及還路有御落馬一。不經幾程一。薨給畢。重成法師又逢殃。旁非吉事一。今更強雖不有再興一。何事之有哉之趣一同之旨。申御前之處。仰云。故將軍

薨御者。執武家權柄二十年。令極官位一給後御事也。重成法師者。依己之不義一。蒙天譴一。全非橋建立之過一。

2. 2. 28条

……………

295、將軍家渡御三浦三崎御所一。尼御台所并御台所同令伴給。相州。(中略)源右近大夫將監以下扈從。……………

2. 3. 9条

296、將軍家渡御寿福寺一。自方丈手令相一伝仏舍利三粒一給云々。……………

2. 6. 20条

297、將軍家入御和田左衛門尉義盛家一。御儲甚丁寧。以和漢將軍影十二鋪一。為御引物云々。……………

2. 6. 24条

298、鶴岳放生会。將軍家御参宮如例。先是尼御台所并御台所。(註略)為覽舞樂一。渡御迴廊一。……………

2. 8. 15条

299・300、為覽新造堂舍一。將軍家渡御大倉一。相州已下人々多以扈從。今日始及山水奇石等沙汰一。(中略)此間善信於御前申云。去建久九年十二月之比。夢想云。善信為先君御共赴大倉山辺一。爰有一老翁云。(中略)夢覺之後。上啓此由一。干

時幕下將軍御病中也。忽催御信心一。若及御平喻一者。可有堂舍造宮一之由。被仰之處。翌年正月薨御。不被果之条。

愚意潜為恨。……………

2. 10. 11条

301、將軍家故右幕下法花堂以下巡礼諸堂一給。相州。遠江。右近大夫將監等供奉。御帰之時。入御前大膳大夫第一云々。

- 2・12・29条
- 302、午尅。將軍家御參鶴岡八幡宮。(中略)於宮寺被供養法華經如例。導師大學法眼行慈也。還御之後被刷煨飯之儀。廣元朝臣經營之。..... 3・1・1条
- 303・304・305、煨飯。和田左衛門尉義盛沙汰之。(中略)其後。將軍家入御相州御亭。次渡御若宮別當雪下本坊。秉燭之程令還御給云々。..... 3・1・4条
- 306、二所御進發。相州。武州等供奉給。(中略)戌尅。着御酒勾駅云々。..... 3・1・22条
- 307、彈正大弼仲章朝臣使者自京都到来。去月廿七日閑院遷幸。(中略)行幸之後。宗宣自奔參。奏賢所入御之由。..... 3・3・6条
- 308、義盛申云。右大將家御時。勅隨分微功。然者抽賞頗軼涯分。而薨御之後。未歷二十年。頻懷陸沈之恨。条々愁訴。泣雖出微音。鶴望不達。鶴退耻運計也。更無謀叛企之云々。..... 3・4・27条
- 309・310、於御所。敢無警衛之備。然而依兩客之告。尼御台所并御台所等去營中出北御門。渡御鶴岳別当坊云々。(中略)剩縱火於御所。郭內室屋。不殘一字燒亡。依之。將軍家入御于右大將軍家法花堂。可下遁火災御上之故也。..... 3・5・2条
- 311・312、凡所梟于固瀨河辺之首二百三十四云々。辰尅。將軍家自法花堂入御于東御所。(中略)次將軍家令尋聞軍士等勲功之淺深給。爰波多野中務丞忠綱申云。於米町并政所。兩度進先登云々。米町事者置而不論。政所前合戰者三浦左衛門尉義村先登之由申之。於南庭各及噉々論之間。而為知食彼真偽。召忠綱。義村等於北面藤御壺內。為行光奉行。將軍家出御。被上御簾。相州。(註略)大官令。(註略)民部大夫行光。(註略)等。被候廣廂。..... 3・5・4条

- 313・314・315、申尅。將軍家入_二御于前大膳大夫広元朝臣之亭_一。是依_二去_二日御所燒失_一也。御台所。(註略)又自_二南御堂_一入_二御其所_一。尼御台所。(註略)渡_二御本所_一。…………… 3・5・6条
- 316、今日。相州自_二大倉_一渡_二御若宮大路御亭_一。其後祇候人等蒙_二勲功之賞_一云々。…………… 3・5・7条
- 317、將軍家。御所作事之間。有_二御方違_一。渡_二御東殿_一。(尼御台所御第)。(依_レ為_二御本所_一也。相州。大官令等被_レ參云々。…………… 3・8・1条
- 318、子尅。將軍家出_二御南面_一。于_レ時灯消人定。悄然無_レ音。只月色葦思傷_レ心計也。…………… 3・8・18条
- 319・320・321・322・323・324、將軍家新御所移徙之御車。自_二京都_一遲到之間。被_レ用_二御輿_一。酉刻。自_二前大膳大夫広元朝臣第_一。入_二御新御所_一。(中略)御輿入_二御南門_一之比。陰陽少允親職。(註略)候_二反閉_一。被_レ相_二具水火童女_一。次於_二西廊_一。自_二御輿_一下御。隨_二反閉_一入_二御于寢殿_一。移徙之時。直可有_レ入_二御寢殿_一。令_レ議_二非_二普通作法_一之由_上。広元朝臣頻傾申云々。次尼御台所入御。遠江守親広。狩野民部大夫行光候_二御輿寄_一。…………… 3・8・20条
- 325、將軍家入_二御広元朝臣之第_一。是御移徙之後。御行始也。…………… 3・8・26条
- 326、將軍家為_二御方違_一。入_二御相州御第_一。出雲守。(中略)藤内左衛門尉以下供奉云々。…………… 3・10・2条
- 327、日中自_二御方違御所_一還御。其期。相州被_レ進_二御馬并御劔等_一云々。…………… 3・10・3条
- 328・329、將軍家為_レ御_二覽山家景趣_一。入_二御民部大夫行光之宅_一。以_二此次_一。行光獻_二盃酒_一。山城判官行村等群參。有_二和歌管絃等御遊宴_一。入_レ夜還御。行光進_二龍蹄_一。(註略)云々。…………… 建保 1・12・19条
- 330、將軍家令_レ詣_二鶴岳宮_一給。(註略)伊賀守朝光役_二御劔_一。佐々木左近將監信綱懸_二御調度_一。相州。(中略)結城左衛門尉朝光等供奉。還御之後。被_レ始_二所御精進_一。…………… 2・1・22条
- 331、將軍家被_レ催_二烟霞之興_一。令_レ出_二杜戸浦_一給。長江四郎明義儲_二御駄餉_一。於_二彼所_一有_二小笠懸_一。(中略)自_二由比浜_一還御云々。

- 332、及_レ晚。將軍家俄御_二出永福寺_一。為_レ御_二覽桜花_一也。修理亮。(中略)宮内兵衛尉公氏等候_二御共_一。戌_レ尅。及_二還御之期_一。儲_二御車於寺門_一。…………… 2・2・14条
- 333、今日。大倉大慈寺(号_二新御堂_一)。供養也。巳_レ尅。尼御台所。(註略)渡_二御彼寺_一。…………… 2・7・27条
- 334、令_レ詣_二甘繩神宮并日吉別宮等_一給。以_二御還路之次_一。入_二御于安達右衛門尉景盛家_一云々。…………… 3・4・2条
- 335、地震驚恠事。被_レ行_二御占_一之處。重_レ變之由申_レ之。仍去_二御所_一。入_二御相州御亭_一。信綱持_二御釵_一。…………… 3・8・22条
- 336、將軍家自_二相州御亭_一。還_二御々所_一。依_二驚恠_一。御旅宿已經_二七十五日_一訖。藤右衛門尉景盛予參。儲_二御所經營_一。…………… 3・11・8条
- 337、將軍家御_二參鶴岳八幡宮_一。還_レ御後。御台所令_レ詣給。(註略)女房出車_二兩_一。…………… 4・1・13条
- 338、故金吾將軍姫君(年十四)。_レ渡_二御々所_一。(註略)扈從侍二人。(註略)御台所謂_レ之給。是依_二尼御台所仰_一。御猶子之儀也。…………… 4・3・5条
- 339、_レ由申_レ之。…………… 4・3・24条
- 340、京都飛脚參着。去十四日夜。坊門前内府禪室於_二西郊別業_一。薨御。仍十五日寅_レ尅。上皇自_二八幡_一俄還御(上皇御外舅也)。_レ之…………… 4・3・25条
- 341、342、御台所。(註略)依_二嚴閣薨御_一。渡_二御信濃守行光山庄_一。密儀也云々。…………… 4・3・25条
- 343、京都飛脚參。去_二一日殷富門院崩御之由申_レ之。…………… 4・4・15条
- 344、美作左近大夫朝親為_二使節_一上洛。是依_二彼崩御事_一也。…………… 4・4・20条
- 345、今日。御台所渡_二御壽福寺_一。奉_二為先考_一。被_レ刷_二孟蘭盆供_一。大夫判官行村令_二參上_一奉_二行之_一。…………… 4・7・15条
- 346、小河法印忠快於_二相模河_一修_二六字河臨法_一。仍將軍家御出。(中略)御後凡及_二一万騎_一。無_レ双壯觀也。亥_レ尅還御。…………… 4・7・15条

- 347、入_レ夜。御台所入_二御々所_一。日来依_二故坊門内府禪室御事_一。御_二坐他所_一也。…………… 4・7・29条
- 348、將軍家自_二所_一還御。…………… 5・2・2条
- 349・350、晚頭。將軍家為_レ覽_二櫻花_一。御_二出永福寺_一。御台所御同車。先御礼仏。次道_二遥花林下_一給。其後入_二御大夫判官行村宅_一。有_二和歌御会_一。及_二亥四點_一。乘_レ月還御。…………… 5・3・10条
- 351、諸人尽_二筋力_一而曳_レ之。(中略)然而此所之為_レ躄。唐船非_下可_二出入_一之海浦_上之間。不能_二浮出_一。仍還御。彼船徒朽_二損于砂頭_一云々。…………… 5・4・17条
- 352、將軍家入_二御壽福寺_一。李部。武州等被_レ候_二御共_一。是長老麿陶事依_レ被_二宥仰_一也。…………… 5・5・15条
- 353、鶴岳放生会。將軍家御出如_レ例。還御之後。望_二明月_一。守_二庚申_一。有_二当座和歌御会_一。…………… 5・8・15条
- 354、將軍家為_レ御_二覽海辺月_一。渡_二御三浦_一。左衛門尉義村殊結構云々。…………… 5・9・13条
- 355、広元朝臣病惱危急之間。為_下令_二見訪_一之給_上。右京兆渡_二御于彼亭_一。…………… 5・11・9条
- 356、入_レ夜。將軍家為_二御方違_一。渡_二御于永福寺内僧坊_一。公氏役_二御釘_一。相模式部大夫。(中略)山城判官次郎基行等候_二御共_一。…………… 5・12・25条
- 357、未明還御。而被_レ殘_二置御衣_一領於彼僧坊。剩被_レ副_二一首御詠歌_一。凡此御時。於_レ事被_レ尽_二御芳情_一云々。…………… 5・12・26条
- 358、自_二所_一還御。而於_二路次_一。無_二其故_一御馬一疋俄以斃云々。…………… 6・2・19条
- 359・360、小時而將軍家。(註略)出御。上_二車寄問御簾_一。有_二御对面_一。重繼膝行。置_二宣旨状_一(大外記師重奉)。於_二笏上_一令_レ献。請_レ之。入御之後。招_二重繼於寢殿東面_一。賜_二盃酒_一。被_レ引_二馬一疋_一。…………… 6・3・23条

- 361・362・363、將軍家任大將御之間。為御拜賀。參鶴岳宮給。早日為行村之奉。触申可有御拜賀之由於下向雲客等上。申斜有其儀。先出御南面。文章博士仲章朝臣。(註略)上御簾。陰陽少允親職(註略)參車寄間。候反閉。陰陽權助忠尚。(註略)入廊根妻戶。勤御板。伊予少將実雅寄御車。出御南門。西行。(中略)凡見物之輩如堵。上下宮御奉幣如例。秉燭之際還御。…………… 6・6・27条
- 364、左大將家御直衣始也。仍御參鶴岳宮。午刻出御。前驅并隨兵已下被用去月廿七日供奉人。…………… 6・7・8条
- 365、未明。右京兆渡御大倉郷。於南山際。卜便宜之地。建立一堂。可被安置葉師像云々。…………… 6・7・9条
- 366、去二日。將軍家令任右大臣給。仍今日有政所始。(中略)清定為執筆。書吉書。將軍家故以出御南面階間覽之。
〔京兆持參彼吉書於御前給。〕。京兆又令歸政所給。…………… 6・12・20条
- 367、心經会。將軍家出御南面。其儀如例。…………… 7・1・8条
- 368、今日坊門重相渡御宮中。御台所御對面。於御前有盃酒之儀。若少女房十人。(註略)候陪膳役送云々。…………… 7・1・24条
- 369、又武藏守親広。(中略)大夫尉景廉以下御家人百余輩不堪奠御之哀傷。遂出家也。…………… 7・1・28条
- 370、凡一天大乱起於宮寺。四海安危在此時。矧武將薨御僅三ヶ日。哀慟之外無他事歟。…………… 7・2・1条
- 371、加藤判官次郎自京都歸參。去一日入京。申彼薨御由之處。洛中驚遽。軍兵競起。…………… 7・2・9条
- 372、仙洞御使忠綱朝臣參禪定二品御亭〔右府御旧跡。〕。右府薨御事。叡慮殊御歎息之由。依被仰下也。…………… 7・3・9条
- 373、次土御門院。(註略)六条。冷泉等宮。各密々入御高尾院殿。…………… 承久 3・5・21条
- 374・375・376、次有御幸于叡山。女御又出御。女房等悉以乘車。上皇。(註略)土御門院。(註略)新院。(註略)六条親王。冷泉親王。

- (註略) 皆御騎馬也。先入_二御尊長法印押小路河原之宅_一 (号_二之泉房_一)。於_二此所_一。諸方防戰事有_二評定_一云々。(中略) 主上。上皇。入_二御于西坂本梶井御所_一。而親王令_レ宿_二十禪師_一 御云々。…………… 3・6・8条
- 377、上皇御_二坐坂本_一。偏被_レ持_二思食山門_一之由被_レ仰。以_二衆徒之微力_一。難_レ防_二東土強威_一之旨奏聞。仍可_レ有_二還御_一否。有_二其沙汰_一之処。右京兆可_レ被_レ誅之由有_二浮説_一。人々一旦成_二喜悅之思_一云々。…………… 3・6・9条
- 378、主上三院自_二梶井御所_一。還_二御于高陽院殿_一。於_二白河辺_一各御乘車。土御門院与_二冷泉宮_一御同車。新院与_二六条宮_一御同車云々。…………… 3・6・10条
- 379、上皇自_二高陽院_一。御_二幸四辻殿_一。土御門院。新院。六条宮。冷泉宮。還_二御本所_一。主上御_二座于此御所_一云々。…………… 3・6・20条
- 380、今日。上皇御落飾。御戒師御室(道助)。先_レ之。召_二信実朝臣_一。被_レ摸_二御影_一。七条院誘_二警固勇士_一御幸。雖_レ有_二御面謁_一兮。只抑_二悲涙_一還御云々。…………… 3・7・8条
- 381、新帝(持明院二宮。春秋十歲)。自_二持明院殿_一。被_レ還_二御閑院_一。(註略) 其間自_二持明院_一。迄_レ至_二于禁裏_一。軍兵警_二衛路次_一云々。…………… 3・7・9条
- 382、上皇自_二鳥羽行宮_一。遷_二御隱岐国_一。甲冑勇士圍_二御輿前後_一。御共。女房兩三輩。内蔵頭清範入道也。…………… 3・7・13条
- 383、新院遷_二御佐渡国_一。花山院少将能氏朝臣。(中略) 上北面左衛門大夫康光等供奉。…………… 3・7・20条
- 384、上皇着_二御于出雲国大浜湊_一。於_二此所_一遷_二坐御船_一。御共勇士等給_レ暇。大略以_二掃洛_一。…………… 3・7・27条
- 385、上皇遂着_二御于隱岐国阿摩郡苅田郷_一。仙宮者改_二翠帳紅闌於柴扉桑門_一。…………… 3・8・5条
- 386、奥州任_レ例被_レ献_二皖飯_一。若君出_二御南面妻戸間_一。讚岐中将(右京兆賀)。參進。被_レ卷_二上御簾_一。人々奉_レ謁之。…………… 4・1・1条

- 387、二位家御方違。入御民部大夫行盛山庄。為御造作也。……………貞心 2・3・28 条
- 388、若君出御南庭。有手鞠御會。又駿河三郎光村。(中略)佐々木八郎信朝。騎競馬。其後各又決相撲勝負云々。…………… 2・4・13 条
- 389、若君出御西御壺。有例手鞠會。此間令懸鳥糞給。有驚御沙汰。占申。御病事之由云々。…………… 2・4・28 条
- 390、二品渡御若君御方。奥州被參。有御酒宴。被召歌女等。各施芸。太有其興。…………… 2・5・5 条
- 391、相州。武州飛脚自京都到来。去十四日午尅。太上法皇崩御于持明院殿之由申之。依御腫物数月御惱也。…………… 2・5・18 条
- 392、於二品御亭。如駿河前司有沙汰暫可被閣御作事等之由被定。依彼崩御事也。…………… 2・5・19 条
- 393、若君渡御二品御方。駿河守(重時)。三浦駿河二郎等供奉。是常儀也。…………… 2・5・24 条
- 394、土御門院自土佐国可有遷御于阿波国之間。禊候人数事尋承之。可注進之旨。被仰遣阿波守護小笠原弥太郎長經之許。…………… 2・5・27 条
- 395、今日。南新御堂供養。本尊祓勒像也。是梵宇。右大将家姫君御早世之時。為御追善。既欲被建立之處。幕下薨御之間。今被果彼御素願云々。…………… 2・8・20 条
- 396、若宮渡御讚岐中將亭。駿河守。(中略)少輔判官代供奉。有小笠懸等云々。…………… 2・9・16 条
- 397、前奥州被献坩飯。若君出御南面。御劔駿河守(重時)。持參。御調度三浦駿河前司義村。…………… 3・1・1 条
- 398、有若君御手習始之儀。(中略)若君出御。宰相中將。(註略)。被候傍。頃之參進。開御硯盖。摺墨染筆被進。取之習始給。…………… 3・4・28 条
- 399、若君渡御二品御方。駿河守。(中略)信濃四郎左衛門尉等供奉。…………… 3・5・16 条

- 400、子尅。二位家以_二女房駿河局計_一為_二御共_一。潛渡_二御于駿河前司義村宅_一。義村殊敬嘔。…………… 3・7・17条
- 401・402・403、入_レ夜。若君渡_二御武州御亭_一。女房悉為_二御共_一。御儲殊被_レ尽_二美云々_一。是來十九日。(註略)為_二御方違_一可_レ有_二入_レ御_一。而件日没日也。始入_レ御。依_レ可有_二御憚_一。今夜故令_二渡始_一御云々。…………… 元仁 1・12・14条
- 404、若君令_二還御_一給。武州被_レ献_二引出物_一。御釵駿河守持_二參之_一。御馬三浦駿河二郎泰村。同四郎家村引_レ之云々。…………… 1・12・15条
- 405、若君為_二御方違_一。依_レ可有_二入_レ御_一。令_二思煩_一給之間。招_二知輔朝臣_一。被_レ仰_二合此趣_一。知輔云。仮讓_二渡彼堂於他人_一。可_レ被_二造畢_一。…………… 1・12・17条
- 406、若君為_二立春御方違_一。入_レ御武州御館_一。左近大夫將監佐房。(中略)佐々木三郎泰綱等供奉。…………… 1・12・19条
- 407、二品渡_二御新御所_一之事。兼被_レ點_二今日_一訖。然戌日有_レ憚之由。醫師行蓮依_レ令_二申而隱岐入道為_二奉行_一。…………… 嘉祿 1・6・21条
- 408、今夕。若君渡_二御于伊賀四郎左衛門尉朝行大御堂前家_一。御騎馬。御水干也。…………… 1・10・28条
- 409・410・411・412・413、今日若君有_二御移徙之儀_一。申一點御出。(中略)自_二南門_一令_二入_レ御_一給。於_二南庭中央_一令_二下_レ御_一給。經_二御車寄戸并_二棟廊_一。入_レ御寢殿階間_一。武州褰_二御簾_一。被_レ奉_二入畢_一。陰陽權助国道朝臣。(註略)候_二反閉_一。〔若君下御後令_二立_レ留庭中_一給間參向。〕於_二廊辺_一賜_レ祿。(中略)入_レ御之後。人々於_二侍所_一被_レ行_二炕飯_一云々。…………… 1・12・20条
- 414、若君御方(御年八)。御首服。申刻。於_二棟御所南面_一有_二其儀_一。後藤左衛門尉基綱。今日為_二奉行_一也。時刻出_レ御。二条侍從教定奉_レ扶_二持之_一。…………… 1・12・29条
- 415、新造御所炕飯。武州令_二沙汰進_一給。相州已下著_二布衣_一候_二西侍_一如_レ例。出羽前司家長申_二刻限_一。次出_レ御。(註略)二条侍從教定上_二南面御簾_三ヶ間_一。…………… 2・1・1条

- 416、依_レ為_二吉曜_一。竹御所為_二御方違_一。入_二御武州御亭_一。是今年御行始也云々。…………… ” 2・3・1条
- 417、將軍家密々渡_二御勝長壽院永福寺等_一。各有_二御礼仏_一。被_レ用_二女房輿_一。結城七郎朝広役_二御釵_一。…………… ” 2・9・2条
- 418・419、今日竹御所御移徙。戌刻。入_二御新御所_一。御輿。御伊賀右馬助仲能。(中略) 瑯珂左衛門尉等也。入_レ御之時。大膳亮泰貞。
(註略) 参_レ廊勤_二反閉_一。賜_レ禄。(註略) 仲能役_レ之。…………… ” 2・12・10条
- 420、巳刻。將軍家御行始。(註略) 入_二御武州亭_一。供奉人步儀。駿河守持_二御釵_一。彼亭御儲等。殊刷有_レ之。…………… ” 3・1・9条
- 421・422、將軍家白地渡_二御三浦駿河前司義村休所_一。則還御。義村進_二御馬御釵等_一云々。…………… ” 3・2・14条
- 423、武州渡_二御于大倉御堂_一。於_二此所_一召_二陰陽道之輩_一。被_レ問_二新造堂供養之事_一。…………… ” 3・4・22条
- 424、二位家第三年御仏事。丈六阿弥陀堂供養也。(中略) 竹御所為_二御聽聞_一渡御給。相州。武州。匠作已下結縁貴賤不可_レ勝計云々。…………… ” 3・7・11条
- 425、民部大夫入道行然為_二二位家御追善_一。令_レ草_二創梵宇_一。今日遂_二供養_一畢。(中略) 竹御所為_二御結縁_一御出。相州。武州渡御。
入_レ夜。有_二御方違_一。御_レ宿于西侍火爐之間。近習人々數輩参候。…………… ” 3・7・25条
- 426、竹御所為_二御方違_一。越後守名越亭令_二入御_一給。…………… 安貞 1・12・14条
- 427、今日皖飯。相州御沙汰。將軍家出御。々釵駿河守重時。(註略)。…………… ” 2・1・1条
- 428、日中有_二御行始之儀_一。入_二御武州亭_一。駿河守役_二御劍_一。狩野藤次兵衛尉懸_二御調度_一云々。…………… ” 2・1・8条
- 429・430、午尅。將軍家入_二御竹御所_一。御狩衣。御乘輿也。越後守。駿河守已下數輩供奉。武州予被_レ候_二于儲御所_一。入_レ夜還御云々。…………… ” 2・1・23条
- 431、將軍家御_二参鶴岡八幡宮_一。先散位晴賢。(註略) 参_二廊車寄戸_一。勤_二御身固_一。(中略) 自_二南門_一出御。供奉人。武州。(中略) 佐々

木判官等也。…………… 2・2・3条

432、將軍家始有御浜出。(註略)密々入御棧敷之間如供奉人々路次儀。頗被省略之。有犬追物。…………… 2・3・9条

433、今夜。將軍家為御方違。入御小山下野入道生西宿所。自御所南方也。是為被立御車宿。令避王相方御。…………… 2・3・25条

434・435、將軍家為御遊覽。渡御杜戸。武州。駿河前司以下扈從濟々焉。及夜陰還御云々。…………… 2・4・16条

436・437、將軍家御參江嶋明神。以還御之時。入御于駿河前司義村大庭館云々。…………… 2・4・22条

438、午尅。還御云々。…………… 2・4・23条

439、今夜。將軍家有五月節御方違也。入御生西之家。…………… 2・4・25条

440・441、今朝。將軍家欲有還御之處。生西頻望申御逗留。仍至晚頭御遊興。生西撰一族中堪能強力之輩。於御前庭上。令射小笠懸。召決相撲勝負。其後還御。…………… 2・4・26条

442、將軍家為御遊覽。渡御六浦云々。…………… 2・4・28条

443、將軍家自六浦還御。去夜御止宿六浦云々。…………… 2・5・1条

444、將軍家出御馬場殿。(註略)有五番競馬。佐々木加地三郎左衛門尉。印東八郎以下被召決其勝負云々。…………… 2・5・8条

445、今日。又出御同所。駿河次郎。(中略)小山五郎等。射流鏑馬。次有五番競馬勝負云々。…………… 2・5・10条

446、明日可有入御田村館之由。兼日被定之處。家主義村輕服事出來之間。令延引之給。…………… 2・6・25条

447、將軍家為御遊興。御出杜戸。(中略)入夜。自船還着由比浦。被儲御輿於此所。即入御幕府云々。…………… 2・6・25条

- 448、駿河前司義村輕服日數已過訖。於今者。可有入御彼田村山庄之由。申案内。…………… 2・6・26 條
- 449、明日可有渡御田村。而今日天氣有陰障。若又可雨降否。召泰貞。於御所。以藤内左衛門尉忠行被尋下。…………… 2・7・22 條
- 450、451、將軍家渡御駿河前司義村田村山庄。是為遊覽田家秋興也。辰冠出御。(註略)被用御輿。自金洗沢辺御騎馬。奉御日早笠。…………… 2・7・23 條
- 452、令還鎌倉給。義村獻御引出物。(中略)秉燭以前。入御幕府。…………… 2・7・25 條
- 453、駿河前司參御所。賀申入御事。又獻盃酒院飯等。武州以下參會云々。…………… 2・7・26 條
- 454、今日。又御參宮。有御奉幣。馬場之儀。流鑄馬以下。事終。及暮還御云々。…………… 2・8・16 條
- 455、京都使者參着。去十六日七條院崩御云々(御年七十二)。…………… 2・9・26 條
- 456、將軍家為御方違。可有入御于小山下野入道生西家之旨。被仰含云々。…………… 2・10・10 條
- 457、今夜。竹御所為御方違。渡御陸奧四郎(政村)亭。(本是故二位殿御所)。女房數輩候御共云々。…………… 2・10・14 條
- 458・459・460、武州被進御馬(註略)一疋於將軍。(中略)令平左衛門尉三郎盛時。引出北向御壺。出御于廂。其毛有興之由。頻及御感。(中略)今夕將軍家為御方違。入御于小山下野入道生西車大路家。被用御輿。(中略)入御彼亭之後。供三献之間。相州。武州被候。越後守追而參加云々。…………… 2・10・15 條
- 461、日中以後還御云々。生西進御引出物。御釵。(中略)御馬二疋。(註略)等也云々。…………… 2・10・16 條
- 462、將軍家俄渡御竹御所。御騎馬也。駿河守。(中略)源式部大夫等為御共。各步行云々。…………… 2・12・30 條
- 463、及晚。將軍家入御武州御亭。是非御行始。依雪輿。為楚忽之儀也。駿河前司所申行也。

- 464、將軍家御行始。入御武州亭云々。…………… 3・1・3条
- 465、將軍家御參鶴岡八幡宮。(中略)御神拜事終。還御之後。武州着西侍給。可直車突并橋等之由。被示合人々。是犯土也。…………… 3・1・15条
- 466・467、竹御所已下自三崎還御。駿河前司兼遣四郎家村於杜戸辺。儲御駄餉。尽善極美者也。及黄昏。入御武州御亭。依為凶会日。竹御所今夜御止宿也。…………… 3・2・22条
- 468、竹御所還御本所。武州被獻贈物。御共人々皆賜之。…………… 3・2・23条
- 469、自三崎還御。…………… 寬喜 1・4・19条
- 470・471、今日於馬場殿。小山五郎長村。(中略)小笠原六郎時長等射流鏑馬。遠笠懸等。將軍家有出御。武州以下人々群參。(中略)面々堪能催感興。緯已及晚景。將軍家聊御心神違乱之間。入御云々。…………… 1・6・27条
- 472、將軍家出御馬場殿。於此所有童舞。若宮新别当法印定親參上云々。…………… 1・7・7条
- 473、將軍家為海辺御遊覽。御出于杜戸浦。是御不例御平喻之後御出始也。(註略)相州。武州被參。有犬追物。(中略)未斜俄暴風起。少其興。及申斜。風猶不休之間。還御云々。…………… 1・9・17条
- 474、將軍家為御覽蹴鞠。渡御永福寺。御布衣。御輿也。路次御劍佐原三郎左衛門尉持之。…………… 1・10・26条
- 475・476、將軍家御行始。入御武州御亭。已冠御出。(註略)供奉人々如例。越後守。(中略)周防前司親実等供奉。西刻。及還御之期。被進御引出物等。…………… 2・1・4条
- 477、將軍家入御竹御所。…………… 2・1・7条
- 478、来十四日為方違。可有入御之由。被仰相州。御使助教師員云々。…………… 2・1・8条

- 479・480、將軍家御參鶴岳八幡宮。相州。(中略)中条左衛門尉以下供奉云々。竹御所御行始。入御武州第一云々。自鶴岡還御之後。先有腕飯之儀。次御弓始也。…………… 2・1・10条
- 481、將軍家為御方違。入御相州亭云々。…………… 2・1・14条
- 482、自相州第一還御。…………… 2・1・15条
- 483、竹御所為御方違。渡御駿河入道行阿宿所云々。…………… 2・1・17条
- 484、將軍家年首御浜出始也。渡御由比浦。先小笠懸。次犬追物。(註略)次小山五郎。(中略)小笠原六郎。隨別仰。射作物等。御入興無他云々。…………… 2・1・23条
- 485・486、將軍家四十五日御方違也。入御相州御亭。竹御所入御駿河入道家。今夕。於旅御所。佐々木兵衛太郎信実法師申募度々勲功。可返給本領由事。有其沙汰。…………… 2・1・29条
- 487、將軍家渡御杜戸。遠笠懸。流鏑馬。犬追物。(註略)等也。例射手皆以參上。各施射芸云々。…………… 2・2・7条
- 488、將軍家為御方違。入御相州亭。…………… 2・3・14条
- 489、永福寺恒例一切經會也。將軍家渡御。相州。武州供奉給。土屋左衛門尉持御劍。…………… 2・3・15条
- 490、將軍家為御方違。入御石山局許。(註略)依可有小侍對屋等御造作也。…………… 2・3・16条
- 491、將軍家為御遊覽。出御于三崎磯。山櫻花尤盛也。仍領主駿河前司以殊御儲。申案内。…………… 2・3・19条
- 492、自三崎。還御云々。…………… 2・3・22条
- 493・494・495、醍醐御宇延長八年六月廿六日。清涼殿坤方柱上霹靂。大納言〔清貫卿〕。右中弁希世朝臣忽為雷火。斃卒。是雖非常途之篇。猶無遷幸之儀。只入御常寧殿云々。(中略)同八月廿三日御脫履。同九月廿九日有御事。又入御常寧殿之上者。猶可准遷幸歟云々。(中略)武州又被出廊。召陰陽師等。於本座被行御占。(中略)仍可入御武州

- 御亭_一之由。各定申。……………
 496、二位家御月忌。於_二南小御堂_一。被_レ修_二恒例法会_一。竹御所為_二御聽問_一渡御。……………
 497、故修理亮墳墓堂供養。武州渡_二御其場_一。……………
 498・499、亥尅。竹御所（御年廿八）。入_二御于宮中_一。是御嫁娶之儀也。絆起_二楚忽_一。為_二密儀_一之間。非_二晴儀_一。且被_レ用_二御輿_一。經_二小町大路_一。入_二御於南門_一。雜色_二二人取_二松明_一前行。……………
 500・501、今日。勝長寿院新造御塔供養也。巳尅。將軍家御出。（註略）御台所御同車。相州。武州以下數輩供奉。（註略）午一點。有_二供養之儀_一。是故右大臣家十三年御追善也。（中略）酉一尅。御仏事訖。還御。入_レ夜。將軍家并御台所御方違。入_二御竹御所_一。……………
 502、心經会。將軍家御出。……………
 503・504、將軍家御_二參鶴岳八幡宮_一。二条侍從寄_二御車_一。式部大夫政村。（註略）役_二御劍_一。武州。（註略）供奉給。（中略）還御之後。入_二御相州亭_一。……………
 505、將軍家為_二御方違_一。入_二御竹御所_一。去年立春御方違之後。依_レ相_二当四十五日_一也。……………
 506、六波羅飛脚到来。去月廿日仁和寺法印御房（貞曉四十六）。於_二高野_一御入滅云々。是幕下將軍御息。御台所御伯父也。仍御輕服之間。入_二御竹御所_一。……………
 507、永福寺恒例舍利会。將軍家渡御。御台所御同車。相州。武州被_レ參。……………
 508・509・510、御台所御新車始也。渡_二御駿河前司義村宅_一。將軍家先入御。（註略）駿州經營_レ善_レ美。召_二伶人并舞女等_一。終日御遊興。臨_二曉鐘之期_一還御。……………
 511、二位家御月忌。於_二南小御堂_一。被_レ修_二仏事_一。導師求仏房也。御台所渡御。相州。武州參給。……………

- 512、神事。將軍家御出已下如例。御台所為御見物。渡御馬場棧敷。…………… 3・8・16条
- 513、將軍家出御馬場殿。有流鏑馬。遠笠懸。如駿河前司。武藤次郎之宿老等。依殊仰施射芸。還有其興云々。…………… 3・9・23条
- 514、去十二日。土御門院於阿波國崩御(春秋卅七)。之由。自京都被申之。…………… 3・10・28条
- 515、將軍家御參鶴岳八幡宮。午一點御出。(註略)駿河判官光村供奉。和泉守政景持御劔。(中略)還御後有碗飯之儀。相州沙汰之。…………… 4・1・1条
- 516、於宮寺法花經供養。御聽聞。導師頓覺坊律師良喜也。以供奉諸大夫等。被曳御布施等。舞樂如例。及晚還御。…………… 4・3・3条
- 517、御台所為御方違渡御駿河入道行阿家。是奉為故左金吾將軍追善。依可被造立伽藍也。…………… 貞永 1・7・27条
- 518、將軍家又御參宮。御台所出御棧敷。盛時。光村等。候埒辺。盛時具家子。(註略)一人。光村負小節箭。具家子。(註略)三人。(中略)馬場儀如例。…………… 1・8・16条
- 519、御台所御方違之後。入御幕府。相州。武州被參。故令獻盃酒碗飯等給云々。…………… 1・9・28条
- 520、屬星祭。晴幸奉仕之。周防前司為奉行。將軍家出御其庭。…………… 1・9・11条
- 521、入夜。御台所為御方違渡御東御所。…………… 1・10・5条
- 522、入夜。御台所為御方違渡御民部大夫入道行然家云々。…………… 1・11・17条
- 523・524、早日。將軍家為覽雪。渡御竹御所。後藤大夫判官供奉。即還御。…………… 1・11・21条
- 525・526・527、早日雪聊降。庭上偏似霜色。將軍家為覽林頭。渡御永福寺。御水干。御騎馬也。武州自去夜未退出給。即扈從給。式部大夫。(中略)波多野次郎朝定已下。撰召携和歌之輩。為御共。(中略)入御釣殿。有和歌御會。

- 但雪氣變_二雨脚_一之間。余興未_レ尽還御。…………… 1・11・29条
- 528、武州參_二右大將家法花堂_一給。(中略)到_二彼砌_一。布_二御敷皮於堂下_一坐給。(中略)別當尊範令_二參會_一。可有_二御堂上_一之由。頻雖_レ申之。御在世之時。無_二左右_一不_レ參_二堂上_一。薨御之今。何忘_レ礼哉之由被_レ仰。…………… 2・1・13条
- 529・530、將軍家并御台所入_二御武州御亭_一。彼東壺外花瞿麦等花盛也。仍有_二御連歌_一。相模三郎入道真昭。(中略)都筑九郎經景等応_レ召參上。親行獻_二秀句_一之間。直賜_二御劍_一。及_二曉更_一還御。六位八人取_二松明_一。…………… 天福 1・4・17条
- 531、二位家御月忌御仏事。(中略)御台所為_二御聽聞_一。入_二御南御堂_一。武州又詣給。…………… 1・7・11条
- 532、京都飛脚參着。申云。去十八日夕刻。於_二院御所_一。藻壁門院皇子降誕。(註略)辰刻女院御絶入。遂以崩御之。年二十五云々。是將軍家御姉公也。…………… 1・9・24条
- 533、伊賀右馬助今日首途。安東左衛門尉光成為_二武州御使_一。同以上落。是又女院崩御事。殊愁歎之由。令_レ言_二上仙洞并北白河院_一給之故也。…………… 1・9・29条
- 534、去月十八日女院崩御。同廿四日被_レ下_二諒闇_一。宣旨。卅日丑刻御葬。(註略)供奉月卿雲客濟々焉。…………… 1・10・19条
- 535、將軍家。(註略)為_二御方違_一。入_二御竹御所_一。御台所御同車云々。…………… 1・12・28条
- 536、皖飯。相州御沙汰。如_レ例。將軍家出御。八条少將候_二御簾役_一。…………… 2・1・1条
- 537、武州孫子(匠作嫡男。歲十一)。於_二御所_一。被_レ加_二首服_一。(中略)將軍家出_二御南面_一。八条少將実清朝臣候_二御簾_一。次被_レ進_二御引出物_一。…………… 2・3・5条
- 538、御台所令_レ移_二御產所_一(相州第)。供奉人々數輩。渡_二御相州亭_一之後。及_二子剋_一有_二御產氣_一。…………… 2・7・26条
- 539・540、將軍家節分御方違。入_二御越後守名越亭_一。此宿所始入御之間。每事尽_二花美_一。…………… 文曆 2・1・9条
- 541・542、今夜。為_二御方違_一。入_二御周防前司親実大倉家_一。是為_二大將軍王相方御方違_一也。春間十五日一度。可有_二渡御_一也。

- 543、將軍家為「御方違」。入「御于周防前司親実大倉家」。明日依「可」被「立」五大堂之門。令「違」天一方「給」云々。…………… 2・1・12条
- 544、今夜。為「御方違」。入「御周防前司親実大倉家」。於「此所」有「庚申御会」。被「講」二首和歌。…………… 2・1・26条
- 545、將軍家入「御于後藤大夫判官基綱大倉宅」。御水干。御騎馬也。陸奥式部大夫。(中略)駿河大夫判官等供奉。…………… 2・2・9条
- 546、將軍家自「基綱家」。渡「御于五大堂之地」。相州。(中略)加賀守已下供奉。今日被「立」御堂。…………… 2・2・10条
- 547、弁僧正定豪於「本坊」。供「養一切經」。 (中略)將軍家為「御結縁」出御。(註略)武藤左近將監役「御釵」。…………… 2・2・18条
- 548、將軍家御輕服之上。依「為」撰政殿薨御。被「閣」政務三ヶ日「云々」。…………… 2・4・3条
- 549 550 551、巳二點。依「可」有「明王院(五大尊堂)」供奉。將軍家為「御參堂」出御。(中略)入「御堂中」。兩國司被「參儲」。午二點。有「二」供養之儀。曼荼羅供也。(中略)西刻。事終還御。…………… 2・6・29条
- 552、明日入「立」秋節。明王院御堂瓦少々未「被」葺之間。為「御方違」。可「有」入「御越後守名越亭」由。為「周防前司親実」。(中略)撰津左衛門尉為光等奉行。有「其沙汰」。…………… 2・6・15条
- 553 554 555、將軍家渡「御馬場殿」。覽「射芸」。以「其次」。入「御大膳大夫師員屋形」。即還御云々。献「御引出物等」云々。…………… 2・6・23条
- 556、永福寺総門上棟之間。將軍家御出。(註略)相州。武州供奉給。(中略)及「黄昏」還御。…………… 2・7・5条
- 557、將軍家出「御小御所端」。及「世上御雜談」。陸奥式部大夫。(中略)掃部大夫資俊等祇候。…………… 2・7・11条
- 558、戌刻。資俊參「御所」。申云。今夜。五更坤星。南北三尺計。頻逆行。如「円坐」旋。為「希代異」云々。仍將軍家出「御東面渡廊」。召「忠尚」。親職等朝臣。可「窺定」之由被「仰下」。…………… 嘉禎 1・9・24条

- 559、將軍家御除服。出御於南門。有御被之儀。晴賢奉仕之。…………… 1・11・15 條
- 560、仏師康定。去夜奉造畢尊形。(中略)奉渡于卿法印良信本坊。即為導師。展開眼供養之儀。藤内判官定員。行向彼坊奉行之。兩國司渡御。以卷絹十疋。南庭一。被宛布施物云々。…………… 1・12・30 條
- 561、煨飯(相州御沙汰)今日不被上御簾。依御歎樂。無出御之故也。…………… 2・1・1 條
- 562、申尅。將軍家御行始。入御武州御亭。駿河前司義村持御釵。越後守。(中略)源判官以下供奉云々。…………… 2・3・14 條
- 563
564
565
566、將軍家為御方違。可有渡御于小山下野入道生西若宮大路家之由。有其沙汰。彼家先年燒亡。更新造之後。未及入御。可為何樣哉之旨。為藤内大夫判官定員奉行。被尋人々。如此事有兩樣。(中略)賀家說者。一宿之後。仮取界契用之。付其說渡御。不可有巨難之由。知宗。親行。季氏等申之。(中略)入夜渡御生西家云々。…………… 2・4・4 條
- 567、將軍家依可有渡御于伊豆国小名温泉。以來十七日。被定御進発日。…………… 2・4・8 條
- 568、將軍家為御方違。渡御下野入道家。是可有四十五日御連宿之由云々。…………… 2・4・14 條
- 569 亥刻。將軍家為御方違。入御大膳大夫師員屋形。御儲之儀殊奔宮。御引出物有数云々。…………… 2・6・26 條
- 570、自一座次第被尋仰云。來月四日。可為新御所御移徙也。先白地有入御于武州亭自一件亭御移徙之条。大將軍方禁可憚否。可計申者。定昌。(中略)宣友以下申云。是白地之儀也。方禁不可移。更無憚。…………… 2・7・10 條
- 571
572
573
574、戌刻。將軍家若宮大路新造御所御移徙也。自武州御亭渡御。(註略)御乘車。仰前大監物文元。參轅内勤反閉。入御自新御所南門。御車入門内。(中略)昇西廊。經二棟御所南縁。入御于寢殿。(註略)南面中之間。向南着御。水火前行。入同間訖。…………… 2・8・4 條

- 575、將軍家御移徙之後。有御行始之儀。入御武州第一。御直衣。御車也。供奉人同去四日。…………… 2・8・9 条
- 576、將軍家御方違。入御于藏人大夫入道西阿宿所。是御持仏堂造宮。其所自御寢所北方分敷之由。依有御疑也。…………… 2・11・22 条
- 577、將軍家還御。藏人大夫入道獻御引出物。役人御釵左衛門大夫泰秀。…………… 2・11・23 条
- 578、亥刻。武州御亭御移徙也。日来御所北方所被新造也。被建檜皮葺屋并車宿。是為將軍家入御云々。…………… 2・12・19 条
- 579、恒例心經會也。將軍家出御。今日有二所御奉幣事。及御沙汰云々。…………… 3・1・8 条
- 580 581 582、大倉新御堂上棟也。將軍家。(註略)令監臨給。近江四郎左衛門尉氏信役御釵。(中略)以還御之次。入御于左馬頭義氏朝臣之家。御遊非。結句御酒宴之間。駿河二郎泰村。老岐守光村。兄弟召決相撲。御入輿第一也。(中略)入夜還御。隨兵十騎。列御車前。…………… 3・4・19 条
- 583 584、申刻日色赤如蝕。今日。將軍家入御左京權大夫亭。為此御祈。被新造御所。(註略)之間。渡御始也。御儲每事過差云々。御出之儀。又殊被刷。供奉人清撰。…………… 3・4・22 条
- 585、日中還御。臨其期。左京兆又被進御引出物。…………… 3・4・23 条
- 586、今日大慈寺堀内新造精舎。(註略)供養也。將軍家御出。(中略)入夜事終。將軍家還御云々。…………… 3・6・23 条
- 587、二位家十三年御忌景也。於南小御堂。被修御仏事。(中略)將軍家無出御匠作。京兆參給。…………… 3・7・11 条
- 588、京都飛脚到着。去二日一品宮(当帝御妹。御歳六)。薨御由申之。…………… 3・8・7 条
- 589、鶴岳放生會。將軍家御參宮。午刻御出。(中略)法會舞樂等如例。還御之後。入夜。对明月在当座和歌御會。右馬助。(中略)城太郎等候其座。…………… 3・8・15 条

- 590、自^二所^一還御。…………… 3・11・12条
- 591、為^二日月蝕及天變重疊御祈^一。於^二御所^一。可^レ被^レ行^二屬星御祭^一。將軍家依^レ可^レ有^レ出^一御于祭庭^一。今日晴賢為^レ奉^二仕之^一。…………… 3・12・10条
參籠。……………
- 592、今日。仰^二金窪右衛門大夫行親^一。被^レ掃^二除御所巽角^一。依^レ可^レ被^レ行^二御祭^一也。亥刻。晴賢朝臣奉^二仕之^一。將軍家着^二束帶^一。…………… 將軍家着^二束帶^一。
- 593、今日。仰^二金窪右衛門大夫行親^一。被^レ掃^二除御所巽角^一。依^レ可^レ被^レ行^二御祭^一也。亥刻。晴賢朝臣奉^二仕之^一。將軍家着^二束帶^一。…………… 將軍家着^二束帶^一。
- 出御。有^二御拜^一。(中略)卅夜可^レ被^レ行^レ之。每度可^レ有^二出御^一之由云々。…………… 3・12・12条
- 594、午刻。將軍家自^二所^一還御。…………… 4・1・15条
- 595、午刻。將軍家依^レ可^レ有^二御上洛^一。為^二御出門^一。入^二御于秋田城介義景甘繩家^一。被^レ召^二御輿^一。…………… 4・1・20条
- 596、將軍家御上洛。(中略)巳刻御進發。被^レ用^二御輿^一。(中略)酉刻。着^二御酒勾馱^一。…………… 4・1・28条
- 597、今夕。入^二御藍沢馱^一。…………… 4・1・29条
- 598、申一點着^二御車返牧御所^一。…………… 4・2・1条
- 599、酉刻入^二御池田宿^一。…………… 4・2・6条
- 600、着^二御橋本馱^一。…………… 4・2・7条
- 601、未刻。又雨降。着^二御豐河宿^一。及^二深更^一。風雨甚。…………… 4・2・8条
- 602、矢作宿。入^二御于足利左馬頭亭^一。…………… 4・2・9条
- 603、今日。中納言等御拜賀也。為^二御出立御覽^一。大殿渡^二御六波羅殿^一。於^二門外^一御下車。是為^二希代事^一。…………… 4・2・28条
- 604、大理庁始也。(中略)大理出御。各遂^二面拜^一云々。及^レ晚將軍家御參内。(註略)供奉人同^二去廿二日^一。至^二曉更^一。渡^二御于前^一。…………… 4・2・29条

- 606、卯一點。將軍家還_二御六波羅_一。…………… 4・2・30条
- 607、依_二御招請_一。將軍家渡_二御大相国禪閣御亭_一。御儲被_レ尽_レ美。御贈物風流棚_二脚_一。(註略)入_レ夜。還_二御六波羅_一。…………… 4・②・3条
- 609、將軍家渡_二御北山別業_一。亭主并一条殿前右府以下。自_二去夜_一。於_二此所_一被_レ奉_レ待。有_二御興遊等_一。半更還_二御六波羅_一云々。…………… 4・3・19条
- 611、今日。於_二六波羅殿_一。屈_二南北_一京碩学_一。被_レ行_二仁王八講_一。大殿准后為_二御聽聞_一入_レ御云々。…………… 4・3・22条
- 612、一条殿御息若君(福王公。將軍家御舍弟。)入_二室于仁和寺御室_一給。大殿御同車。君達右府(良美)。幕下(実親)。將軍家御扈從。後車雲客濟々焉。(中略)臣下御入室。希代之例也。及_レ晚還_レ御。…………… 4・4・10条
- 613、今日。將軍家渡_二御右府御亭_一。…………… 4・5・16条
- 614、今日。將軍家自_二春日社_一還_レ御。…………… 4・6・6条
- 615、禪定殿下若君(福王公)。入_二御仁和寺_一。右府御同車。(中略)即今日有_二御剃髮之儀_一云々。…………… 4・6・23条
- 616、今日卯一剋。將軍家御_二參石清水八幡宮_一。午剋還_レ御。…………… 4・7・23条
- 617、將軍家御參内。(中略)其後渡_二御一条今出河内御亭_一。明日可有_レ御_二下_一向_レ關東_一之故也。於_二一条殿_一。御贈物繁多也。…………… 4・10・12条
- 618、寅一點。將軍家關東御下向_レ御進發也。(中略)酉剋。着_二御小脇馱_一。近江入道虚假立_二御所_一奉_レ入。御儲結構無_二比類_一云々。…………… 4・10・13条
- 619、匠作。前武州令_レ參_二旅御所_一給。可_レ然宿老多以着_二座小侍_一。(中略)巳剋出_レ御。未以後雨降。酉斜箕浦御宿。…………… 4・10・14条

- 620、有_二熱田社御奉幣_一。酉_一點入_二御矢作宿辺左馬頭義氏朝臣亭_一。…………… 4・10・18条
- 621、入_レ夜雨下。戌_一尅。着_二御豊河駅_一。…………… 4・10・19条
- 622、風雨。辰刻出御。於_二本野原_一甚雨暴風。然而御輿前後人々者。不_レ及_レ擁_レ等。皆以舐_レ鼻。(中略)酉尅橋本御宿。…………… 4・10・20条
- 623、寅尅小雨。巳_三點屬_レ晴。酉_一尅。着_二御鎌倉御所_一。…………… 4・10・29条
- 624、自_二去廿日_一至_二今夜_一。於_二御所_一被_レ行_二屬星御祭_一。晴賢朝臣奉_二仕之_一。將軍家每夜出_二御其庭_一。有_二御拜_一。(註略)今夜結願也。…………… 曆仁 1・12・22条
- 625、戌尅。將軍家為_二御方違_一。入_二御遠江守朝時名越亭_一。是日来御本所也。…………… 1・12・23条
- 626、自_二名越_一還御。遠州被_レ進_二御引出物_一。…………… 1・12・25条
- 627 628、將軍家出_二御于御持仏堂東僧坊_一。匠作。前武州被_レ參。恩沢事等。於_二御前_一有_二沙汰_一。入眼。其後出_二御于同東縁_一。召_二陰陽師等_一。明年_二所御奉幣日時以下事_一。直有_二下問_一。被_レ定_二云々_一。…………… 1・12・26条
- 629、境飯(遠江守沙汰)。(中略)境飯以後。將軍家御行始。入_二御前武州御亭_一云々。…………… 2・1・3条
- 630、今日京都使者參。去年十二月廿八日宜秋門院崩御。(春秋六十七云々)…………… 2・1・19条
- 631、六波羅使者參著。去二月廿二日。隱岐法皇於_二遠嶋_一崩御。(御年六十)同廿五日奉_レ葬云々。…………… 延心 1・3・17条
- 632、今日。於_二前武州御亭_一遂_二一決_一。亭主御不例雖_レ未_レ快。相_二扶之_一令_レ聞_二食其是非_一云々。(註略)。匠作渡御。主計頭師員。駿河前司義村以下評定衆等列參。是越中国々吉名事也。…………… 1・5・2条
- 633、及_二深更_一。夜靜月明。將軍家俄渡_二御于佐渡前司基綱宅_一。被_レ用_二御車_一。御共人々折節八九人計也。…………… 1・7・20条
- 634、將軍家為_レ覽_二流鏑馬_一。出_二御馬場御棧敷_一。左近大夫將監經時。左馬助光時候_二御輿寄_一。織部正光重役_二御釵_一。

- 635、二棟御方始渡_一御大倉御産所_一。……………
 636、將軍家若君御行始。(註略)午刻自_二御産所_一入_二御町野加賀民部大夫康持宿所_一。(註略)供奉人立烏帽子直垂也。御引出物有_レ員
 637、云々。申剋渡_二御御所_一云々。……………
 638、坑飯。(匠作御沙汰。)(中略)今日覽_二吉書_一。坑飯以後。將軍家御行始。入_二御前武州御亭_一。修理亮時幸持_二御劔_一。……………
 639、於_二御所_一。被_レ行_二天地災變祭_一。維範朝臣奉_二仕之_一。將軍家出_二御祭庭_一。周防前司親実為_二御使_一。……………
 640、彗星近_レ奎。自_二去夜_一。於_二御所_一被_レ行_二屬星祭_一。晴賢朝臣奉_二仕之_一。今夜。將軍家出_二御祭庭_一。右馬權頭政村為_二御使_一。……………
 641、彗星入_二奎中_一。(中略)子剋。於_二御所_一被_レ行_二三万六千神祭_一。前大藏大夫泰貞朝臣奉_二仕之_一。(中略)將軍家出_二御祭庭_一云々。
 又有_二七座泰山府君祭_一。(中略)將軍家出御。如法泰山府君祭。親職朝臣行_二于里亭_一。安芸守親光為_二御使_一也。……………
 643、將軍家_二所御精進始也_一。未刻。為_二浴潮給_一。出_二御于由比浦_一。御先達_一乘房阿闍梨云々。……………
 644、着_二御三嶋_一。今日無_二御奉幣之儀_一。於_二此所_一又及_二延年_一云々。……………
 645、將軍家渡_二御馬場殿_一。前武州被_レ參。遠江前司。(中略)出羽前司以下數輩參上。先令_下若輩等_一射_中遠笠懸。小笠懸_上。……………
 646、戌剋。自_二走湯山_一直還御。是_二一日行程也_一云々。……………
 647、將軍家為_二御方違_一入_二御遠江守名越亭_一。被_レ用_二御輿_一。前右馬權頭。北条大夫將監以下供奉。……………

- 648、自名越還御。遠州被進御馬御劔鷲羽等云々。…………… 2・2・23条
- 649、今日。永福寺一切經會。將軍家為御聽聞御出。御輿前右馬權頭。(中略)若狹前司以下供奉。晚頭還御。以其次入御甲斐前司第。獻御馬御劔等。…………… 2・3・15条
- 651、為天變地妖御祈。於御所巽角。被行天地災變祭。泰貞朝臣奉仕之。將軍家出御其庭云々。…………… 2・4・27条
- 652、入夜。於御所被始行屬星祭。晴賢朝臣奉仕之。將軍家雖可有出御于其庭。依為極熱折節。令內藏權頭資親渡御撫物給云々。…………… 2・6・12条
- 653、御台所渡御石山局里亭。依可聞食辛蘇也。…………… 2・7・26条
- 654、鶴岡放生會也。將軍家御出。(中略)若狹前司泰村役御劔。(中略)法會舞樂如例。酉尅還御。…………… 2・8・15条
- 655、北条左親衛為狩獵。被行向藍沢。若狹前司。(中略)海野左衛門太郎等扈從。又甲斐信濃兩國住人數輩。相具獵師等奉侍渡御云々。…………… 2・9・14条
- 656、為武藤左衛門尉頼親奉行。相具泰貞。晴賢。行向武蔵国海月郡。自彼所猶為北方。(註略)即兩人婦參于前武州御亭。申此由。以秋田城介所領同国鶴見郷。可為御本所之旨。泰貞等令同一之間。可有入御之由云々。(中略)冬至以後。鶴見相当良方。可為王相方。始御方違于塞方事者有其憚。冬至以前。先可有渡御。…………… 2・10・22条
- 658、今朝。將軍家為武蔵野開発御方違。渡御于秋田城介義景武蔵国鶴見別庄。(中略)前武州參給。申尅着御。即有筭懸。可決勝負。…………… 2・11・4条
- 660、自鶴見還御。以此次。令歴覽海辺御。又有犬追物。…………… 2・11・5条

- 661、前武州参_二右幕下。右京兆等法花堂_一給。又獄囚及乞食之輩有_二施行等_一。三津藤_二為_二奉行_一。其後渡_二御于山内巨福礼別居_一。乘燭以前令_レ還給_二云々_一。…………… ” 2・12・30条
- 662 663 664、將軍家入_二御秋田城介甘繩家_一。被_レ用_二御車_一。駿河守。(中略)備前守以下供奉。(中略)御台所。乙若君。(註略)入_二御前右馬權頭亭_一。若君并御母儀(号_二棟御方_一。皆御輿。)渡_二御若狭前司家_一。是皆御行始之儀也。面々御儲太結構。御引出物及_二風流_一云々。…………… ” 4・1・5条
- 665、午刻將軍家入_二御_二所御精進屋_一。駿河守有時亭也。…………… 寬元 1・3・19条
- 666、酉時自_二所_一還御。御往還之間不_レ降_レ雨。入_レ夜甚雨。…………… ” 1・3・27条
- 667、於_二御持仏堂_一。有_二孟蘭盆_一。導師卿僧止。將軍家出御云々。…………… ” 1・7・15条
- 668 669、將軍家入_二御佐渡前司基綱大倉家_一。武州。(中略)上総權介以下供奉。(中略)人々及_二猿樂_一。鷄鳴以後還御。基綱奉_二御贈物_一云々。…………… ” 1・9・5条
- 670、皖飯。武州御沙汰。(中略)將軍家并若君。御台_二棟御方御行始_一。皆渡_二御武州御亭_一云々。…………… ” 2・1・1条
- 671、未刻入_二御幕府_一。…………… ” 2・1・26条
- 672 673 674 675 676、今日。將軍家若君(六歲。御名字頼嗣。御母中納言親能卿娘大宮局。)御元服也。依_レ被_レ用_二嘉祿之例_一。前佐渡守基綱奉_二行之_一。(中略)御裝束訖。渡_二御寢殿西面_一。(註略)召_二武州_一。々々參進。被_レ勤_二仕理髮加冠_一。(中略)次入御。次冠者殿。(註略)出_二御_二棟_一。(中略)次武州依_レ召參_二進廊_一。賜_二御劔_一。(註略)下_二立庭上_一一拜給。次入御。今日少人数度出御。其儀各移_レ尅之処。敢無_二御窮屈_一。偏如_二成人_一。貴賤皆所_レ奉_二感嘆_一也。…………… ” 2・4・21条
- 677、於_二將軍御方_一有_二御酒宴_一。大殿入御。武州。北条左親衛等被_レ候_二座_一。…………… ” 2・5・11条
- 678、將軍家御元服御仕官之後。有_二吉書始之儀_一。今日有_二御行始之儀_一。入_二御于秋田城介義景甘繩之家_一。…………… ” 2・6・13条

- 679、久遠壽量院供花結願也。大殿。將軍家入御。岡崎僧正。(中略)大藏卿法印以下參集。…………… 2・7・16条
- 680、鶴岡八幡宮放生會也。大殿并將軍家御參。先有御稜。(中略)御覽舞樂之後。酉刻還御。…………… 2・8・15条
- 681、戌刻。六波羅飛脚參着。去月廿九日。今出河相國禪閣薨御(御年七十四)。之由申之。…………… 2・9・2条
- 682、新將軍御讀書始也。午刻。出御于常御所東面。武州被奉扶持之。筑後守正光朝臣。(註略)為御侍讀也。北条左親衛以下人々出仕云々。…………… 2・12・7条
- 683、頃之大納言家入御卿僧正御堂壇所。召出維範勘文函。令見于僧正并院円法印等給。是得其意。為令抽御祈丹誠也。…………… 3・2・9条
- 684、戌刻。大納言家入御于日光別当大懸谷坊。是依可被立二所奉幣御使。為御精進也。…………… 3・3・16条
- 685、自日光別当坊。御參鶴岡八幡宮并龜谷山王宝前等。其後還御于幕府云々。…………… 3・3・19条
- 686、將軍家(御歳七)。依可有御嫁娶。(中略)被定御方違之所。自今夜渡御云々。…………… 3・5・23条
- 687、將軍家為御方違。渡御若狹前司泰村之家。御騎馬也。供奉人皆為步儀。…………… 3・7・6条
- 688、御所修理之後御移徙。不及儀式。今夜内々入御云々。…………… 3・7・20条
- 689、依為鶴岡八幡宮神事。將軍家入御々持仏堂廊。…………… 3・8・1条
- 690、鶴岡八幡放生會也。將軍家御出。每事被尽花美云々。法會舞樂。事終。及酉刻還御云々。…………… 3・8・15条
- 691 692 693、入道大納言家并將軍御行始。入御北条左近大夫將監亭云々。御台所并若君御前渡御若狹前司泰村亭。將軍御母儀。及將軍御台所(武州妹)。入御秋田城介義景亭。…………… 4・1・4条
- 694 695、入道大納言家并將軍入御毛利藏人大夫入道西阿第一。是明夜依為立春節御方違也。今日。將軍家始令着御甲冑給。於寢殿西簾中。密々有此儀。波多野出雲前司義重。同依藤次左衛門尉盛高兩人柙候之。…………… 4・1・10条

- 696、大殿并將軍家自_二毛利入道西阿第一_一還御。是雖_レ為_二立春御方違_一。十一日者。東為_二太白方_一之間。一昨日御出。昨日御逗留云々。

 697、入道大納言家還御。自_二走湯山_一直御下向也。依_二風雨煩_一。及_二曉更_一云々。

 698、入道大納言家渡_二御于入道越後守時盛佐介第一_一。是可_レ有_二御上洛_一御門出之儀也。近習之輩多以供奉云々。

 699、入道大納言家御帰洛。今曉令_二進発_一給。晚頭着_二御酒勾馱_一云々。

 700、相模右近大夫將監自_二京都_一帰参。是入道大納言家御帰洛之間。所_レ被_二供奉_一也。此外人々同還向。去月廿七日五更。(註略)
 經_二祇園大路_一。着_二御于六波羅若松殿_一。今月一日。供奉人等進発。

 701、京都使者参着。去月廿四日御禊行幸無為被_レ遂之由申_レ之。今度自_二閑院殿_一出御。無_二先規_一云々。

 702 703、將軍家御行始。入_二御于左親衛御亭_一。若君御前渡_二御于毛利藏人大夫入道西阿家_一云々。

 704、未尅。御台所遷化(年十八)。日来御不例之間。祈療雖_レ被_レ竭_二其功_一。終及_二御大事_一也。是故修理亮時氏之息女。左親衛乙妹也。左親衛渡_二御若狹前司館_一。依_二御整服_一也。

 705、將軍家出_二御馬場殿_一。覽_二遠笠懸_一。相州。左親衛令_二参候_一給。

 706、堦飯(相州御沙汰)以後。將軍家有_二御行始之儀_一。入_二御左親衛御亭_一。

 707、左親衛渡_二御甲斐前司亭_一。下野前司泰綱。出羽前司行義等参会。被_レ決_二圍碁勝負_一云々。

 708 709、將軍家俄入_二御于鶴岡別当法印雪下坊_一。被_レ用_二女房輿_一。武藤左衛門尉景頼持_二御劔_一。相模右近大夫將監。(中略)上野大蔵權少輔以下十余輩候_二御共_一。(中略)秉燭之程還御。取_二松明_一云々。

 710、將軍家有_二御方違之儀_一。入_二御甲斐前司泰秀亭_一。御直垂立烏帽子御騎馬也。

 " 2・12・10条

711、	午尅。將軍家還御。甲斐前司獻上御馬以下御引出物云々。	2	•	12	•	11	条	
712、	將軍家為御方違。入御于足利左馬入道正義大倉亭。	2	•	12	•	10	条	
713、	及還御之刻。亭主進御引出物。	2	•	12	•	11	条	
714、	將軍家為御方違。入御相州御亭。	建長	2	•	3	•	25	条
715、	將軍家為御方違。入御相州御亭。奥州并佐渡前司。下野前司。刑部大輔入道等。予候儲御所云々。	2	•	5	•	9	条	
716、	於旅御所。有鞠御会。(中略)其後。於御馬場殿棧敷。覽笠懸。事終。自其可有還御云々。	2	•	5	•	10	条	
717、	相州渡御三浦介盛時家。前右馬權頭等参会云々。	2	•	6	•	19	条	
718、	椀飯。相州御沙汰。(中略)今日。將軍家并若君御前等。有御行始之儀。相州御第入御。	3	•	1	•	1	条	
719、	二位殿并二棟御方等御行始。秋田城介義景甘繩第入御。	3	•	1	•	5	条	
720、	宮中心經会也。將軍家出御。	3	•	1	•	8	条	
721、	將軍家二所御精進始也。仍二所并若君御前。前右馬權頭第入御。々物詣之間。可有御座云々。	3	•	1	•	15	条	
722、	今日京都之使者参着。去月廿二日北政所御産云々。又二日式乾門院崩御。	3	•	2	•	1	条	
723、	將軍家於由比浦御出。(中略)奥州。相州予被候御棧敷。入御之後。先有獻之儀。次覽遠笠懸。則又令射之給。	3	•	8	•	21	条	
724、	將軍家并二品。相州新造御第入御。今夜御止宿也。	3	•	10	•	19	条	
725、	將軍家并二品。相州從御第一還御。亭主御引出物等被令獻之云々。	3	•	10	•	20	条	

- 726、戌尅。將軍家為^二御方違^一而。奥州第入御。前右馬權頭。武藏守。遠江守以下供奉。相州被^二參詣^一云々。
- 727、戌尅。禪定^二位家有^二御移徙之儀^一。龜谷新造御第入御。被^レ用^二御輿^一。散位広資朝臣候^二反問^一。賜^レ祿。
- 728、將軍家為^二御方違^一而。武藏守朝直第入御。從^二幕府^一当^二辰未之方^一云々。
- 729、椀飯。左馬頭入道有^二沙汰^一。(中略)今日。將軍家并若君御前御行始。相州第入御。
- 730、評定始也。奥州。相州以下出仕。其後御台所御行始奥州第。^二品信濃民部大夫入道行然家渡御云々。
- 731、親王御行始。殿上人。(註略)公卿六人連軒。入^二御承明門院^一。有^二御贈物^一云々。
- 732、京都飛脚參着。去廿一日戌尅。法性寺禪定殿下薨之由申^レ之。仍奥州。相州以下人人群參云々。彼薨御事云々。
- 733
734
735、今晚。^三品親王関東御下向也。自^二仙洞^一入^二御六波羅^一。(註略)吉田中納言。(中略)右中弁頭雅朝臣等連軒。辰一點。令^レ起^二六波羅^一給。御輿也。午刻着^二御于野路駅^一。(中略)入^レ夜。着^二御于鏡宿^一。佐々木老岐前司泰綱儲^二雜事^一云々。
- 736
737、今日。三位中將家出^二幕府^一。入^二御于入道越後守時盛佐介亭^一。若君御前入^二御于御母儀龜谷亭^一。
- 738
739
740、寅一點。親王自^二関本宿^一御出。未一尅。着^二御固瀨宿^一。御迎人々參^二会此所^一。(中略)中下馬橋東行。經^二小町口^一入^二御相州御亭^一奥州。(中略)秋田城介義景等。予候^二庭上^一。(中略)其後有^二椀飯之儀^一。奥州沙汰給。先出羽前司行義申^二時刻^一。次親王出^二御南面^一。両国^三司被^レ候^二廊切妻地下^一。
- 741
742
743
744
745、寅一刻。將軍家始御^二參鶴岳之八幡宮^一。前陰陽權大允晴茂朝臣。(註略)候^二反問^一。(中略)尾張前司時章朝臣為^二役送^一。

- 出御。(註略)相州。(註略)令_二供奉_一給也。(中略)路次。小町大路北行。政所西行。到_二鳥居南_一下御。日出以前御神拜。事終還御云々。辰刻。為_二秋田城介義景奉行_一。故可有_二政所始_一之由。被_レ仰_二下_一之。仍而国司。(註略)被_レ參_二政所_一。(中略)次而国司自_二政所_一令_二掃參_一給。次人々着_二庭上座_一。將軍家。(註略)出_二御寢殿南面_一。(中略)次御弓始。射手六人。(註略)入_二南門_一候_二弓場左右_一。(中略)一五度射訖之後入御。人々參_二堂上_一行_二境飯_一。一如_二元三之儀_一。次可有_二評定始_一之旨被_レ仰出_一。秋田城介奉行云々。奥州以下參上。各着座。……………
- 746、御鞠也。將軍家出御。土御門宰相中將上_レ簾。其後人々列立。光泰進_二出懸中央_一。突_二右膝_一置_二御鞠_一。……………
- 747、今日。六波羅使者參着。去八日。宣陽門院崩御云々。……………
- 748、申刻。將軍家為_二御方違_一。入_二御于右兵衛督教定朝臣泉谷亭_一。……………
- 749、巳刻。將軍家自_二龜谷_一還御。供奉人同_二昨日_一。……………
- 750、又有_二御方違_一。騎馬供奉人者無_レ違_二先度之儀_一。步行衆之中。(中略)越中四郎左衛門尉始者進_レ奉。後又申_レ障之間。臨_二出御之時_一。被_レ召_二具加藤三郎_一云々。……………
- 751、早旦。奥州令_レ參_二御方違御所_一給。其外人々群參。巳刻屬_レ晴。則有_二還御之儀_一。……………
- 752、申刻。將軍家御方違。入_二御右武衛泉谷亭_一。……………
- 753、754、申刻。將軍家新御所御移徙也。時刻寄_二御車庇於寢殿(相州御亭)南面妻戸間_一。(中略)其後出御。(中略)到_二南門外_一稅_二御駕_一。為親朝臣參_二會此所_一。亦候_二反閉_一。自_二階間_一下御。(中略)奥州。相州。(註略)予被_レ參_二候_一。(中略)次人々着_二座庭上_一。其後將軍家出御。土御門宰相中將被_レ上_二御簾_一。少時而相州起座。參_二御前簀子_一給。……………
- 756、將軍家新造御所御移徙之後。始入_二御奥州亭_一。相州予令_レ候_二彼所_一給云々。……………

- 757、於新造御所弓場有御的始。兩國司以下出仕如昨日。(中略)將軍家出御之後。和泉前司行方召射手。二五度射之。事畢退出云々。…………… 4・11・21条
- 758、立春節分御方違事。御惱余氣未令散御之間。渡御々所西對北妻云々。奧州被獻盃酒御引出物云々。…………… 4・12・27条
- 759、堦飯(相州御沙汰)。奧州。相州以下人々。(註略)多以出仕。時刻。將軍家出御南面。土御門宰相中將(頭方卿)。上御簾。…………… 5・1・1条
- 760、堦飯(奧州御沙汰)。相公羽林上御簾。(中略)堦飯之後。將軍家御行始也。出御自南門。(中略)經小町大路。入御相州南門。奧州。(註略)等予被着庭上。(中略)盃酌數巡之後有御遊。次出御寢殿東向。被上御簾。(註略)供三獻。兩國司并前右典厩等被候陪膳。(中略)次相公羽林垂御簾給御釵被奉授役人。則寄御車。還御。路次取松明。…………… 5・1・3条
- 764、被行恒例心經會。奧州。相州被着座西侍。將軍家。(註略)出御棟御所。…………… 5・1・8条
- 765、来廿一日。依可有御參于鶴岡八幡宮。被催促供奉人。而大宰少弐為佐。筑前々司行泰者申障云々。(中略)為陪膳一。能登右近大夫仲時候役送云々。自西門出御。若宮大路行列。(中略)以上供奉人事。懸御點交名。…………… 5・1・16条
- 766、鶴岳林頭桜花盛也。酉刻。將軍家為覽彼花。俄以出御。(註略)土御門宰相中將。(中略)右馬助親家等供奉。…………… 5・2・30条
- 767、768、769、770、鶴岳放生會也。有御參宮之間。供奉人等參進。(中略)將軍家出御南面。先晴茂朝臣。(註略)勤御拔。陪膳花山院中將。役送能登右近大夫仲時。取大麻。奉陪膳。(中略)其後御出。(註略)出御西門。若宮大路北行。到赤橋砌御下

車。出御行列。(中略)御奉幣事終。入御廻廊一覽一舞曲。此間奥州。(中略)安芸前司親光等。予被候此所。

..... 5・8・15条

771、鶴岡馬場流鏑馬以下如例。將軍家御出。供奉人等同昨日。(中略)秉燭之程還御。取松明云々。 5・8・16条

772、今日境飯(相州御沙汰)土御門宰相中將上御簾。(中略)境飯以後。將軍家有御行始之儀。申尅入御相州御亭。御引出物如例。 6・1・1条

..... 6・1・1条

773、相州随身下若等。参御所給。將軍家出御広御所。御酒宴及数献。近習人々被召出之。 6・5・1条

774、今日。迎前武州禪室十三年忌景。被供養彼墳墓青船御塔。(中略)相州御聽聞。御仏事已後。相州令帰山内御亭給之處。鎌倉中騒動。(中略)仍則渡御鎌倉御亭也。 6・6・15条

..... 6・6・15条

775、於鶴岡八幡宮。被行最勝王經講。壇主別当法印隆弁。相州為御結縁。入御西經所。 6・6・23条

776、境飯(奥州沙汰)。今日將軍家出御南面。土御門中納言(頭方卿直衣)。被上御簾。 8・1・2条

777、將軍家依可有御行始于相州御亭。(中略)以三十八人為供奉。此事。以前兩三年者。相州令撰沙汰之給。而於今者。可被計下旨。就令申之給。今年始及御點云々。亭午之後出御。 8・1・5条

..... 8・1・5条

778、將軍家御参山内最明寺。此精舎建立之後。始御礼仏也。(中略)御礼仏之後。入御于相州御亭。廷尉行忠。(註略)参會此砌。有御遊和歌御會等。 8・7・17条

..... 8・7・17条

779、將軍家自山内還御。御導師左大臣法師嚴惠。 8・7・18条

780、今日。鶴岳八幡宮放生會也。將軍家御出。(中略)御奉幣之後。於廻廊一覽一舞樂。(中略)申尅還御之後。六波羅飛脚参着。 8・8・15条

..... 8・8・15条

782、新奥州(元前右馬權頭)。奉執權事之後。將軍家始可有入御于彼常葉別業之由。日來有其沙汰。治定。既依可有

- 来廿三日。..... 8・8・20条
- 783 784 785、將軍家入_二御于新奥州常葉第_一。巳刻御出。(中略)陸奥入道。相州。尾張前司。出羽前司等。予候_二彼亭_一。先入_二御出居_一。
- (中略)次供_二盃酒_一。三献之後渡_二御泉屋_一。以_二金銀以下_一作_二屋形船_一。(註略)被_レ置_二此所_一。..... 8・8・23条
- 786、六波羅飛脚參着。去月廿七日四宮(雅尊親王)。薨御。..... 8・10・2条
- 787、將軍家御_二參鶴岳八幡宮_一。(中略)先下宮御奉幣也。仁和寺三位進_二御幣_一。次御_二參上宮_一。御經供養。有_二御聽聞_一。(中略)事訖還御。..... 康元 2・2・2条
- 788、今日午二點。相州禪室若公(御名正壽。七藏。)於_二御所_一被_レ加_二首服_一。奥州并御家人。(註略)着_二西侍_一。於_二棟御所_一有_二其儀_一。(中略)時尅。將軍家出御。(中略)若公被_レ參_二御前_一。武州被_レ奉_レ扶_レ持_レ之。..... 2・2・26条
- 789、巳刻。將軍家為_二御納涼_一。入_二御相模太郎殿山内泉亭_一。御遊宴。..... 正嘉 1・6・23条
- 790、將軍家還御。..... 1・6・25条
- 791、六波羅飛脚參着。去五日。承明門院崩御之由申_レ之。而任_二後三条院御時陽明門院之例_一。上皇可_レ為_二五ヶ日御服_一云々。..... 1・7・10条
- 792 793、未尅。將軍家入_二御老岐前司泰綱藥師堂谷山庄_一。是明日大慈寺供養可_レ有_二御出_一之間。為_二御方違_一也。及_レ晚。相州禪室為_レ覽_二修理之躰_一。渡_二御大慈寺_一。常陸入道行日已下奉行人等參會。..... 1・9・30条
- 794 795 796 797 798、將軍家自_二泰綱家_一還御。今日大慈寺供養也。(中略)巳刻。將軍家(註略)御出。(中略)次到_二寺南門_一。稅_二御車_一下御。
- (中略)次先陣隨兵入_二門外_一居_二池西河_一。漸入御之後。々陣隨兵又到_二于同東池南河_一。次經_二池橋并菟道及本堂西廊東階等_一。入_二御簾中_一。此間黃門參進。賜_二御釵笏_一。供奉五位六位祇_二候御聽聞所南庭_一。(中略)還御及_二薄暮_一之間。自_二塔辻之辺_一取_二松明_一。..... 1・10・1条

- 799、境飯〔相州禪室御沙汰。〕。而国司被_レ候_二大庇_一。其外着_二座于庭上東西_一。(中略)時尅。將軍家出御。(註略)土御門中納言上_二御簾_一。……………_二2・1・1条_一
- 800、若宮御影御正躰等遷御云々。……………_二2・2・8条_一
- 801、亥尅。將軍家自_二所_一還御。……………_二2・3・6条_一
- 802、未尅。勝長寿院三重塔一切經藏等上棟。將軍家密々入御。(註略)土御門中納言予被_レ候。前武州等追被_二參入_一。出羽前司。下野前司。秋田城介已下參会人濟々焉。(中略)及_二薄暮_一還御。……………_二2・4・19条_一
- 804、御方違事被_レ經_二沙汰_一。陰陽道兼日彼方角勘申之間。来廿九日。可有_レ入_二御尾張前司名越山庄_一。(註略)之由被_レ定_レ之。則被_レ触_二仰其旨於前尾州_一云々。……………_二2・5・5条_一
- 805、尾張前司山庄被_レ新_二造檜皮葺屋已下数字_一。五月宮作之例雖_レ無_レ之。將軍家依_レ可有_二入御_一。終_二其功_一云々。……………_二2・5・8条_一
- 806、將軍家還御之後。和泉前司行方進_二勝長寿院供養日供奉人散狀於武州_一。々々被_レ奉_二御所_一之處。猶可_レ催_二加人数_一之由。被_レ仰下之間。被_レ相_二触其旨於越後守_一云々。……………_二2・6・1条_一
- 807、今日。勝長寿院供養也。曼荼羅供。(中略)法会奉行參河前司教隆。(註略)刑部權少輔政茂。(註略)各弘暁參_二院内_一飭_二会场_一。已尅。將軍家渡御。(中略)次於_二勝長寿院大門_一稅_二御車_一。下御。土御門中納言褰_二御簾_一。(中略)先陣隨兵對_二御所_一居_二東幔下_一。入御之後。々陣隨兵候_二同幔北_一。殿上人等候_二樂屋前_一。諸大夫候_二本堂前_一。……………_二2・6・4条_一
- 810、来十一日依_レ可有_レ入_二御最明寺殿_一。今日所_レ被_レ催_二供奉人_一也。……………_二2・6・9条_一
- 811、未尅。將軍家入_二御山内最明寺御亭_一。……………_二2・6・11条_一
- 812、申尅。將軍家自_二山内_一還御。……………_二2・6・14条_一

- 813、將軍家御參鶴岳宮寺。馬場流鏑馬以下儀如例。事終還御。…………… 2・8・16条
- 814、境飯〔相州禪室御沙汰〕。而国司并評定衆以下人々着布衣出仕。列候庭上之儀如恒。(中略)出羽前司行義申時尅。將軍家出御。右衛門督進參上御簾。…………… 正元 2・1・1条
- 815、將軍家御方違。渡御棟御所。是可被修理御所之故也。…………… 2・2・2条
- 816、西剋。故岡屋禪定殿下兼經公御息女〔御年二十〕。為最明寺禪室御猶子。御下着。則入御山内亭。是可下令備御息所給上云々。…………… 2・2・5条
- 817、將軍家入御最明寺御亭。戌剋。姫君御前有御除服之儀。天文博士為親朝臣勤御穢。前兵衛佐忠時朝臣候陪膳。…………… 2・2・14条
- 818 819、戌剋御息所入御。先寄御輿於東御亭〔相州太郎御亭〕。檜皮寢殿妻戸。東御方被參儲。相州。武州被候之。次自同西門。(註略)出御。雜色二人取松明前行。町大路南行。入御所東門。…………… 2・3・21条
- 820、將軍家入御中御所。但依為密儀。不及御儲等之沙汰。…………… 2・3・22条
- 821 822、將軍家御吉事有露頭之儀。相州以下人々。(註略)參候。未剋。入御中御所。(註略)頃之有進物。御釵武州。砂金。(註略)相模太郎殿。(中略)其後將軍家還御寢殿。…………… 2・3・27条
- 823、將軍家御吉事已後。依可有入御于入道陸奥守亭。供奉人事有其沙汰。如例召惣人数記。被下御點云々。…………… 2・4・1条
- 824、入御于入道陸奥守亭。御息所御同車。供奉人布衣。(中略)相模太郎殿。同四郎等。予被參候御所。兼被置御衣架等於出居。…………… 2・4・3条
- 825、京都飛脚又到来。去廿一日〔仙花門院御姉。將軍家御姑〕。崩御之由申之。…………… 文心 1・7・26条

- 826、今日。御息所入_二御相州禪室御亭_一。……………
 827、將軍家依_レ可_レ令_レ始_二所御精進_一御上。中御所入_二御陸奥入道亭_一。……………
 828 829 830、將軍家被_レ始_二所參詣御精進_一。仍為_二令_レ浴_レ潮御_一。有_レ出_二御由比浦_一之間。為_二御見物_一。中御所入_二御于小山出羽前司長村若宮大路之家_一。(中略)申尅御出。(註略)供奉卿相雲客皆着_二水干_一。其外。武州。相模太郎殿以下者直垂。還御之時者。公私淨衣云々。……………
 831、將軍家還_二御于鎌倉御所_一。御奉幣無為云々。……………
 832 833 834、境飯(相州禪室御沙汰)。而国司以下着_二布衣_一出仕。先候_二東西侍_一。次申_二出御時尅_一之後。相_二分于庭上東西_一着座。(中略)將軍家出_二御南面_一。土御門中納言上_二御簾_一。御引出物如_レ恒。(中略)未尅。將軍家御_二行_一始相模禪室亭。(中略)還御之後。御息所御行初。……………
 835、依_レ可_レ有_レ入_二御于奥州禪門極樂寺亭_一。被_レ相_二催供奉人_一。可_レ為_二直垂立烏帽子_一之由云々。……………弘長 1・4・21条
 836 837、將軍家。(註略)入_二御于奥州禪門極樂寺新造山庄_一。御息所同渡御。相州禪門予令_レ候給。(中略)明日依_レ可_レ有_二御笠懸_一。射事。太郎殿召候人。并可_レ然諸家々人等。可_レ被_二催具_一之由。行方。景賴奉_レ仰。触_二申小侍所_一云々。…………… 1・4・24条
 838、於_二極樂寺御第一_一。有_二御笠懸_一。(中略)次有_二小笠懸_一。而近代強不_レ翫_二此芸_一之間。凡無_二堪能之人_一。(中略)西尅。將軍家自_二極樂寺_一還御云々。…………… 1・4・25条
 839、明日依_レ可_レ有_レ入_二御山内殿_一。可_レ催_二供奉人_一之由。被_二仰出_一云々。…………… 1・7・11条
 840、將軍家。(註略)入_二御最明寺第一_一。覽_二弓鞠競馬相撲等勝負_一。亦管絃詠歌以下有_二御遊宴等_一云々。…………… 1・7・12条
 841、晚頭將軍家自_二山内_一還御。…………… 1・7・13条
 842、鶴岳放生会。御息所為_レ覽_二舞樂_一渡御。(註略)其後將軍家御出。…………… 1・8・15条

- 843、弁法印審範長病已危急。是依_レ為_二顯密之蹟學_一。殊所_レ被_二賞翫_一也。而今日申_一尅。相州禪室為_二最後御對面_一。入_二御彼雪下北谷宿坊_一。…………… 1・9・3条
- 844、御息所為_二御服藥_一。(註略)明日依_レ可有_レ出_二御于山内亭_一。供奉人事被_レ廻_二散狀_一。供奉人皆可_レ着_二直垂_一。…………… 1・9・19条
- 845、今夕。中御所入_二御最明寺御第_一。為_二御服藥御藥湯等事_一。暫_レ可有_二御坐_一云々。…………… 1・9・20条
- 846、將軍家入_二御最明寺御亭_一。中御所自_二去月_一有_二御坐_一之故也。(中略)同日及_レ晚。西所還_レ御供奉人被_レ催_レ之。…………… 1・10・4条
- 848、將軍家自_二山内_一還_レ御。…………… 1・10・5条
- 849、850、_二椀飯(相州禪室御沙汰)_一。相州以下着_二布衣_一。出仕如_レ常。申時刻之後。各降_二庭上座_一列。(中略)將軍家出_二御南面_一。土御門大納言參進。上_二御簾三箇間_一。(中略)未刻。將軍家御行始。入_二御相州禪室亭_一。…………… 3・1・1条
- 851、將軍家_二所御精進始御浜出_一。為_二浴潮御_一也。為_二御水干御騎馬_一也。月卿雲客又着_二水干_一。其外供奉人等立烏帽子直垂。還_レ御之時者。皆着_二淨衣_一。…………… 3・4・21条
- 852、853、將軍家自_二所_一還_レ御。而今日。鎌倉御所自_二浜部崎_一当_二太白方_一。可有_二御憚_一歟之由。雖_レ有_二其沙汰_一。猶還_レ御云々。…………… 3・5・1条
- 854、今夜。中御所出_二御于武州亭_一。御外戚太政法印澄円入滅依_二御輕服_一也。彼上綱者。光明峯寺禪閣御息云々。…………… 3・10・25条
- 855、相州禪室御病痾。絳已及_二危急_一。仍有_レ渡_二御于最明寺北亭_一。心閑可_レ下_二臨終_一給_上之由思食立。仰_二尾藤太(法名淨心)_一宿屋左衛門尉(法名最信)等_一可_レ禁_二制群參人_一之由云々。…………… 3・11・19条

856、早日。渡御北殿。偏及御終焉一念。昨日含嚴命之兩人。固守其旨。制禁人々群參之間。頗寂寞。

..... 3 . 11 . 20 条

857、858、今日。評定衆等參相州亭。御息所御産所并御方違等事。有其沙汰。召陰陽師等。被尋面々意見。爰渡御々産所

一日可為來廿四日之由。兼被定之。而今晴茂朝臣申云。彼日没日也。可有憚云々。業昌申云。建長六年四月廿四日丙

寅没日。大宮院入御々産所。無憚云々。..... 3 . 12 . 24 条

859、御息所為御方違入御左近大夫將監公時朝臣名越亭。是依被定御産所也。..... 3 . 12 . 28 条

860、辰尅御息所自名越還御。..... 3 . 12 . 29 条

861、被行椀飯〔左典廐御沙汰〕。但垂御簾。無出御〔土御門大納言依催。雖被構參。用意計也〕。..... 2 . 1 . 1 条

862、將軍家御參鶴岡八幡宮。還御之後。有椀飯之儀。..... 2 . 1 . 7 条

863、御息所入御相州亭。是依將軍家所御精進也。..... 2 . 2 . 2 条

864、將軍家入御最明寺亭。〔中略〕入彼亭寢殿。即供三献。左京兆。〔中略〕秋田城介泰盛等被參儲云々。..... 2 . 6 . 23 条

..... 2 . 6 . 23 条

865、御息所入御々産所左近大夫將監宗政朝臣亭。..... 2 . 7 . 10 条

866、867、868、及晚。將軍家入御左京兆小町亭。〔中略〕左京兆跪庭上。被奉入出居。御安座以前供御々鐘。〔中略〕而三献

之未終之程。秋田城介泰盛送砂金百兩鞍馬一疋。御所入御之由依伝承。称引進之云々。又戊剋。亭主息女有嫁娶

之儀。〔中略〕暁更臨還御之期。被進御引出物云々。..... 2 . 7 . 16 条

869、將軍家入御山内御亭。..... 2 . 7 . 23 条

870、於山内有相撲并競馬等。凡遊宴被尽数。晚頭還御。左典廐被奉御贈物。又供奉人面々預之。

- 871、將軍家自_二馬場殿_一入_二御々産所_一。即還御。…………… 2・7・24条
- 872、將軍家自_二馬場殿_一入_二御々産所_一。…………… 2・8・5条
- 873、將軍家為_レ覽_二馬場儀_一。密々入_二御于相州御棧敷_一。左近大夫將監頭時役_二御劔_一。…………… 2・8・16条
- 874、今日。御息所并若宮姫宮自_二御産所_一〔相州親衛亭〕。還御。…………… 2・11・17条
- 875、將軍家出_二御于庇御所_一。召_二司天等數輩_一。被_レ仰_二下變異事_一。土御門大納言。(中略)信濃判官入道行_一以下。人々多以候_二簀子_一。…………… 2・12・16条
- 876、戌剋。被_レ行_二彗變御祈_一。陰陽少允晴宗於_二御所西庭_一。奉_二仕如法泰山府君祭_一。雜事左近大夫將監宗政朝臣沙汰。(中略)將軍家出_二御其庭_一。…………… 3・1・13条
- 877、今日。御息所并若宮姫宮始入_二御左京兆小町御亭_一。是將軍家自_二明日_一依_二所御精進_一也。…………… 3・1・29条
- 878、將軍家御_二參鶴岡八幡宮_一。還御之後。被_レ始_二所御精進_一。…………… 3・1・30条
- 879、午剋。二所奉幣御使婦參。其後。御息所并若宮自_二左京兆御亭_一入_二御々所_一。彈正少弼業時。中務權大輔教時候_二御輿寄_一。其外數輩供奉。及_二還御之期_一。左京兆被_レ奉_二御引出物若宮御方_一。…………… 3・2・9条
- 881、寅剋。於_二御所_一被_レ行_二變異等御祈_一。主殿助業昌。(中略)大膳權亮仲光等列_二座南庭_一。勤_二七座泰山府君祭_一。將軍家出御。縫殿頭師連奉_二行之_一。…………… 3・2・20条
- 882、後堀河院御時。繁茂。行綱上_レ之。天福元年有_二藻壁門院御事_一。同_二二年鎌_二姑射山_一崩御。…………… 3・3・29条
- 883、西剋。御息所并姫宮俄以入_二御山内殿_一。若宮入_二御相州亭_一。仍人々多以馳_二參彼所_一。凡鎌倉中騒動。不知_二其故_一云々。…………… 3・6・23条
- 885、巳一點。甲冑軍士揚_レ旗。自_二東西_一馳集。窺_二參相州門外_一。(中略)先如_レ此軍動之時。將軍家入_二御執權亭_一。又可_レ然人々

参_二宮中_一奉_レ守_二護之_一敷。…………… 3・7・3条

886、887、戌刻。將軍家入_二御越後入道勝田佐介亭_一。被_レ用_二女房輿_一。可_レ有_二御帰洛_一之御出門云々。(中略)路次。出_三御自_二北門_一。

赤橋西行。經_二武蔵大路_一。於_二彼橋前_一。奉_レ向_二御輿於若宮方_一。暫有_二御祈念_一。及_二御詠歌_一云々。 …… 3・7・4条

888、戌刻。前將軍家御入洛。着_二御左近大夫將監時茂朝臣八波羅亭_一。…………… 3・7・20条

〈表一〉

通事 番例	号	用語 対象 主格 者	用語 種類	所見 年・月・日条
1		後白河天皇皇子高倉宮以仁王	入御	治承 4・5・19条
②		源義朝子息頼朝	出御	4・8・17条
3		北条時政子女政子	渡御	4・8・19条
④		源義朝子息頼朝	渡御	4・9・1条
⑤		源義朝子息頼朝	入御	4・9・4条
⑥		源義朝子息頼朝	渡御	4・9・4条
⑦		源義朝子息頼朝	着御	4・10・6条
8		北条時政子女政子	入御	4・10・11条
⑨		源義朝子息頼朝	入御	4・10・15条
⑩		源義朝子息頼朝	着御	4・10・18条
⑪		源義朝子息頼朝	入御	4・10・25条
⑫		源義朝子息頼朝	入御	4・11・8条
⑬		源義朝子息頼朝	入御	4・11・10条
⑭		源義朝子息頼朝	入御	4・12・12条
⑮		源義朝子息頼朝	入御	4・12・12条

△30	30	②9	28	②7	②6	②5	②4	②3	②2	21	②0	①9	①8	①7	①6
源賴朝子息賴家	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	後白河天皇皇子高倉宮以仁王	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝

入御	入御	渡御	渡御	渡御	渡御	還御	着御	入御	渡御	入御	入御	入御	還御	着御	入御
〃	〃	〃	〃	寿永	〃	〃	養和	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1・10・17条	1・10・17条	1・8・11条	1・7・12条	1・6・8条	2・1・3条	1・7・20条	1・7・20条	5・6・19条	5・6・19条	5・5・8条	5・3・7条	5・1・6条	5・1・1条	5・1・1条	4・12・20条

④⑥	④⑤	④④	43	④②	41	40	39	38	37	36	③⑤	③④	③③	③②	③①
源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	欽明天皇皇子橘豐日命(用明天皇)	源義朝子息賴朝	平清盛子女建礼門院德子、高倉天皇中宮、安德天皇生母	神璽	賢所	神璽	賢所	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝
還御	還御	出御	崩御	渡御	渡御	渡御	渡御	入御	入御	入御	渡御	入御	出御	着御	渡御
〃	〃	文治	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	元曆	〃	〃
1・10・24条	1・8・27条	1・8・24条	2・6・21条	2・5・21条	2・4・28条	2・4・24条	2・4・24条	2・4・24条	2・4・24条	2・2・19条	2・2・19条	1・11・6条	1・10・6条	3・3・20条	1・11・12条

⑤8	⑤7	△56	⑤5	54	⑤4	53	⑤3	⑤2	51	⑤1	⑤0	49	④9	④8	④7
源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源賴朝子息賴家	源義朝子息賴朝	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝

入御	出御	還御	還御	渡御	渡御	渡御	渡御	渡御	渡御	渡御	還御	入御	入御	還御	着御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
・1	・12	・11	・8	・7	・7	・6	・6	・6	・1	・1	・1	・1	・1	・11	・11
・12	・1	・12	・15	・15	・15	・16	・16	・10	・28	・28	・3	・2	・2	・10	・1
条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条

72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	62	61	60	59	58
源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源賴朝子息賴家

出御	出御	着御	還御	還御	出御	出御	渡御	入御	還御	渡御	渡御	入御	渡御	渡御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4・7・10条	4・3・21条	4・2・28条	4・1・26条	4・1・16条	4・1・8条	4・1・6条	3・12・16条	3・10・2条	3・10・2条	3・9・9条	3・9・9条	3・7・23条	3・2・25条	3・1・18条	3・1・12条

⑧⑧	⑧⑦	⑧⑥	⑧⑤	⑧④	⑧③	⑧②	⑧①	⑧①	⑧①	⑧①	⑧①	⑧①	⑧①	⑧①	⑧①	△⑦③
源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源賴朝子息賴家

着御	着御	入御	着御	出御	還御	入御	渡御	出御	還御	出御	出御	入御	入御	出御	出御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5・8・22条	5・8・7条	5・7・25条	5・7・25条	5・7・19条	5・7・1条	5・6・30条	5・6・8条	5・4・18条	5・3・13条	5・2・28条	5・2・28条	4・10・20条	4・7・10条	4・7・10条	4・7・10条

104	⑩03	⑩02	⑩01	⑩00	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89
鳥羽天皇皇子雅仁親王 (後白河法皇)	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝

出御	着御	着御	入御	渡御	入御	還御	入御	還御	入御	還御	還御	入御	還御	着御	着御
〃	〃	〃	〃	建久	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1・11・9条	1・11・5条	1・10・28条	1・10・4条	1・6・14条	6・1・3条	6・1・1条	5・11・18条	5・11・18条	5・11・17条	5・11・8条	5・11・8条	5・10・24条	5・10・11条	5・9・11条	5・9・4条

120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105
源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	九条（藤原）兼実子息良経	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	高倉天皇皇子尊成（後鳥羽天皇）	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	高倉天皇皇子尊成（後鳥羽天皇）

渡御	入御	渡御	渡御	渡御	入御	還御	渡御	出御	出御	出御	着御	出御	入御	入御	出御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2・8・6条	2・7・28条	2・7・11条	2・6・7条	2・3・6条	2・3・4条	2・3・3条	2・2・17条	2・1・28条	2・1・1条	2・1・1条	1・12・29条	1・12・1条	1・11・11条	1・11・9条	1・11・9条

⑬③⑥	⑬③⑤	134	133	132	131	⑬③⑦	⑬②⑨	128	127	126	⑬②⑤	⑬②④	123	122	⑬②①
源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	北条時政子女政子	源賴朝子息貞暁	高倉天皇皇子尊成(後鳥羽天皇)	鳥羽天皇皇子雅仁親王(後白河法皇)	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	鳥羽天皇皇子雅仁親王(後白河法皇)	鳥羽天皇皇子雅仁親王(後白河法皇)	鳥羽天皇皇子雅仁親王(後白河法皇)	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	鳥羽天皇皇子雅仁親王(後白河法皇)	後白河天皇皇女亮子内親王(殷富門院)	源義朝子息賴朝

出御	渡御	渡御	渡御	還御	崩御	渡御	渡御	崩御	崩御	崩御	渡御	入御	入御	入御	出御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3・7・26条	3・7・24条	3・7・18条	3・6・28条	3・6・18条	3・6・18条	3・6・13条	3・5・19条	3・3・26条	3・3・26条	3・3・16条	3・1・21条	2・⑬・7条	2・12・24条	2・12・24条	2・12・1条

151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	142	141	140	139	138	137
源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	鳥羽天皇皇子雅仁親王(後白河法皇)

還御	入御	還御	還御	出御	還御	出御	還御	入御	入御	入御	渡御	入御	渡御	渡御	崩御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
5	5	4	4	1	1	12	11	11	10	10	8	8	8	8	7
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
27	15	28	28	1	1	5	5	5	19	19	27	24	20	5	26
条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条

①67	①66	①65	①64	163	①62	①61	①60	①59	①58	①57	①56	△155	①54	①53	①52
源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	北条時政子女政子	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源賴朝子息賴家	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝

渡	還	渡	渡	入	出	渡	入	出	還	還	渡	渡	出	還	出
御	御	御	御	御	御	御	御	御	御	御	御	御	御	御	御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
⑧	8	3	2	2	2	1	1	1	1	11	11	10	9	7	5
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
1	8	15	18	6	2	15	8	7	1	27	27	1	11	10	29
条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条

①79	①78	①77	①76	①75	①74	①73	①72	①71	①70	①69	168	168	①68	△168	168
源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源義朝子息賴朝	源賴朝子女乙姬	源賴朝子女大姬	源賴朝子息実朝	源賴朝子息賴家	北条時政子女政子

入御	着御	還御	渡御	還御	入御	出御	入御	入御	渡御	入御	渡御	渡御	渡御	渡御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6・3・4条	6・2・11条	6・1・27条	6・1・25条	6・1・13条	6・1・4条	6・1・1条	5・12・1条	5・10・9条	5・9・6条	5・⑧・22条	5・⑧・1条	5・⑧・1条	5・⑧・1条	5・⑧・1条	5・⑧・1条

△195	194	①93	192	191	①90	△189	①88	①87	186	①85	①84	183	①82	①81	①80
源頼朝子息頼家	北条時政子女政子	源義朝子息頼朝	北条時政子女政子	北条時政子女政子	源義朝子息頼朝	源頼朝子息頼家	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	北条時政子女政子	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	後白河天皇皇子定惠(長吏)法親王	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝

渡御	還御	薨御	渡御	渡御	入御	入御	渡御	渡御	渡御	着御	着御	還御	入御	着御	着御
〃	〃	〃	〃	正治	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1・9・23条	1・8・20条	1・8・19条	1・8・19条	1・7・6条	6・12・22条	6・10・27条	6・8・26条	6・7・29条	6・7・9条	6・7・8条	6・6・28条	6・5・20条	6・5・20条	6・5・20条	6・3・10条

△211 △210 △209 △208 △207 △206 △205 △204 △203 △202 △201 △200 △199 △198 △197 △196

源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家 源頼朝子息頼家

出御 出御 還御 入御 還御 入御 還御 渡御 出御 還御 渡御 出御 還御 還御 渡御 入御

“ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “ “
 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1
 ・ 1 1 10 10 9 8 6 6 6 ② ② 2 1 11 11 9
 ・ 15 12 21 21 2 1 17 16 15 29 8 2 18 19 18 23
 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条

△227	△226	△225	△224	223	△222	221	220	△219	△218	△217	△216	△215	△214	△213	212
源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	北条時政子女政子	源頼朝子息頼家	北条時政子女政子	北条時政子女政子	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	後鳥羽天皇皇子為仁(土御門天皇)

還御	渡御	入御	出御	入御	渡御	還御	入御	入御	還御	渡御	出御	渡御	出御	出御	還御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	建仁	〃
2・10・3条	2・9・29条	2・9・15条	2・9・15条	2・6・25条	2・4・13条	2・3・15条	2・3・15条	2・3・8条	2・2・21条	2・2・20条	2・1・29条	2・1・12条	1・9・15条	1・9・9条	3・2・3条

△243	△242	△241	△240	△239	△238	△237	△236	△235	△234	△233	△232	△231	△230	△229	△228
源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家	源頼朝子息頼家

還御	渡御	着御	渡御	渡御	還御	入御	還御	渡御	出御	入御	還御	還御	入御	還御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3 ・ 6 ・ 10 条	3 ・ 6 ・ 3 条	3 ・ 6 ・ 1 条	3 ・ 5 ・ 18 条	3 ・ 3 ・ 26 条	3 ・ 3 ・ 15 条	3 ・ 3 ・ 15 条	3 ・ 3 ・ 15 条	3 ・ 3 ・ 4 条	3 ・ 2 ・ 11 条	3 ・ 1 ・ 20 条	3 ・ 1 ・ 3 条	3 ・ 1 ・ 1 条	2 ・ 12 ・ 19 条	2 ・ 12 ・ 19 条	2 ・ 10 ・ 8 条

259	258	257	256	255	254	253	252	251	250	249	248	247	246	245	244
後三条天皇皇子貞仁親王(白河天皇)	後三条天皇皇子貞仁親王(白河天皇)	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	北条時政子女政子	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	北条時政子女政子	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	北条時政子女政子	北条時家子息時政

還御	還御	還御	入御	渡御	渡御	出御	出御	渡御	入御	出御	渡御	出御	渡御	入御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	元久	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1・9・15条	1・9・15条	1・9・15条	1・9・15条	1・3・15条	1・2・25条	4・1・10条	4・1・8条	3・11・9条	3・11・9条	3・10・9条	3・10・8条	3・10・8条	3・9・10条	3・9・2条	3・9・2条

275	274	273	272	271	270	269	268	267	266	265	264	263	262	261	260
高倉天皇皇子尊成(後鳥羽上皇)	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	源賴家子息善哉	源賴朝子息実朝	源賴家子息善哉	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	源賴家子息善哉	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	後三条天皇皇子貞仁親王(白河天皇)

還御	還御	還御	出御	入御	入御	渡御	出御	出御	渡御	入御	渡御	渡御	渡御	入御	還御
承元	〃	〃	〃	〃	〃	建永	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2・7・22条	2・8・15条	2・1・27条	1・12・23条	1・10・20条	1・6・16条	1・6・16条	3・1・12条	3・1・8条	2・12・2条	2・⑦・19条	2・3・1条	2・1・4条	1・12・18条	1・12・17条	1・9・15条

291	290	289	288	287	286	285	284	283	282	281	280	279	278	277	276
北条時政子息義時	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源義朝子息頼朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	高倉天皇皇女範子内親王、御鳥羽院姉坊門院	高倉天皇皇女範子内親王、御鳥羽院姉坊門院	源頼朝子息実朝	北条時政子女政子	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	高倉天皇皇子尊成(後鳥羽上皇)
渡御	還御	渡御	入御	入御	渡御	渡御	渡御	崩御	崩御	入御	渡御	渡御	出御	入御	入御
〃	〃	〃	建曆	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1・10・22条	1・4・29条	1・4・29条	1・4・2条	5・1・15条	4・8・16条	4・5・21条	4・5・6条	4・4・22条	4・4・19条	4・1・26条	3・10・10条	3・5・15条	3・1・6条	2・8・16条	2・7・22条

304	303	302	301	300	299	298	298	297	296	295	294	293	292	291	291
源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源義朝子息頼朝	源頼朝子息実朝	坊門〔藤原〕信清子女、源実朝御台所	北条時政子女政子	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源義朝子息頼朝	源義朝子息頼朝	後鳥羽天皇皇子守成親王（順徳天皇）	北条義時子息泰時	伊賀〔藤原〕朝光子女 <small>カ</small> （北条義時室）

渡御	入御	還御	入御	薨御	渡御	渡御	渡御	入御	渡御	渡御	薨御	渡御	還御	渡御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3・1・4条	3・1・4条	3・1・1条	2・12・29条	2・10・11条	2・10・11条	2・8・15条	2・8・15条	2・6・24条	2・6・20条	2・3・9条	2・2・28条	2・2・28条	1・11・4条	1・10・22条	1・10・22条

319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309	309	308	307	306	305
源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	北条時政子息義時	北条時政子女政子	坊門〔藤原〕信清子女、源実朝御台所	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	坊門〔藤原〕信清子女、源実朝御台所	北条時政子女政子	源義朝子息頼朝	賢所	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝

入御	出御	渡御	渡御	渡御	入御	入御	出御	入御	入御	渡御	渡御	薨御	入御	着御	還御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3・8・20条	3・8・18条	3・8・1条	3・5・7条	3・5・6条	3・5・6条	3・5・6条	3・5・4条	3・5・4条	3・5・2条	3・5・2条	3・5・2条	3・4・27条	3・3・6条	3・1・22条	3・1・4条

335	334	333	332	331	330	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320
源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	北条時政子女政子	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	北条時政子女政子	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝

入御	入御	渡御	還御	還御	還御	還御	入御	還御	入御	入御	入御	入御	入御	下御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	建保	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3・8・22条	3・4・2条	2・7・27条	2・3・9条	2・2・14条	2・1・22条	1・12・19条	1・12・19条	3・10・3条	3・10・2条	3・8・26条	3・8・20条	3・8・20条	3・8・20条	3・8・20条	3・8・20条

351	350	349	348	347	346	345	344	343	342	341	340	339	338	337	336
源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	坊門〈藤原〉信清子女、源実朝御台所	源頼朝子息実朝	坊門〈藤原〉信清子女、源実朝御台所	後白河天皇皇女亮子内親王(殷富門院)	後白河天皇皇女亮子内親王(殷富門院)	坊門〈藤原〉信清子女、源実朝御台所	坊門〈藤原〉信隆子息信清	高倉天皇皇子尊成(後鳥羽上皇)	坊門〈藤原〉信隆子息信清	源頼家子女竹御所	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝
還御	還御	入御	還御	入御	還御	渡御	崩御	崩御	渡御	薨御	還御	薨御	渡御	還御	還御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5・4・17条	5・3・10条	5・3・10条	5・2・2条	4・8・19条	4・7・29条	4・7・15条	4・4・20条	4・4・15条	4・3・25条	4・3・25条	4・3・24条	4・3・24条	4・3・5条	4・1・13条	3・11・8条

367	366	365	364	363	362	361	360	359	358	357	356	355	354	353	352
源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	北条時政子息義時	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	北条時政子息義時	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝	源頼朝子息実朝

出御	出御	渡御	出御	還御	出御	出御	入御	出御	還御	還御	渡御	渡御	渡御	還御	入御
7 ・ 1 ・ 8 条	6 ・ 12 ・ 20 条	6 ・ 7 ・ 9 条	6 ・ 7 ・ 8 条	6 ・ 6 ・ 27 条	6 ・ 6 ・ 27 条	6 ・ 6 ・ 27 条	6 ・ 3 ・ 23 条	6 ・ 3 ・ 23 条	6 ・ 2 ・ 19 条	5 ・ 12 ・ 26 条	5 ・ 12 ・ 25 条	5 ・ 11 ・ 9 条	5 ・ 9 ・ 13 条	5 ・ 8 ・ 15 条	5 ・ 5 ・ 15 条

376	376	375	375	375	375	375	374	373	373	373	372	371	370	369	368
高倉天皇皇子尊成(後鳥羽上皇)	順德天皇皇子懷成親王(仲恭天皇)	後鳥羽天皇皇子賴仁親王(冷泉宮)	後鳥羽天皇皇子雅成親王(六条宮)	後鳥羽天皇皇子守成親王(順德院)	後鳥羽天皇皇子為仁(土御門天皇)	高倉天皇皇子尊成(後鳥羽院)	女御	後鳥羽天皇皇子賴仁親王(冷泉宮)	後鳥羽天皇皇子雅成親王(六条宮)	後鳥羽天皇皇子為仁(土御門天皇)	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	源賴朝子息実朝	坊門(藤原)信清子息忠信
入御	入御	入御	入御	入御	入御	入御	出御	入御	入御	入御	薨御	薨御	薨御	薨御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	承久	〃	〃	〃	〃	〃
3・6・8条	3・6・8条	3・6・8条	3・6・8条	3・6・8条	3・6・8条	3・6・8条	3・6・8条	3・5・21条	3・5・21条	3・5・21条	7・3・9条	7・2・9条	7・2・1条	7・1・28条	7・1・24条

385	384	383	382	381		380	379	379	379	379	378	378	378	378	377
高倉天皇皇子尊成(後鳥羽上皇)	高倉天皇皇子尊成(後鳥羽上皇)	後鳥羽天皇皇子守成親王(順德上皇)	高倉天皇皇子尊成(後鳥羽上皇)	後高倉院守貞親王王子茂仁(後堀河天皇)	後高倉院守貞親王・後鳥羽天皇生母	坊門(藤原)信隆子女七条院殖子、高倉天皇典侍	後鳥羽天皇皇子賴仁親王(冷泉宮)	後鳥羽天皇皇子雅成親王(六条宮)	後鳥羽天皇皇子守成親王(順德上皇)	後鳥羽天皇皇子為仁(土御門天皇)	後鳥羽天皇皇子守成親王(順德上皇)	後鳥羽天皇皇子為仁(土御門天皇)	高倉天皇皇子尊成(後鳥羽上皇)	順德天皇皇子懷成親王(仲恭天皇)	高倉天皇皇子尊成(後鳥羽上皇)
着御	着御	遷御	遷御	還御	還御		還御	還御	還御	還御	還御	還御	還御	還御	還御
〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3・8・5条	3・7・27条	3・7・20条	3・7・13条	3・7・9条	3・7・8条		3・6・20条	3・6・20条	3・6・20条	3・6・20条	3・6・10条	3・6・10条	3・6・10条	3・6・10条	3・6・9条

(401)	400	(399)	(398)	(397)	(396)	(395)	394	(393)	392	391	390	(389)	(388)	387	(386)
九条〔藤原〕道家子息頼経	北条時政子女政子	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	源義朝子息頼朝	後鳥羽天皇皇子為仁(土御門天皇)	九条〔藤原〕道家子息頼経	高倉天皇皇子守貞親王(後高倉院)	高倉天皇皇子守貞親王(後高倉院)	北条時政子女政子	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	北条時政子女政子	九条〔藤原〕道家子息頼経

渡御	渡御	渡御	出御	出御	渡御	薨御	遷御	渡御	崩御	崩御	渡御	出御	出御	入御	出御
元仁	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	貞応	〃
1・12・14条	3・7・17条	3・5・16条	3・4・28条	3・1・1条	2・9・16条	2・8・20条	2・5・27条	2・5・24条	2・5・19条	2・5・18条	2・5・5条	2・4・28条	2・4・13条	2・3・28条	4・1・1条

(417)	416	(415)	(414)	(413)	(412)	(411)	(410)	(409)	(408)	407	(406)	(405)	(404)	(403)	(402)
九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	北条時政子女政子	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経
渡御	入御	出御	出御	入御	下御	入御	下御	入御	渡御	渡御	入御	入御	還御	入御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	嘉禄	〃	〃	〃	〃	〃
2・9・2条	2・3・1条	2・1・1条	1・12・29条	1・12・20条	1・12・20条	1・12・20条	1・12・20条	1・12・20条	1・10・28条	1・6・21条	1・12・19条	1・12・17条	1・12・15条	1・12・14条	1・12・14条

(432)	(431)	(430)	(429)	(428)	(427)	426	425	425	424	423	(422)	(421)	(420)	419	418
九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	源頼家子女竹御所	北条義時子息泰時	北条時政子息時房	源頼家子女竹御所	北条義時子息泰時	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所

入御	出御	還御	入御	入御	出御	入御	渡御	渡御	渡御	渡御	還御	渡御	入御	入御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	安貞	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2・3・9条	2・2・3条	2・1・23条	2・1・23条	2・1・8条	2・1・1条	1・12・14条	3・7・25条	3・7・25条	3・7・11条	3・4・22条	3・2・14条	3・2・14条	3・1・9条	2・12・10条	2・12・10条

(448) (447) (446) (445) (444) (443) (442) (441) (440) (439) (438) (437) (436) (435) (434) (433)

九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経
九条〔藤原〕道家子息頼経

入 入 入 出 出 還 渡 還 還 入 還 入 還 還 渡 入
御 御 御 御 御 御 御 御 御 御 御 御 御 御 御 御

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
7 6 6 5 5 5 4 4 4 4 4 4 4 4 3
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
20 26 25 10 8 1 28 26 26 25 23 22 16 16 25
条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条

(463)	(462)	(461)	(460)	(459)	(458)	457	(456)		455	(454)	(453)	(452)	(451)	(450)	(449)
九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	源頼家子女竹御所	九条〈藤原〉道家子息頼経	後高倉院守貞親王・後鳥羽天皇生母	坊門〈藤原〉信隆子女七条院殖子、高倉天皇典侍、	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経
入御	渡御	還御	入御	入御	出御	渡御	入御	崩御		還御	入御	入御	出御	渡御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃
3・1・3条	2・12・30条	2・10・16条	2・10・15条	2・10・15条	2・10・15条	2・10・14条	2・10・10条	2・9・26条		2・8・16条	2・7・26条	2・7・25条	2・7・23条	2・7・23条	2・7・22条

479	(478)	(477)	(476)	(475)	(474)	(473)	(472)	(471)	(470)	(469)	468	467	466	(465)	(464)
源頼家子女竹御所	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経

入御	入御	入御	還御	入御	渡御	還御	出御	入御	出御	還御	還御	入御	還御	還御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	寛喜	〃	〃	〃	〃	〃
2・1・10条	2・1・8条	2・1・7条	2・1・4条	2・1・4条	1・10・26条	1・9・17条	1・7・7条	1・6・27条	1・6・27条	1・4・19条	3・2・23条	3・2・22条	3・2・22条	3・1・15条	3・1・9条

(495)	494	493	(492)	(491)	(490)	(489)	(488)	(487)	486	(485)	(484)	483	(482)	(481)	(480)
九条〔藤原〕道家子息頼経	宇多天皇皇子敦仁親王(醍醐天皇)	宇多天皇皇子敦仁親王(醍醐天皇)	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経
入御	入御	入御	還御	出御	入御	渡御	入御	渡御	入御	入御	渡御	渡御	還御	入御	還御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2・6・14条	2・6・14条	2・6・14条	2・3・22条	2・3・19条	2・3・16条	2・3・15条	2・3・14条	2・2・7条	2・①・29条	2・①・29条	2・①・23条	2・1・17条	2・1・15条	2・1・14条	2・1・10条

509	508	507	506	505	504	503	502	501	500	500	500	499	498	497	496
九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所	北条義時子息泰時	源頼家子女竹御所

入御	渡御	渡御	入御	入御	入御	還御	出御	入御	入御	還御	還御	入御	入御	渡御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3・7・9条	3・7・9条	3・3・15条	3・3・9条	3・1・10条	3・1・9条	3・1・9条	3・1・8条	2・12・25条	2・12・25条	2・12・25条	2・12・25条	2・12・9条	2・12・9条	2・9・18条	2・7・11条

524	523	522	521	520	519	518	517	516	515	514	513	512	511	510	510
九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	後鳥羽天皇皇子為仁(土御門院)	九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経

還御	渡御	渡御	渡御	出御	入御	出御	渡御	還御	還御	崩御	出御	渡御	渡御	還御	還御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	貞永	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1・11・21条	1・11・21条	1・11・17条	1・10・5条	1・⑨・11条	1・9・28条	1・8・16条	1・7・27条	4・3・3条	4・1・1条	3・10・28条	3・9・23条	3・8・16条	3・7・11条	3・7・9条	3・7・9条

535	534	533	532	531	530	530	529	529	529	528	527	526	525
九条〔藤原〕道家子息頼経	四条天皇生母	九条〔藤原〕道家子女藻壁門院樽子、後堀河天皇中宮、 四条天皇生母	九条〔藤原〕道家子女藻壁門院樽子、後堀河天皇中宮、 四条天皇生母	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	源頼家子女竹御所	源頼家子女竹御所	九条〔藤原〕道家子息頼経	源義朝子息頼朝	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経
入御	崩御	崩御	崩御	入御	還御	還御	入御	入御	入御	薨御	還御	入御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	天福	〃	〃	〃	〃	〃
1・12・28条	1・10・19条	1・9・29条	1・9・24条	1・7・11条	1・4・17条	1・4・17条	1・4・17条	1・4・17条	2・1・13条	1・11・29条	1・11・29条	1・11・29条	1・11・29条

(551)	(550)	(549)	548	(547)	(546)	(545)	(544)	(543)	(542)	(541)	(540)	(539)	538	(537)	(536)
九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息教実	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	源頼家子女竹御所	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経

還御	入御	出御	薨御	出御	渡御	入御	入御	入御	渡御	入御	入御	入御	渡御	出御	出御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	文曆	〃	〃	〃
2・6・29条	2・6・29条	2・6・29条	2・4・3条	2・2・18条	2・2・10条	2・2・9条	2・1・26条	2・1・20条	2・1・12条	2・1・12条	2・1・9条	2・1・9条	2・7・26条	2・3・5条	2・1・1条

(566)	(565)	(564)	(563)	(562)	(561)	560	560	(559)	(558)	(557)	(556)	(555)	(554)	(553)	(552)
九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	北条時政子息時房	北条義時子息泰時	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経

渡御	渡御	入御	渡御	入御	出御	渡御	渡御	出御	出御	出御	還御	還御	入御	渡御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	嘉禎	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2・4・4条	2・4・4条	2・4・4条	2・4・4条	2・3・14条	2・1・1条	1・12・30条	1・12・30条	1・11・15条	1・9・24条	2・7・11条	2・7・5条	2・⑥・23条	2・⑥・23条	2・⑥・23条	2・⑥・15条

(582)	(581)	(580)	(579)	(578)	(577)	(576)	(575)	(574)	(573)	(572)	(571)	(570)	(569)	(568)	(567)
九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経

還御	入御	還御	出御	入御	還御	入御	入御	着御	入御	入御	渡御	入御	入御	渡御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3・4・19条	3・4・19条	3・4・19条	3・1・8条	2・12・19条	2・11・23条	2・11・22条	2・8・9条	2・8・4条	2・8・4条	2・8・4条	2・8・4条	2・7・10条	2・6・26条	2・4・14条	2・4・8条

(598)	(597)	(596)	(595)	(594)	(593)	(592)	(591)	(590)	(589)	588	(587)	(586)	(585)	(584)	(583)
九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	後堀河天皇皇女一品宮暉子内親王	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経

着御	入御	着御	入御	還御	出御	出御	出御	還御	還御	薨御	出御	還御	還御	渡御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4・2・1条	4・1・29条	4・1・28条	4・1・20条	4・1・15条	3・12・12条	3・12・12条	3・12・10条	3・11・12条	3・8・15条	3・8・7条	3・7・11条	3・6・23条	3・4・23条	3・4・22条	3・4・22条

612	611	611	610	609	608	607	606	605	604	603	602	601	600	599
九条〈藤原〉良経子息道家	藻壁門院生母	西園寺〈藤原〉公経子女綸子、九条〈藤原〉道家室、	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉良経子息道家	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉道家子息頼経
還御	入御	入御	還御	渡御	還御	渡御	還御	渡御	出御	渡御	入御	着御	着御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4・4・10条	4・3・22条	4・3・22条	4・3・19条	4・3・19条	4・②・3条	4・②・3条	4・2・30条	4・2・29条	4・2・29条	4・2・28条	4・2・9条	4・2・8条	4・2・7条	4・2・6条

625	624	623	622	621	620	619	618	617	616	615	614	613	612	612
九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息福王 (法助)	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息良実

入御	出御	着御	出御	着御	入御	出御	着御	渡御	遷御	入御	還御	渡御	還御	還御	還御
〃	曆仁	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1・12・23条	1・12・22条	4・10・29条	4・10・20条	4・10・19条	4・10・18条	4・10・14条	4・10・13条	4・10・12条	4・7・23条	4・6・23条	4・6・6条	4・5・16条	4・4・10条	4・4・10条	4・4・10条

(641)	(640)	(639)	(638)	(637)	(636)	635	(634)	(633)	632	631	630	(629)	(628)	(627)	(626)
九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	樋口〔藤原〕親能子女大宮局（二棟御方）、頼嗣生母	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	北条時政子息時房	高倉天皇皇子尊成（後鳥羽法皇）	九条〔藤原〕兼実子女任子、後鳥羽天皇中宮	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経

出御	出御	出御	入御	渡御	入御	渡御	出御	渡御	渡御	崩御	崩御	入御	出御	出御	還御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	延応	〃	〃	〃	〃	〃
2・1・19条	2・1・18条	2・1・14条	2・1・1条	1・12・21条	1・12・21条	1・8・22条	1・8・16条	1・7・20条	1・5・2条	1・3・17条	2・1・19条	2・1・3条	1・12・26条	1・12・26条	1・12・25条

(657) (656) 655 (654) 653 (652) (651) (650) (649) (648) (647) (646) (645) (644) (643) (642)

九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 北条時氏子息経時
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 持明院〔藤原〕家行子女、九条〔藤原〕頼経御台所
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経
 九条〔藤原〕道家子息頼経

渡御	入御	渡御	還御	渡御	出御	出御	入御	還御	還御	入御	還御	渡御	着御	出御	出御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	仁治	〃
2・10・22条	2・10・22条	2・9・14条	2・8・15条	2・7・26条	2・6・12条	2・4・27条	2・3・15条	2・3・15条	2・2・23条	2・2・22条	2・2・14条	2・1・23条	1・8・4条	1・7・26条	2・1・19条

(670)	(670)	(669)	(668)	(667)	(666)	(665)	664	(664)	663	663	(662)	661	(660)	(659)	(658)
九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	樋口〔藤原〕親能子女大宮局(二棟御方)、頼嗣生母	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕頼経子息乙若	持明院〔藤原〕家行子女、九条〔藤原〕頼経御台所	九条〔藤原〕道家子息頼経	北条義時子息泰時	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経
渡御	渡御	還御	入御	出御	還御	入御	渡御	渡御	入御	入御	入御	渡御	還御	着御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	寛元	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2・1・1条	2・1・1条	1・9・5条	1・9・5条	1・7・15条	1・3・27条	1・3・19条	4・1・5条	4・1・5条	4・1・5条	4・1・5条	4・1・5条	2・12・30条	2・11・5条	2・11・4条	2・11・4条

(682)	681	(680)	(680)	(679)	(679)	(678)	(677)	(676)	(675)	(674)	(673)	(672)	(671)	670	670
九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	西園寺〈藤原〉実宗子息公経	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉道家子息頼経	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉道家子息頼経	樋口〈藤原〉親能子女大宮局(二棟御方)、頼嗣生母	持明院〈藤原〉家行子女、九条〈藤原〉頼経御台所
出御	薨御	還御	還御	入御	入御	入御	入御	出御	入御	出御	入御	渡御	入御	渡御	渡御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2・12・7条	2・9・2条	2・8・15条	2・8・15条	2・7・16条	2・7・16条	2・6・13条	2・5・11条	2・4・21条	2・4・21条	2・4・21条	2・4・21条	2・4・21条	2・1・26条	2・1・1条	2・1・1条

(694)	(694)	693	693	692	692	(691)	(691)	(690)	(689)	(688)	(687)	(686)	(685)	(684)	(683)
九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕道家子息頼経	北条時氏子女檜皮姫、九条〔藤原〕頼嗣御台所	樋口〔藤原〕親能子女大宮局(二棟御方)、頼嗣生母	九条〔藤原〕頼経子息乙若	持明院〔藤原〕家行子女、九条〔藤原〕頼経御台所	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経
入御	入御	入御	入御	渡御	渡御	入御	入御	還御	入御	入御	渡御	渡御	還御	入御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4・1・10条	4・1・10条	4・1・4条	4・1・4条	4・1・4条	4・1・4条	4・1・4条	4・1・4条	3・8・15条	3・8・1条	3・7・20条	3・7・6条	3・5・23条	3・3・19条	3・3・16条	3・2・9条

(709)	(708)	707	(706)	(705)	704	703	(702)	701	(700)	(699)	(698)	(697)	(696)	(696)	(695)
九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	北条時氏子息時頼	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	北条時氏子息時頼	九条〔藤原〕頼経子息乙若	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	後嵯峨天皇皇子久仁親王(後深草天皇)	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣	九条〔藤原〕道家子息頼経	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣
還御	入御	渡御	入御	出御	渡御	渡御	入御	出御	着御	着御	渡御	還御	還御	還御	着御
〃	〃	〃	〃	〃	宝治	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2・10・6条	2・10・6条	2・8・1条	2・1・3条	1・12・10条	1・5・13条	5・1・3条	5・1・3条	4・11・3条	4・8・12条	4・7・11条	4・6・27条	4・3・3条	4・1・12条	4・1・12条	4・1・10条

722	721	721	(720)	719	719	718	(718)	717	(716)	(715)	(714)	(713)	(712)	(711)	(710)
後高倉院守貞親王王女利子内親王	九条〈藤原〉頼経子息乙若	九条〈藤原〉頼経室 <small>カ</small>	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	樋口〈藤原〉親能子女大宮局(二棟御方)、頼嗣生母	持明院〈藤原〉家行子女、九条〈藤原〉頼経御台所	九条〈藤原〉頼経子息乙若	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	北条時氏子息時頼	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣
崩御	入御	入御	出御	入御	入御	入御	入御	渡御	還御	入御	入御	還御	入御	還御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	建長	〃	〃	〃	〃
3・2・1条	3・1・15条	3・1・15条	3・1・8条	3・1・5条	3・1・5条	3・1・1条	3・1・1条	2・6・19条	2・5・10条	2・5・9条	2・3・25条	2・⑫・11条	2・⑫・10条	2・12・11条	2・12・10条

735 ()	734 ()	733 ()	732	731 ()	730	729	(729)	(728)	727	(726)	725	(725)	724	(724)	(723)
後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	九条〈藤原〉良経子息道家	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	樋口〈藤原〉親能子女大宮局 (二棟御方)、頼嗣生母	九条〈藤原〉頼経子息乙若	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経室 <small>カ</small>	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	樋口〈藤原〉親能子女大宮局 (二棟御方)、頼嗣生母	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	樋口〈藤原〉親能子女大宮局 (二棟御方)、頼嗣生母	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣	九条〈藤原〉頼経子息頼嗣
着御	着御	入御	薨御	入御	渡御	入御	入御	入御	入御	入御	還御	還御	入御	入御	入御
//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//
4・3・19条	4・3・19条	4・3・19条	4・2・27条	4・1・9条	4・1・5条	4・1・3条	4・1・3条	3・12・17条	3・11・13条	3・11・12条	3・10・20条	3・10・20条	3・10・19条	3・10・19条	3・8・21条

751 ()	750 ()	749 ()	748 ()	747	746 ()	745 ()	744 ()	743 ()	742 ()	741 ()	740 ()	739 ()	738 ()	737	() 736
後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後白河天皇皇女觀子内親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	九条〔藤原〕頼経子息乙若	九条〔藤原〕頼経子息頼嗣

還御	出御	還御	入御	崩御	出御	入御	出御	還御	下御	出御	出御	入御	着御	入御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4・7・24条	4・7・20条	4・7・9条	4・7・8条	4・6・19条	4・4・24条	4・4・14条	4・4・14条	4・4・14条	4・4・14条	4・4・14条	4・4・1条	4・4・1条	4・4・1条	4・3・21条	4・3・21条

767 ()	766 ()	765 ()	764 ()	763 ()	762 ()	761 ()	760 ()	759 ()	758 ()	757 ()	756 ()	755 ()	754 ()	753 ()	752 ()
後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王

出御	出御	出御	出御	還御	出御	入御	出御	出御	渡御	出御	入御	出御	下御	出御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5・8・15条	5・2・30条	5・1・16条	5・1・8条	5・1・3条	5・1・3条	5・1・3条	5・1・3条	5・1・1条	4・12・27条	4・11・21条	4・11・20条	4・11・11条	4・11・11条	4・11・11条	4・9・25条

783)	782)	781)	780)	779)	778)	777)	776)	775	774	773)	772)	771)	770)	769)	768)
後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	九条(藤原)道家子息頼經	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	北条時氏子息時頼	北条時氏子息時頼	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王

入御	入御	薨御	還御	還御	入御	出御	出御	入御	渡御	出御	入御	還御	入御	出御	出御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8・8・23条	8・8・20条	8・8・15条	8・8・15条	8・7・18条	8・7・17条	8・1・5条	8・1・2条	6・6・23条	6・6・15条	6・⑤・1条	6・1・1条	5・8・16条	5・8・15条	5・8・15条	5・8・15条

799)	798)	797)	796)	795)	794)	793	792)	791	790)	789)	788)	787)	786	785)	784)
後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	北条時氏子息時頼	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	土御門〈源〉通親子女在子、後鳥羽天皇妃、土御門天皇生母	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子雅尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王
出御	還御	入御	入御	下御	還御	渡御	入御	崩御	還御	入御	出御	還御	薨御	渡御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	正嘉	〃	康元	〃	〃	〃
2・1・1条	1・10・1条	1・10・1条	1・10・1条	1・10・1条	1・10・1条	1・9・30条	1・9・30条	1・7・10条	1・6・25条	1・6・23条	2・2・26条	2・2・2条	8・10・2条	8・8・23条	8・8・23条

815)	814)	813)	812)	811)	810)	809)	808)	807)	806)	805)	804)	803)	802)	801)	800
後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	若宮御影御正躰等

渡御	出御	還御	還御	入御	入御	入御	下御	渡御	還御	入御	入御	還御	入御	還御	遷御
〃	正元	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2・2・2条	2・1・1条	2・8・16条	2・6・14条	2・6・11条	2・6・9条	2・6・4条	2・6・4条	2・6・4条	2・6・1条	2・5・8条	2・5・5条	2・4・19条	2・4・19条	2・3・6条	2・2・8条

827)	826	825	824)	823)	822)	821)	820)	819	818	817)	816
後嵯峨天皇皇子宗尊親王	掄子女王生母	土御門天皇皇女諄子内親王	近衛〈藤原〉兼経子女辛子、宗尊親王御息所、惟康親王・	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	掄子女王生母	近衛〈藤原〉兼経子女辛子、宗尊親王御息所、惟康親王・	掄子女王生母	後嵯峨天皇皇子宗尊親王
入御	入御	崩御	入御	入御	還御	入御	入御	出御	入御	入御	入御
”	”	文応	”	”	”	”	”	”	”	”	”
1・11・21条	1・7・29条	1・7・26条	2・4・3条	2・4・1条	2・3・27条	2・3・27条	2・3・22条	2・3・21条	2・3・21条	2・2・14条	2・2・5条

841)	840)	839)	838)		837	836)	835)	834)	833)	832)	831)	830)		829	828)
後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	掄子女王生母	近衛(藤原)兼經子女幸子、宗尊親王御息所、惟康親王・	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	掄子女王生母	近衛(藤原)兼經子女幸子、宗尊親王御息所、惟康親王・	後嵯峨天皇皇子宗尊親王
還御	入御	入御	還御	渡御		入御	入御	還御	出御	出御	還御	還御	入御		出御
〃	〃	〃	〃	〃		〃	弘長	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃
1・7・13条	1・7・12条	1・7・11条	1・4・25条	1・4・24条		1・4・24条	1・4・21条	2・1・1条	2・1・1条	2・1・1条	1・12・3条	1・11・22条	1・11・22条		1・11・22条

852)	851)	850)	849)	848)		847	847)	846)		845	844	843	842	
後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	掄子女王生母	近衛(藤原)兼経子女幸子、宗尊親王御息所、惟康親王・	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	掄子女王生母	近衛(藤原)兼経子女幸子、宗尊親王御息所、惟康親王・	掄子女王生母	北条時氏子息時頼	掄子女王生母	近衛(藤原)兼経子女幸子、宗尊親王御息所、惟康親王・
還御	還御	入御	出御	還御	還御		還御	入御	入御	出御		入御	渡御	
〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃		〃	〃	
3・5・1条	3・4・21条	3・1・1条	3・1・1条	1・10・5条	1・10・4条		1・10・4条	1・10・4条	1・9・20条	1・9・19条		1・9・3条	1・8・15条	

863	862)	861)	860	859	858	857	856	855	854	853)
近衛〔藤原〕兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	近衛〔藤原〕兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・ 掄子女王生母	近衛〔藤原〕兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・ 掄子女王生母	西園寺〔藤原〕実氏子女大宮院姞子、後嵯峨天皇中宮、後深草・ 龜山天皇生母	近衛〔藤原〕兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・ 掄子女王生母	北条時氏子息時頼	北条時氏子息時頼	近衛〔藤原〕兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・ 掄子女王生母	後嵯峨天皇皇子宗尊親王
還御	出御	還御	入御	入御	渡御	渡御	渡御	出御	還御	還御
2・1・7条	文永 2・1・1条	3・12・29条	3・12・28条	3・12・24条	3・12・24条	3・11・20条	3・11・19条	3・10・25条	3・5・1条	3・5・1条

874	874	874	873)	872)	871)	870)	869)	868)	867)	866)	865	864)	
宗尊親王王女掬子女王	宗尊親王王子惟康親王	掬子女王生母	近衛(藤原)兼經子女辛子、宗尊親王御息所、惟康親王・ 後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	近衛(藤原)兼經子女辛子、宗尊親王御息所、惟康親王・ 掬子女王生母	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	掬子女王生母
還御	還御	還御	入御	還御	入御	還御	入御	還御	入御	入御	入御	入御	入御
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2・11・17条	2・11・17条	2・11・17条	2・8・16条	2・8・5条	2・8・5条	2・7・24条	2・7・23条	2・7・16条	2・7・16条	2・7・16条	2・7・10条	2・6・23条	2・2・2条

883	882	881 ()	880	880	879	879	878 ()	877	877	877	876 ()	875 ()			
近衛(藤原)兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・	後高倉院守貞親王王子茂仁(後堀河天皇)	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	宗尊親王王子惟康親王	近衛(藤原)兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・	掄子女王生母	宗尊親王王子惟康親王	近衛(藤原)兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・	掄子女王生母	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	宗尊親王王子惟康親王	宗尊親王王子惟康親王	掄子女王生母	近衛(藤原)兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王
	崩御	出御	還御	還御	入御	入御	還御	入御	入御	入御	入御	出御	出御		
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	3・3・29条	3・2・20条	3・2・9条	3・2・9条	3・2・9条	3・2・9条	3・1・30条	3・1・29条	3・1・29条	3・1・29条	3・1・13条	2・12・16条			

888 ()	887 ()	886 ()	885 ()	884	883	
後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	後嵯峨天皇皇子宗尊親王	宗尊親王王子惟康親王	宗尊親王王女掬子女王	掬子女王生母
着御	出御	入御	入御	入御	入御	入御
//	//	//	//	//	//	//
3・7・20条	3・7・4条	3・7・4条	3・7・3条	3・6・23条	3・6・23条	3・6・23条

〔備考〕事例通番号欄の、歴代將軍家の源頼朝には○印、同頼家には△印、同実朝には□印、九条（藤原）頼経には（）印、同頼嗣には（印、宗尊親王には）印を各々番号に付記して、歴代將軍家と自余の人々を甄別し、將軍家の存在をより明瞭ならしめた。これらの記号付記については以下においても同様。

「氏族・姓名別、事柄・内容別へ「〇」御」用語対象主格者」並びにその用語の被使用事例数一覧」

藤原氏 三五〇例（入御一三二例、還御七一例、渡御六六例、出御五五例、着御一三例、薨御六例、崩御五例、下御二例、

遷御一例）

九条（藤原）道家子息頼経 一三八例

入御……	還御……	出御……	渡御……	着御……	下御……	遷御……	薨御……
(402)	(404)	(386)	(393)	(574)	(410)	(616)	(781)
(403)	(422)	(388)	(396)	(596)	(412)	の	の
(405)	(430)	(389)	(399)	(598)	の	の	の
(406)	(435)	(397)	(401)	(600)	二	二	一
(409)	(436)	(398)	(408)	(601)	例	例	例
(411)	(438)	(414)	(417)	(618)			
(413)	(440)	(415)	(421)	(621)			
(420)	(441)	(427)	(434)	(623)			
(428)	(443)	(431)	(442)	(644)	の	の	の
(429)	(454)	(444)	(449)	(659)	四	四	四
(432)	(461)	(445)	(450)	(699)	〇	〇	〇
(433)	(467)	(451)	(462)	(700)	例	例	例
(437)	(465)	(458)	(474)		の	の	の
(439)	(469)	(470)	(484)		二	二	二
(446)	(477)	(472)	(487)		二	二	二
(447)	(480)	(491)	(489)		例	例	例
(448)	(482)	(660)	(507)	の			
(452)	(492)	(666)	(523)	四			
(453)	(500)	(482)	(525)	七			
(456)	(503)	(669)	(542)	例			
(459)	(510)	(492)	(546)				
(460)	(515)	(680)	(553)				
(463)	(516)	(685)	(563)				
(464)	(524)	(503)	(565)				
(471)	(527)	(510)	(566)				
(475)	(530)	(524)	(567)				
(477)	(551)	(527)	(568)				
(478)	(555)	(530)	(571)				
(481)	(556)	(551)	(584)				
(485)	(577)	(555)	(605)				
(488)	(580)	(577)	(607)				
(490)	(582)	(580)	(609)				

九条〔藤原〕頼経子息頼嗣 四三例

入御……(636 (673 (675 (678 (679 (688 (689 (691 (694 (702 (706 (708 (710 (712 (714 (715 (718 (723 (724 (726 (728 (729 (736

の二三例

還御……(680 (690 (696 (709 (711 (713 (716 (725) の八例

渡御……(637 (664 (670 (672 (686 (687) の六例

出御……(674 (676 (682 (705 (720) の五例

着御……(695) の一例

近衛〔藤原〕兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・掄子女王生母 二二例

入御……816 818 826 829 845 859 863 865 877 879 883) の一一例

還御……847 860 874 880) の四例

出御……819 844 854) の三例

渡御……837 842 857) の三例

樋口〔藤原〕親能子女大宮局(二棟御方)、頼嗣生母 八例

渡御……635 664 670 730) の四例

入御……693 719 724) の三例

還御……725) の一例

九条〔藤原〕頼経子息乙若 七例

入御……663 718 721 729 737) の五例

- 渡御……692 の二例
 坊門〈藤原〉信清子女、源実朝御台所 六例
 渡御……298 309 342 345 の四例
 入御……314 347 の二例
 持明院〈藤原〉家行子女、九条〈藤原〉頼経御台所 五例
 渡御……653 670 692 の三例
 入御……663 719 の二例
 九条〈藤原〉良経子息道家 四例
 渡御……603 の一例
 入御……611 の一例
 還御……612 の一例
 薨御……732 の一例
 九条〈藤原〉道家子女藻壁門院嬪子、後堀河天皇中宮、四条天皇生母 三例
 崩御……532 533 534 の三例
 坊門〈藤原〉信隆子息信清 二例
 薨御……339 341 の二例
 坊門〈藤原〉信隆子女七条院殖子、高倉天皇典侍、後高倉院守貞親王・後鳥羽天皇生母 二例
 還御……380 の一例

- 崩御……455 の一例
- 九条〈藤原〉兼実子息良経 一例
- 渡御……118 の一例
- 伊賀〈藤原〉朝光子女カ(北条義時室) 一例
- 渡御……291 の一例
- 坊門〈藤原〉信清子息忠信 一例
- 渡御……368 の一例
- 九条〈藤原〉道家子息教実 一例
- 薨御……548 の一例
- 西園寺〈藤原〉公経子女綸子、九条〈藤原〉道家室、藻壁門院生母 一例
- 入御……611 の一例
- 九条〈藤原〉道家子息良実 一例
- 還御……612 の一例
- 九条〈藤原〉道家子息実経 一例
- 還御……612 の一例
- 九条〈藤原〉道家子息福王(法助) 一例
- 入御……615 の一例
- 九条〈藤原〉兼実子女任子、後鳥羽天皇中宮 一例

還御…… 144 257 273 274 290 302 305 327 329 330 331 332 336 337 346 348 350 351 353 357 358 363 の二二例

渡御…… 168 246 248 254 262 263 264 279 284 285 286 289 295 296 299 304 317 354 356 の一九例

出御…… 247 249 252 253 267 268 272 278 312 318 359 361 362 364 366 367 の一六例

薨御…… 369 370 371 372 の四例

着御…… 306 の一例

下御…… 321 の一例

源頼朝子息頼家 五二例

還御…… 56 198 199 202 205 207 209 218 227 229 231 232 236 238 243 の一五例

渡御…… 155 168 195 197 201 204 215 217 222 226 228 235 239 240 242 の一五例

出御…… 73 196 200 203 210 211 213 214 216 224 234 の二一例

入御…… 30 58 189 206 208 219 225 230 233 237 238 240 242 の一〇例

着御…… 241 の一例

源頼家子女竹御所、九条〔藤原〕頼経室 三三例

入御…… 416 418 419 426 467 479 486 498 499 501 506 519 529 531 の一四例

渡御…… 338 424 457 483 496 508 511 512 517 521 522 538 の二二例

還御…… 466 468 500 510 530 の五例

出御…… 518 の一例

源頼家子息善哉 三例

渡御……266 269 の二例

入御……271 の一例

源頼朝子息貞暁 一例

渡御……133 の一例

源頼朝子女大姫 一例

渡御……168 の一例

源頼朝子女乙姫 一例

渡御……168 の一例

土御門〈源〉通親子女在子、後鳥羽天皇妃、土御門天皇生母 一例

崩御……791 の一例

皇族 一九三例（入御六六例、還御五四例、出御三六例、崩御一八例、着御六例、渡御四例、下御四例、遷御三例、薨御二例）

例）

後嵯峨天皇皇子宗尊親王 一一〇例

入御……731 733 739 745 748 752 756 761 770 772 778 782 783 784 789 792 796 797 802 804 805 809 810 811

817 820 821 823 824 827 835 836 839 840 846 850 864 866 867 869 871 873 873 885 886 の四四例

出御……740 741 744 746 750 753 755 757 759 760 762 764 765 766 767 768 769 773 776 777 788 799 814 828

832 833 849 861 875 876 881 887 の三三例

還御…… 743 749 751 763 771 779 780 787 790 794 798 801 803 806 812 813 822 830 831 834 838 841 847 848

(851) (852) (853) (862) (868) (870) (872) (878) の三三例

着御…… 734 735 738 888 の四例

下御…… 742 754 795 808 の四例

渡御…… 758 785 807 815 の四例

高倉天皇皇子尊成(後鳥羽天(上)皇) 一四例

還御…… 132 275 340 377 378 の五例

入御…… 276 375 376 の三例

出御…… 105 108 の二例

着御…… 384 385 の二例

遷御…… 382 の一例

崩御…… 631 の一例

鳥羽天皇皇子雅仁親王(後白河法皇) 七例

崩御…… 126 127 128 131 137 の五例

出御…… 104 の一例

入御…… 123 の一例

後鳥羽天皇皇子為仁(土御門天(上)皇) 七例

還御…… 212 378 379 の三例

入御…… 373 の二例

遷御…… 394 の一例

崩御…… 514 の一例

後鳥羽天皇皇子守成親王（順徳天皇） 五例

還御…… 292 378 379 の三例

入御…… 375 の一例

遷御…… 383 の一例

宗尊親王王子惟康親王 五例

入御…… 877 879 884 の三例

還御…… 874 880 の二例

後白河天皇皇女亮子内親王（殷富門院） 三例

崩御…… 343 344 の二例

入御…… 122 の一例

後三条天皇皇子貞仁親王（白河天皇） 三例

還御…… 258 259 260 の三例

後鳥羽天皇皇子雅成親王（六条宮） 三例

入御…… 373 375 の二例

還御…… 379 の一例

後鳥羽天皇皇子頼仁親王（冷泉宮） 三例

入御…… 373 375 の二例

還御…… 379 の一例

宗尊親王王女掬子女王 三例

入御…… 877 883 の二例

還御…… 874 の一例

後白河天皇皇子高倉宮以仁王 二例

入御…… 1 21 の二例

高倉天皇皇女範子内親王 二例

崩御…… 282 283 の二例

順徳天皇皇子懷成親王（仲恭天皇） 二例

入御…… 376 の一例

還御…… 378 の一例

後高倉院守貞親王王子茂仁（後堀河天皇） 二例

還御…… 381 の一例

崩御…… 882 の一例

高倉天皇皇子守貞親王（後高倉院） 二例

崩御…… 391 392 の二例

- 宇多天皇皇子敦仁親王（醍醐天皇） 二例
 入御……493 494 の二例
 欽明天皇皇子橘豐日命（用明天皇） 一例
 崩御……43 の一例
 後白河天皇皇子定惠（長吏）法親王 一例
 還御……183 の一例
 後堀河天皇皇女一品宮暉子内親王 一例
 薨御……588 の一例
 後嵯峨天皇皇子久仁親王（後深草天皇） 一例
 出御……701 の一例
 後高倉院守貞親王王女利子内親王 一例
 崩御……722 の一例
 後白河天皇皇女觀子内親王 一例
 崩御……747 の一例
 後嵯峨天皇皇子雅尊親王 一例
 薨御……786 の一例
 土御門天皇皇女諄子内親王 一例
 崩御……825 の一例

北条氏 六〇例（渡御四四例、入御一四例、還御二例）

北条時政子女政子 三五例

渡御…… 3 28 51 53 54 62 65 134 168 186 191 192 251 255 280 298 309 315 333 390 400 407 の二三例

入御…… 8 30 36 49 142 163 220 223 245 324 387 の一一例

還御…… 194 221 の二例

北条時氏子息時頼 九例

渡御…… 704 707 717 774 793 855 856 の七例

入御…… 775 843 の二例

北条義時子息泰時 六例

渡御…… 291 423 425 497 560 661 の六例

北条時政子息義時 四例

渡御…… 291 316 355 365 の四例

北条時政子息時房 三例

渡御…… 425 560 632 の三例

北条時家子息時政 一例

渡御…… 244 の一例

北条時氏子息経時 一例

渡御……655の一例

北条時氏子女檜皮姫 一例

入御……693の一例

平氏 一例（渡御一例）

平清盛子女建礼門院徳子、高倉天皇中宮、安徳天皇生母 一例

渡御……41の一例

氏族不明 三例（入御二例、出御一例）

女御 一例

出御……374の一例

二所（九条〈藤原〉頼経室カ） 一例

入御……721の一例

禅定二位家（九条〈藤原〉頼経室カ） 一例

入御……727の一例

其他（御神器・御神体） 六例（入御三例、渡御二例、遷御一例）

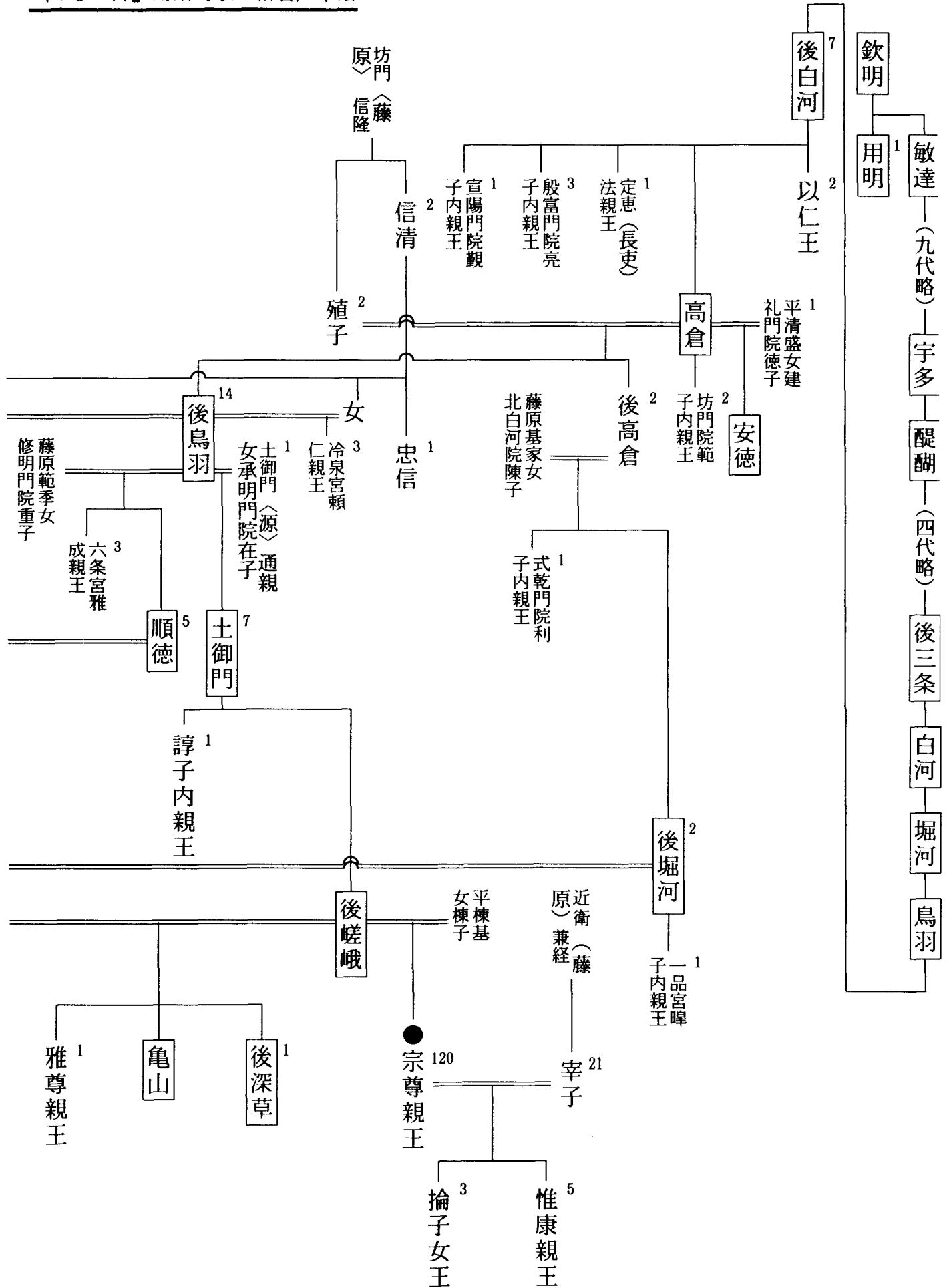
賢所 三例

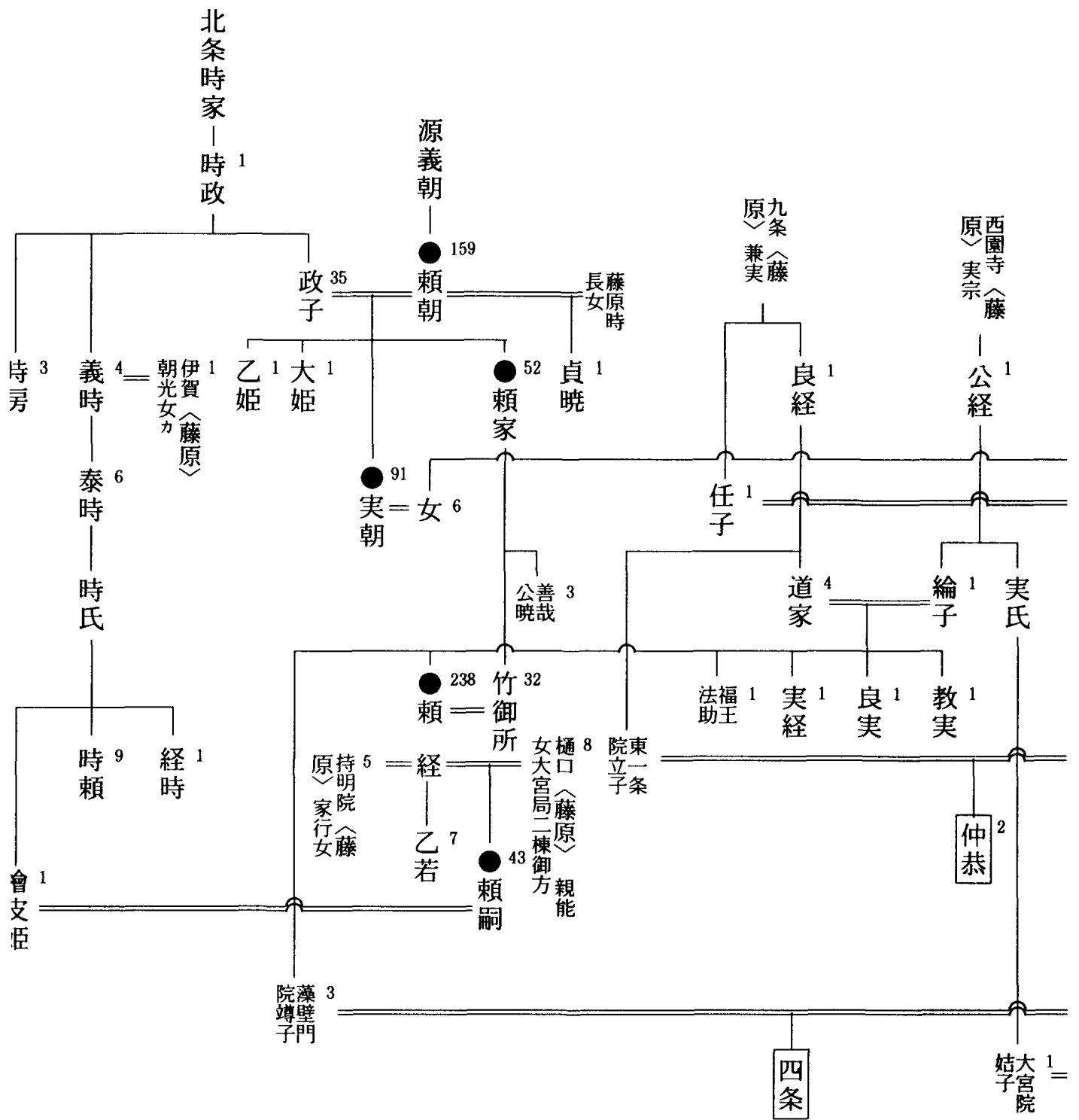
入御……37 307 の二例
 渡御……39 の一例
 神璽 二例
 入御……38 の一例
 渡御……40 の一例
 若宮御影御正躰等 一例
 遷御……800 の一例

〈表二〉

用語種類別 氏族別・内容別	入御	渡御	還御	出御	着御	崩御	薨御	下御	遷御	合計
藤原	131	66	71	55	13	5	6	2	1	350
源	94	90	70	53	22	1	10	1		341
皇族	66	4	54	36	6	18	2	4	3	193
北条	14	44	2							60
平		1								1
氏族不明	2			1						3
其他	3	2							1	6
合計	310	207	197	145	41	24	18	7	5	954

〈「〇-御」用語対象主格者〉系譜





〔備考〕 〈「○-御」用語対象主格者〉に付記されている右肩数字は、当該者についての当該事例数、□印付記人物は、皇祚纂承者を各々表わし、●印付記人物は、同書の叙述対象範囲とする期間の征夷大將軍職襲承者を示す。

『吾妻鏡』に所見される〈「〇―御」用語〉の被使用事例種類は、多種多様であり、まず、それを事例数の優越順に列記してみると、「入―御」(三一〇例)が最も多く、「渡―御」(二〇七例)がそれにつき、以下、「還―御」(一九七例)↓「出―御」(二四五例)↓「着―御」(四二例)↓「崩―御」(二四例)↓「薨―御」(一八例)↓「下―御」(七例)↓「遷―御」(五例)の順につづいており、最多の「入―御」から四番目の「出―御」までの四種類・四事例の合計が八五九例となるので、この四種類・四事例のみで、〈「〇―御」用語〉の被使用全九五四例の九〇%以上を占めていることが分かる。故に〈「〇―御」用語〉の被使用事例としては、それら四種類・四事例が極く一般的なものといえよう。

つぎに〈「〇―御」用語〉の被使用事例について、これを氏族別・内容別に眺めてみると、事例数の上で、この用語が最も多見されるのは藤原氏(三五〇例)であり、源氏(三四一例)がこれにつき、以下、皇族(一九三例)↓北条氏(六〇例)↓氏族不明(三例)↓平氏(一例)の順となっており、事例数において最多の藤原氏から四番目の北条氏までの合計九四四例で、当該用語の全九五四例の実に約九九%にも達している。このことから件の〈「〇―御」用語〉の被使用事例が所見される氏族は、仮りに一例のみを有する平氏を除いて考えるならば、他はすべてそれら藤原・源・皇族・北条の四氏族のみに限られていることを理會しよう。さらにその平氏の一例とて、これが平清盛子女にして安徳天皇生母の建礼門院徳子の場合であることを重視するならば、この事例を皇族の場合に準じて考えてもよからう。とすれば、〈「〇―御」用語〉の被使用事例は、上述した藤原・源・皇族・北条の四氏族の場合に限られている、とみることも許されよう。

ところで、これら藤原・源・皇族・北条の四氏族と、同書の叙述対象範囲とする治承四(一一八〇)年から文永三(一二六六)年までの足掛け八七年間に君臨した源頼朝・同頼家・同実朝・九条〈藤原〉頼経・同頼嗣・宗尊親王の歴代

征夷大将軍職襲承者六名との相関関係をみてみるに、これら歴代將軍家が、それら四氏族のうち、独り北条氏を除く三氏族のみに出自していることを理會しうる。換言すれば、それら四氏族の中で独り將軍職襲承者を輩出していない北条氏のみが、諸多の氏族の中にあつて唯一の「〇〇御」用語対象主格者」とされている(但し、上述した如き理由により平家の一氏族を除外して考える限りにおいて)。ことである。これを以て同書の表記・表現意識面において、北条氏が藤原・源・皇族の三氏族と略々同等・同格と見做され、そのように処遇されていることを語り示す証跡と判釈しえよう。

それでは、この歴代將軍職襲承者についての「〇〇御」用語の被使用事例の実態や如何というに、源頼朝が「入御」(四一例)、「渡御」(三九例)、「還御」(二八例)、「出御」(二五例)、「着御」(二〇例)、「薨御」(六例)の都合六種類・一五九例。同頼家が「還御」(二五例)、「渡御」(二五例)、「出御」(二一例)、「入御」(二〇例)、「着御」(二一例)の都合五種類・五二例。同実朝が「入御」(二八例)、「還御」(二三例)、「渡御」(一九例)、「出御」(二六例)、「薨御」(四例)、「着御」(二例)、「入御」(二例)の都合七種類・九一例。九条〈藤原〉頼経が「入御」(八一例)、「還御」(五四例)、「出御」(四七例)、「渡御」(四〇例)、「着御」(二二例)、「下御」(二例)、「遷御」(二例)、「薨御」(二例)の都合八種類・二三八例。同頼嗣が「入御」(二三例)、「還御」(八例)、「渡御」(六例)、「出御」(五例)、「着御」(二例)の都合五種類・四三例。そして宗尊親王が「入御」(四四例)、「出御」(三三例)、「還御」(三三例)、「着御」(四例)、「下御」(四例)、「渡御」(四例)の都合六種類・一二〇例というように、これら種類数と事例数のうち、事例数の点では、九条〈藤原〉頼経が二三八例で最も多く、源頼朝が一五九例でそれにつき、以下、宗尊親王(二二〇例)↓源実朝(九一例)↓同頼家(五二例)↓九条〈藤原〉頼嗣(四三例)の順となっていて、九条〈藤原〉頼嗣が最も少ない。而してこのように事例数の最も多い九条〈藤原〉頼経は、種類数においても亦、八種類というように他余の將軍家の場合よりも多く、逆に歴代將軍家六名の中で事例

数の最も少ない九条〈藤原〉頼嗣は、やはり種類数においても、五種類というように最も少なくなっている。さらにこの種類数において、九条〈藤原〉頼嗣と並んで五種類というように最も少ないのが源頼家であり、これに加えて、この将軍家源頼家については、他余の歴代将軍家五名の各々については勿論のこと、それに源頼家当人及び諸他の人々を含めた全体的場合についても認められる処の、〈「〇―御」用語〉の被使用事例のうち、「入―御」が最も多用されているという表記・表現上の事実が認められないのである。この点で件の源頼家は、歴代将軍家六名中、表記・表現面において極めて特異な様相を呈している存在といえよう。

ところで、藤原・源・皇族の三氏族に出自する歴代将軍家六名の、〈「〇―御」用語〉の被使用事例数に関して、(一)それら歴代将軍家六名をも含めた〈「〇―御」用語〉の被使用全事例数に占める割合は如何ほどか、(二)それら各氏族の中で占める将軍家の割合は如何ほどかというに、まず(一)についてみるに、源・藤原・皇族の三氏族に出自する歴代将軍家六名の〈「〇―御」用語〉の被使用全事例数は、七〇三例を数えるので、これが〈「〇―御」用語〉の被使用全事例数九四八例(この事例数は、〈「〇―御」用語〉の被使用全事例数九五四例より、所屬氏族の何たるかということと直接関わり合いない「其他」の六例を差し引いたものである。)に占める百分比は、約七四・二%ということになって、歴代将軍家六名の〈「〇―御」用語〉の被使用事例合計数は、歴代将軍家六名をも含めた〈「〇―御」用語〉の被使用全事例数の約四分の三弱を占めることになる。これは、同書が歴代将軍家六名についての行跡・事蹟を中心にその叙述を進展せしめてゆくという記載体例が採られていることを念慮するならば、自と領解されることであらう。

つぎに(二)についてみるに、頼朝・頼家・実朝の源氏将軍家三代・三名の合計事例数は三〇二例で、同氏の全事例数三四一例の約八八・六%となり、頼経・頼嗣の藤原将軍家二代・二名の合計事例数は二八一例で、同氏の全事例数三五〇例の約八〇・三%となり、そして宗尊親王の皇族将軍家一代・一名の事例数は一二〇例で、同氏の全事例数一九三例の

約六二・二％となる。これにより、源・藤原・皇族の三氏族に出自する歴代將軍家六名を各氏族別にみた場合、それら各氏族全体の合計事例数に占める処の、件の各氏族に出自する將軍家の全事例数の割合において最も高率を印しているのが源氏將軍家（約八八・六％）であり、これにつぐのが藤原將軍家（約八〇・三％）であり、そして最も低率を印しているのが皇族將軍家（約六二・二％）であることを認知しうる。これを別言すれば、それら歴代將軍家六名を輩出してゐる源・藤原・皇族の各氏族にあって將軍家を除く他余の人々の占める百分比の高低度合の程において、皇族が最も高く、源氏が最も低く、そして藤原氏がその皇族と源氏の中間の位置を占める存在とされていることを諒解しうるのである。これは取りも直さず、こうした記述・記載が皇族を最も尊貴な存在として、これを最上位に位置づけ、それ以下に藤原氏↓源氏とつづく序列付けの觀念に基拠して為されていることを想察せしめよう。而してこうした觀念は、源氏將軍家から藤原氏將軍家を經て皇族將軍家に至るといふ現実における歴史の推移展開の跡と無縁であろう筈はなく、あるいはそうした觀念が因となつて歴史が推移展開し、あるいはまた、その推移展開の果として生成されてきたもの、と解悟されるのである。

四

それでは次に、將軍家を輩出した源・藤原・皇族の三氏族に、それを輩出しなかつた北条の一氏族を加えた四氏族の出自者でその殆どを占めているへ「〇一御」用語対象主格者〉の実態をば、それら各氏族別に、各氏族毎の事例数の優越順次に随つて考検してみよう。まず、藤原氏について、その事例を列挙すると左記のようになる（この各氏族毎の列挙順は、事例数の優越順に随い、あるいは事例同数の場合については、登場順に随つている。以下に列挙する他氏族の場合についても同様。）。

〈藤原氏の事例〉

- 1 九条〈藤原〉道家子息頼經

- 2 九条〈藤原〉頼経子息頼嗣
- 3 近衛〈藤原〉兼経子女宰子、宗尊親王御息所、惟康親王・掄子女王生母
- 4 樋口〈藤原〉親能子女大宮局（二棟御方）、頼嗣生母
- 5 九条〈藤原〉頼経子息乙若
- 6 坊門〈藤原〉信清子女、源実朝御台所
- 7 持明院〈藤原〉家行子女、九条〈藤原〉頼経御台所
- 8 九条〈藤原〉良経子息道家
- △○ 9 九条〈藤原〉道家子女藻壁門院樽子、後堀河天皇中宮、四条天皇生母
- 10 坊門〈藤原〉信隆子息信清
- △○ 11 坊門〈藤原〉信隆子女七条院殖子、高倉天皇典侍、後高倉院守貞親王・後鳥羽天皇両者生母
- 12 九条〈藤原〉兼実子息良経
- 13 伊賀〈藤原〉朝光子女カ（北条義時室）
- 14 坊門〈藤原〉信清子息忠信
- 15 九条〈藤原〉道家子息教実
- 16 西園寺〈藤原〉公経子女綸子、九条〈藤原〉道家室、藻壁門院生母
- 17 九条〈藤原〉道家子息良実
- 18 九条〈藤原〉道家子息実経
- 19 九条〈藤原〉道家子息福王（法助）

△○ 20 九条〈藤原〉兼実子女任子、後鳥羽天皇中宮

○ 21 西園寺〈藤原〉実宗子息公経

△○ 22 西園寺〈藤原〉実氏子女大宮院媁子、後嵯峨天皇中宮、後深草・龜山両天皇生母

これら二二例・二二名のうち、●印付加12の二例・二名は、いずれも将軍家、3は将軍家宗尊親王の御息所、4は将軍家九条〈藤原〉頼経室で将軍家頼嗣の生母、5は将軍家九条〈藤原〉頼経の子息、6は将軍家源実朝の御台所、7は将軍家九条〈藤原〉頼経の御台所、8は将軍家九条〈藤原〉頼経の実父、9は将軍家九条〈藤原〉頼経の同母姉にして後堀河天皇中宮で四条天皇生母、10は将軍家源実朝御台所の実父、11は将軍家源実朝御台所の伯母にして高倉天皇典侍で後高倉院守貞親王・後鳥羽天皇両者生母、12は将軍家九条〈藤原〉頼経の祖父、13は北条義時室、14は将軍家源実朝御台所の同母兄、15は将軍家九条〈藤原〉頼経の同母兄、16は将軍家九条〈藤原〉頼経の生母、17 18 19はいずれも将軍家九条〈藤原〉頼経の同母兄、20は将軍家九条〈藤原〉頼経の父方祖父の同母妹にして後鳥羽天皇中宮、21は将軍家九条〈藤原〉頼経の母方祖父、22は将軍家九条〈藤原〉頼経の母方従妹にして後嵯峨天皇中宮で後深草・龜山両天皇生母ということになる。そしてこれら二二例・二二名を次のように分類整理しえよう。

(一) ●印付加の将軍家当事者……………12の二例・二名

(二) ○印付加の将軍家近縁関係者……………御台所・室(3 4 6 7)、父母(1 4 8 16)、御台所の義父(10)、子息(2 5)、祖父母(8 12 16 21)、兄弟姉(5 9 15 17 18 19)、御台所の義兄(14)、伯父伯母(9 15 17 18 19)、御台所の義叔母(11)、従妹(22)、叔従母(22)、叔祖母(20)、曾祖叔母(20)の二二例・二二名

(三) △印付加の典侍・中宮等椒庭関係者……………9 11 20 22の四例・四名で、このうち9 11 22の三例・三名が天皇生母

(四) 右記(一)～(三)の●○△印以外者……………13の一例・一名

これにより、藤原氏に出自するへ「○」御「用語対象主格者」の殆どが(一)(二)(三)、すなわち●○△印付加の、將軍家当事者(●印)、あるいは將軍家の近縁関係者(○印)、さらには典侍・中宮等の椒庭関係者(△印、この中にある場合は遙かに)で占められており、そのうち事例数の上で最も多いのは、(一)(○印)の將軍家近縁関係者の場合であり、しかもこの事例の中には、(一)(●印)の將軍家当事者の事例や、(二)(△印)の典侍・中宮等椒庭関係者の事例もすべて包含されていることから判じて、同氏、すなわち藤原氏に出自するへ「○」御「用語対象主格者」は、將軍家と、その近縁関係者を中心にして、それに天皇生母を主とする椒庭関係者を包摂した人々ということになり、而してこうした分類の範疇外にある唯一の事例が四の13の一例・一名であることを明らかにしうるのである。

〈源氏の事例〉

源氏の事例としては、

- 1 源義朝子息頼朝
- 2 源頼朝子息実朝
- 3 源頼朝子息頼家
- 4 源頼家子女竹御所、九条〈藤原〉頼経
- 5 源頼家子息善哉(公暁)
- 6 源頼朝子息貞暁
- 7 源頼朝子女大姫
- 8 源頼朝子女乙姫
- 9 土御門〈源〉通親子女在子、後鳥羽天皇妃、土御門天皇生母

の九例・九名があり、これらについては、●印付加123の三例・三名が將軍家当事者、○印付加1〜8の八例・八名が將軍家の実父（1）、子息子女（2345678）、孫（45）に各々該当する者ということで將軍家近縁関係者、残りの9の一例・一名は、そうした將軍家近縁関係者ではなく、後鳥羽天皇妃で土御門天皇生母というように、源氏、しかも、1〜8の八例・八名のような清和源氏ではなく、村上源氏に出自する椒庭関係者ということになるが、その実、当該事例の在子は、源通親の実子ではなく養女であり、その実父は藤原氏の、いわゆる摂関相統孫以外の良門息高藤九世孫能円なのである。上記の如く彼女が後鳥羽天皇妃で土御門天皇生母となりえたのも、偏に養父源通親という恰好の後楯を得たからに外ならず、こうした点を重視して、この事例を敢えて先に触れた藤原氏に出自するそれとして挙げなかったのである。いずれにせよ、当該事例9は、源氏九例・九名の中にあつて諸他のそれと異なる例外的なものといえよう。

〈皇族の事例〉

皇族の事例としては〈表三〉に示す如く●印付加の1後嵯峨天皇皇子宗尊親王以下、二五例・二五名あり、

〈表三〉

皇族の「○」御「用語対象主格者」	◎○両印の有無	遠逝年・月・日（パーレン下右記載）並びにその記載条（パーレン下左記載）	備考欄
● 1 後嵯峨天皇皇子宗尊親王		文永11・8・1	（叙述対象範囲外）
2 高倉天皇皇子尊成（後鳥羽天〈上〉皇）	◎○	（延応） " 1・3・17条 1・2・22	
3 鳥羽天皇皇子雅仁親王（後白河法皇）	◎○	（建久） " 3・3・16条 3・3・13	

4 後鳥羽天皇皇子為仁（土御門天（上）皇）	◎ ○	（ " 寛喜 3・10・12 3・10・28 条	十月十一日の誤り
5 後鳥羽天皇皇子守成親王（順徳天（上）皇）		（ " 仁治 3・9・12	闕逸年
6 宗尊親王王子惟康親王		嘉曆 1・10・30	（ " 叙述対象 範囲外
7 後白河天皇皇女亮子内親王（殷富門院）	◎ ○	（ " 建保 4・4・2 4・4・15 条	
8 後三条天皇皇子貞仁親王（白河天皇）		大治 4・7・7	（ " 叙述対象 範囲外
9 後鳥羽天皇皇子雅成親王（六条宮）		（ " 建長 7・2・10	闕逸年
10 後鳥羽天皇皇子頼仁親王（冷泉宮）		（ " 文永 1・5・23	闕逸年
11 宗尊親王王女掄子女王			没年不詳
12 後白河天皇皇子高倉宮以仁王		（ " 治承 4・5・26 4・5・26 条	（ " 京洛の出来事を 同日条に記す
13 高倉天皇皇女範子内親王（坊門院）	◎ ○	（ " 承元 4・4・4 4・4・19 条	四月十二日の誤り

23 後白河天皇皇女觀子内親王 (宣陽門院)	◎ ○	(建長 4・4・6・6・8 " 4・6・19 条	
22 後高倉院守貞親王王女利子内親王 (式乾門院)	◎ ○	(建長 3・3・1・2 " 3・2・1 条	
21 後嵯峨天皇皇子久仁親王 (後深草天皇)		嘉元 2・7・16	(叙述対象 範囲外
20 後堀河天皇皇女一品宮暉子内親王	◎ ○	(嘉禎 3・3・8・8・2 " 3・8・7 条	
19 後白河天皇皇子定惠 (長吏) 法親王		(建久 7・4・18	闕逸年
18 欽明天皇皇子橘豐日命 (用明天皇)		用明 2・4・9	(叙述対象 範囲外
17 宇多天皇皇子敦仁親王 (醍醐天皇)		延長 8・9・29	(叙述対象 範囲外
16 高倉天皇皇子守貞親王 (後高倉院)	◎ ○	(貞応 2・2・5・5・14 " 2・5・18 条	
15 後高倉院守貞親王王子茂仁 (後堀河天皇)	◎	(文暦 1・3・8・6 文永 3・3・29 条	
14 順德天皇皇子懷成親王 (仲恭天皇)		(文暦 1・5・20	闕逸記事

24 後嵯峨天皇皇子雅尊親王	◎ ○	(建長 8・9・27 " 8・10・2条	九月二十五日の誤り
25 土御門天皇皇女諄子内親王	◎ ○	(文応 1・7・21 " 1・7・26条	

この「○」御」用語対象主格者」事例の員数の点では、件の皇族が上に触れた藤原・源両氏及び後に触れる北条氏の都合三氏族をはじめとする諸氏族のいずれよりも卓越しており、また、件の皇族の場合は、遠逝者に対して「崩(薨)御」の用語を使用している事例(◎印)と、遠逝のことを、その遠逝日(表三)遠逝年欄のパーレン下右側年・月・日。に、あるいは、その遠逝日よりさほど時日を隔てぬ後日(表三)遠逝年欄のパーレン下左側年・月・日。に以下の藤原・源両氏の列挙事例についても同様。)に飛脚・使者による注進・伝達の形を採って叙述している事例(○印)とを併有するケースが、全二五例・二五名中、234713162022232425の一一例・一一名(四四%)あり、これは、こうしたケースが、前に触れた藤原氏には、二二例・二三名中、

1 九条(藤原)道家子息頼経(建長 8・8・8・1511条)

8 九条(藤原)良経子息道家(建長 4・4・2・2721条)

9 九条(藤原)道家子女藻壁門院(天福 1・1・9・2418条)

10 坊門(藤原)信隆子息信清(建保 4・4・3・2414条)

11 坊門(藤原)信隆子女七条院殖子(安貞 2・2・9・2616条)

15 九条(藤原)道家子息教実(文暦 2・2・3・28条)

20 九条(藤原)兼実子女任子(暦 1・1・12・28条)

21 西園寺(藤原)実宗子息公経(寛元 2・2・8・29条)

の八例・八名(約三六・四%)あり、源氏には九例・九名中、

2 源頼朝子息実朝 (建保 7・1・1・27
7・1・1・27条)

9 土御門〈源〉通親子女承明門院在子 (正嘉 11・7・7・5
11・7・7・10条)

の二例・二名(約二二・二%)あり、そして後に触れる北条氏には、全くみられないことを念慮するならば、そうした一事例につき◎○両印の共存するケースが皇族に如何に多く見られるかを知りうるのである。これを要するに、へ「○」御」用語対象主格者」が皇族であり、しかも、それが特定人物の遠逝のことを叙述する記事である場合、こうした皇族についての記事の方が、藤原・源・北条などといった皇族以外の諸氏族についてのそれよりも、一層精細にして詳密を期さんとする意識に依拠して物されている、といえよう。

〈北条氏の事例〉

北条氏の事例としては、

- 1 北条時政子女政子
- 2 北条時氏子息時頼
- 3 北条義時子息泰時
- 4 北条時政子息義時
- 5 北条時政子息時房
- 6 北条時家子息時政
- 7 北条時氏子息経時
- 8 北条時氏子女檜皮姫

の八例・八名あり、これらはすべていわゆる得宗家流に所属する人々であり、このうち1は、将軍家源頼朝御台所、8は将軍家九条〈藤原〉頼嗣御台所、残り2、7の六名は、歴代執権（但し、5の時房一名を除く五名。）・連署（5の時房の一名。）就任者ということになる。この北条氏にあって最多事例数を有するのは、1の政子である。彼女の場合、既述の如く源氏にあって最多事例数を有する将軍家源頼朝の御台所として頼家・実朝・大姫・乙姫といった子息子女たちを設けたが、これらの子息子女たちは、すべてへ「〇―御」用語対象主格者〉である。このように、夫婦及びその所生子にそうした事例が認められるのは、他に、皇族にあって最多事例数を有する将軍家宗尊親王と、その御息所近衛〈藤原〉宰子と、それら両者の所生子たち（惟康親王及び掄子女王）、藤原氏にあって最多事例数を有する将軍家九条〈藤原〉頼経と、その御台所樋口〈藤原〉親能子女大宮局（二棟御方）と、それら両者の所生子（将軍家九条〈藤原〉頼嗣）、そして後鳥羽天皇と、その後土御門〈源〉通親子女承明門院在子と、それら両者の所生子為仁皇子（土御門天皇）の場合があるに過ぎない。而して、これら都合四例のうち、最後の一例を除く他余の三例までに、北条・源・皇族・藤原の四氏族にあって各々最多事例数を有する人物が、夫者として、あるいはその妻者としてみられ、さらに、これらの人々と、その所生子たちとの間に、同書に登載されている歴代将軍家六名のすべてが包含されているという歴然たる記載事実を指摘しうるし、また、これにより同書は、歴代将軍家の行跡・事蹟を基軸としてその叙述が展開されていることをも再認識しうるのである。

〔補記〕 こうしたことは、本誌前号において指摘した如く「御」（タマシ）字の被使用対象主格者が藤原氏に、

○ 坊門前大納言信清子女、源実朝御台所

○ 若君（九条〈藤原〉道家子息頼経）

○ 大殿（九条〈藤原〉良経子息道家）

- 若君御前（九条〈藤原〉頼経子息頼嗣）
- 故岡屋禅定殿下兼経子女（近衛〈藤原〉兼経子女宰子、將軍家宗尊親王御息所）の五名あり、源氏に、
- 前武衛將軍（源義朝子息頼朝）
- 姫公（源頼朝子女大姫）
- 若公（源頼朝子息頼家）
- 若公（源頼朝子息実朝）
- 姫君（源頼朝子女乙姫）の五名あり、そして北条氏に、
- 御台所（北条時政子女政子）
- 北条武衛（北条時氏子息時頼）
- 相州姫君（北条時頼子女）の三名あって、これら藤原・源・北条の三氏族・一三名のうち、既述したへ「○―御」用語対象主格者」と重複しないのが、独り北条氏の●印付加「相州姫君（北条時頼子女）」の一名のみであるのに対して、皇族の「御」字の被使用対象主格者が、
- 一院第二宮（後白河天皇皇子以仁王）
- 上皇（後白河天皇皇子憲仁、高倉上皇）
- 先帝（高倉天皇皇子言仁、安徳天皇）
- 法皇（鳥羽天皇皇子雅仁、後白河法皇）

- 後鳥羽天皇（高倉天皇皇子尊成）
 - 長吏法親王（後白河天皇皇子定恵法親王）
 - 後朱雀院（一条天皇皇子敦良、後朱雀天皇）
 - 帝（茅渟王王女宝、皇極天皇）
 - 六条宮（後鳥羽天皇皇子雅成）
 - 冷泉宮（後鳥羽天皇皇子頼仁）
 - 仲恭天皇（順徳天皇皇子懐成）
 - 後鳥羽天皇皇子為仁（土御門院）
 - 後鳥羽天皇皇子守成（順徳院）
 - 前齋宮（後高倉院守貞親王王女、式乾門院利子内親王）
 - 初齋宮（後堀河天皇皇女昱子内親王）
 - 後三条院（後朱雀天皇皇子尊仁）
 - 親王家（後嵯峨天皇皇子宗尊親王）
 - 一院（土御門天皇皇子邦仁、後嵯峨院）
- と一八名あるうち、件の「○」御「用語対象主格者」と重複しないのが、●印付加の七名の多きを数えうることから言い得られよう。